

河陽花

河陽風土饒春色  
吹入江中如濯錦

一縣千家無不花  
亂飛機上奪文沙

同。

奉和河陽十詠一首

良安世

五夜月

客子無眠投五夜  
一看圓鏡羈情斷

正逢山頂孤明月  
定識闔中憶不歇

同。

奉和河陽十詠四首(一首)

仲雄王

河上船

晴初駐蹕馳玄覽  
爲虛物情不相怨

一點孤浮江上船  
乘吹遙度浪中天

水上鷗

行客近起清江北  
鷗性必馴無取意

御覽煙鳴水刷鷗  
况乎玄化及飛浮

山寺鐘

古寺館東山翠下  
天籟相和幽洞谷

日暮噉啖響疎鐘  
餘音過盡白雲峯

同。

奉和河陽十詠二首

朝鹿取

江上船

江湖漫令流幾年  
已似飛龍遊雲裏

日夜送迎往還船  
還看翔風入天邊

水上鷗

河陽別宮對江流  
能知人意狎不去

不勞行往見群鷗  
或沂或沿與波遊

同。

奉和河陽十詠一首

滋真主

山寺鐘

行虬屢寫江樓靜  
諳識山僧巖水嗽

一道聞來初夜鐘  
焚香合掌拜尊容

扶桑集。

到河陽驛有感而泣

管亟相

去歲故人王府君  
我今到此問亭吏

驛樓執手泣相分  
爲報向來一點墳

本朝無題詩。

遊河陽賦漁父

藤原通憲

煙波深裡有漁父  
唯憶一竿投曉浪

高唱棹歌足斷腸  
不知兩鬢變秋霜

餘年生計菰蒲利  
呂太公賢誰得識

後日孫謀風水鄉  
釣人何必謂濱陽

同。

夏日遊河陽別業

藤原明衡

晨辭東洛更南嶺

適至河陽漸及昏



列岫傍江雲色映，奔流渡石雨聲喧。  
 孤輪夜月明遙漢，一片暮煙出遠村。  
 伴老友朋松偃蓋，忘憂媒介桂盈樽。  
 長堤放馬居巖畔，古渡呼舟立浪痕。  
 臨瀨紫藤花自倒，龍洲綠草葉初繁。  
 清吟興引猶留客，緩步力疲被助孫。  
 揚柳岸危當竹戶，莓苔路細入柴門。  
 緋衫位淺幽庄思，素髮齡衰旅杏魂。  
 爲對農夫田父導，筆耕年久漏皇恩。  
 暫到河陽辭洛下，終朝乘興及黃昏。  
 貞松蓋際鶴聲滑，俯竹葉中鷲嘯喧。  
 雲色氛氳跨遠岫，月光皎潔照遙村。  
 放遊三日勸蘭橈，子時來宿此處已及三日故云 酣觴一時酌桂樽。  
 岸樹煙垂浮水面，洲蘆綠靡襲沙痕。  
 漁翁鬢上霜蓬冷，隱士庭前路草繁。  
 文苑列名慙武子，儒林期葉慕公孫。  
 蔣君徑靜苔埋地，陶令家荒柳鎖門。  
 古洞嵐嵐空破夢，連峰猿叫幾搖魂。

久携書帙隔柴路，只待風衙仰聖恩。  
 雜言奉和 奉和聖製河上落花詞一首 坂田永河

天子乘春幸河陽，河陽舊來花作縣。一縣併是落花時，落花飄颺映江邊。  
 灑香不異武陵迷，輕盈剪鬢陽臺夢。山路吹落明月中，渡頭紛紛細草叢。惜落花，飛來飛去任春風。  
 將花擬人人將故，人故花新遞惜紅。只爲芬芳近仙看，万樹榮暉一種同。看落花，一半蕭灑一半結。  
 今歲嗟跼雖落盡，明年還復堪攀折。

同。 奉和御製江上落花詞 晉原清公

煙霞四照作春粧，野樹山花總是香。江風一過吹花去，片片飄飄落何處。  
 津家妖艷蠶未出，徒對落花與飛絮。看落花，落花數種色，榮盈圓圃望無極。酷妬樓中鉛粉彩，  
 擬奪機上霞錦織。惜落花，雲布星暉麗有餘，灑落發薄蝶相伴。飛點簾窻人不如，  
 年年歲歲花如茲。看來看去無息時，寂覽乘春憐物候，群臣仰止濟汾詞。

同。 奉和聖製江上落花詞一首 紀御依

河陽二月落花飛，江上行人花襲衣。夾岸林多花非一，飛滿空中灑江扉。  
 村人爭出掣芳柯，霞浦紛紛艷色多。澄潭低視彩浪起，水底初疑白雲過。對落花，落花看不歇，  
 紅樹千條一段發。儵忽飄零樹與叢，須臾鋪地不勝風。半著江磯浦口駁，半飛波上水顏紅。  
 見落花，落花欺雪滿湖裏，滿湖一繩投春水。無數亂來凡幾千，歷亂飄颺後復前。唯看日暮津亭下，  
 左右源花匝水燃。

同。 奉和御製江上落花詞一首 滋野貞主

晴江兩岸輕塵發，車馬爭來看物華。本道津橋春色久，桃花楊柳干人家。  
 灘頭漂母添紅粧，浦口漁夫泛錦浪。斷落花，落花迷灑不擇地，去馬飛禽綵色修。  
 怨婦看憐欲寄遠，商童褒取不求利。



惜落花、落花何處不風斜、山梨似雪溪邊飛、洲鷺疑雲林外歸、妾淚常悲共水滴、妾顏猶畏與花衰、一遇君王行月令、更使妾意荷芳暉。

奉和聖制江上落花詞

有智子

本自空傳武陵溪、地體幽深來者迷、今見河陽一縣花、花落紛紛接烟霞、孤嶼芳菲薄晚暉、夾岸飄飄後前飛、歷覽江村花猶故、經過民舍人復稀、對落花、落花猶未歇、桃花李花一段發、儻忽帶風左右渡、須臾攀折日將暮、歷亂香風吹不止、湖裏彩浪無數起、看落花、落花作雪滿空裏、空裏飛散投江水、可憐漁翁花中廻、可憐水鳥蘆裡哀、唯有釣船鏡中度、還疑查客與天來。

關戸院趾 附山崎南門趾

趾は嶋本村大字山崎の東北關戸神社の社頭に在り、城攝の境に近くして京都道に當れり、寛永七年宇多天皇の關を京城の四境に立てられし四關の一にして、驛路いにしへは都の羅城門より南久我細手淀の渡を越ぬ山崎橋を渡りて此に通じ、今の桂川を度りて向日町を經るものは文祿年中豊臣秀吉征韓のとき關きし所にして、隨ひて一に唐海道と稱せしといふ。關に官舎を置き關戸院と號せり。治安二年十月十七日入道前大相國の紀州金剛峯寺に詣てし時三十日に此に宿し、大納言時忠は輿を昇居させて男山の方を拜伏み、平兼盛は源公貞が大隅に下る時月明別れを惜しみ

はるかなる旅の空にもおくれなば羨しきは秋の夜の月。と歌ひ、大江嘉言は鞆中見月の心を以つて

草枕ほどを經にけり都出て、幾夜か旅の月に寐ぬらん。と詠みき。然れども關の廢絶の年月今詳かならず。

又字大手に山崎南門趾ありて殘礎なほ存し、又門趾を距る東一町に長さ五十間高さ一間餘の柵趾あり。

天正十年明智光秀の豊臣氏に備へんがため設けしものなりと云ふ。扶桑略記。

後一條天皇治安三年十月十七日入道前大相國云々、廿九日風靜波平、過田蓼嶋(中)未時指江口(中)卅日申刻於山崎岸邊下於御船御關外院院預前肥後守公則、壯殿寢内掃除庭中、飯之備盡善盡美、別供之御鉢具(中)過差之事雖不可然、依業已成不從厭却。榮華物語。伊周遠流の條

そち殿(伊)はろの日(長徳二年四)のうちに関戸の院といふ所にぞとまらせ給へる。この御ともにはさるべき檢非違使ども四人ぞ仕うまつりたりける。そのものどもの御車につきて參るぞ哀にゆゑしき。中納言(家)の御ともには左衛門延安といふ人は長谷の僧都(修)のはらからの檢非違使なり、それぞ仕うまつりたりける。あさましき事つきもせず。せき戸の院にて帥殿は御心ちあしう成りければ、御ともは檢非違使どもかうく帥はみだり心ちあしうとてためらひ候ふ母北の方(子)もやがてつと捕へてまたこゝになんと奏せさせれば、疾くくそのそちつくりひやめて速に下すべきよしならびに母きたの方すみやかに上げ奉れと宣旨あるに、中納言宮(子)の御有様もあぼしやり彼の母北の方をもあぼしやらせ給ふに、いみじうて、女院(子)も内(終)も遙かなる御有様をいと心苦しうあぼしめしてあほ殿(長)にも此の事よろしかるべくなど院(山)にせちに申させ給ひて、うち殿は播磨に中納言殿は但馬にとまり給へば、宣旨くだりぬ。この事を宮はつかに聞かせ給ひて、いみじう嬉しなどもあろかに覺しめさるゝも哀にいみじき御事ども也かし。關どの院にて播磨にとまり給ふ



べきになりぬればいみじう嬉しうおぼされてさば早う都へ歸らせ給へぬ、こよなう近き程にまかりとまりぬればいとうれしう侍り、又あやまちたる事はべらねばさりともし還さるゝやうも侍りなんなどなく、聞かぬ慰めさせ給ひてあげ奉らせ給ひ我(伊)は播磨へおはすかたみに遠ざからせ給へばいみじう悲しうなども世のつねなり。

謡曲 忠度

ワキ 大花をも愛しと捨つる身の、月にも雲は厭はじ。圓是れは俊成の御内に在りし者にて候ふ。扱も俊成なくなり給ひて後かやうの姿になりて候ふ。また西國を見ず候ふ程に此の度おもひ立ち西國行脚と心ざし候ふ。サシ 城南の離宮に趣き都を隔つる山崎や、關戸の宿は名のみして泊も果てぬ旅の習、愛き身はいつも交の、塵の浮世の芥川、猪名の小篠を分け過ぎて、吹月も宿かる昆陽の池、水底清く澄みなして、蘆の葉分の風の音、聞かじとするに愛き事の、捨つる身までも有馬山、隠れかねたる世の中の、愛きに心はあだ夢の、覺むる枕に鐘とほき、難波は跡に鳴尾渦、沖浪とほき小舟かな。

宗鑑宅趾

西國街道を隔て、關戸院趾の北方に在り、今は森本某の邸にして地字を稱して亦宗鑑と云ふ。宗鑑は江州佐々木氏の遺臣、諱を範光、通稱を稱三郎といひ、姓は支那にして室町氏の侍童たり。長ずるに及びて茶道を好み、最運歌を善くし一夜庵と號せり。此に幽棲して韻事を斷ひ其の名海内に馳するに至りしかば人呼びて山崎宗鑑と云ひき。弟子宗因、亦俳諧を以つて聞ゆ。邸後一井あり、宗鑑の遺物にして水甚清麗、極めて論茗に適するを以つて風流隠士の遠く來たりて之れを汲ひもの甚多く、其の名著し。

霞ヶ洞

山崎の西北方に椎尾山あり高さ三百五十尺、蟻蛭して山城の天王山に連なる。洞は其の南麓に在り、灣形を作せるのみにして他に殊奇なしと雖、後鳥羽天皇の水無瀬の離宮にましまし、時臨幸ありて此に春霞を賞し給ひきと云ふ。

河陽渡 附山崎橋趾

山崎より山城の橋本に通ずる渡船場にして長さ三丁餘、水の最淺き處は僅に三尺に過ぎざれども最深き處は一丈二尺に達し、舊時、河陽院の在りし附近なるを以つて此の名あり。昔は長橋を架して山崎橋と稱し、天平年中僧正行基の初めて造りしものなれども、仁明天皇の御宇洪水に遭ひて墜落し、後何時代にか再架せられしが、文徳天皇の御宇また斷たれ、ついで更に架せられしかども、後世に及びて全く斷絶し、今は纔に橋本の地名を存せるに過ぎず。又河陽橋と稱せられしも此の一名ならんか。

扶桑畧記 聖武天皇神龜三年行基菩薩造山崎橋、故老相傳云、造橋畢後、菩薩於橋上大設法會、洪水俄至、橋流人死粗有其數。

類聚國史

嵯峨天皇大同五年九月癸卯、依太上天皇命、遷都於平城、丁未、緣遷都事、人心騷動、仍遣使鎮固伊勢、近江、美濃等三國府并故關(中)戊申、又置宇治山崎兩橋、與渡市津、順兵。

續日本後紀



仁明天皇承和八年九月戊辰朔有洪水漂流百姓廬舍京中橋梁及山崎橋盡斷絕焉。

文德實錄。嘉祥三年九月丁酉先是七日大水山崎橋斷。帝以爲河橋易壞依水浸囓得其便地自無所害。是日詔遣中納言安倍朝臣安仁源朝臣弘參議滋野朝臣貞主伴宿禰善男等就山崎以察利害求其便地乃定置橋。

三代實錄。清和天皇貞觀十二年五月十四日乙丑以散位正六位上巨勢朝臣四甫爲造山崎橋使。同貞觀十六年八月廿四日庚辰大風雨(略中)與度渡口四邊三十餘家山崎橋南四十餘家流土人居屋中隨流蕩去者甚多。

同。同年十二月廿六日庚辰檢非違使起請二條其一(略中)亦觸類應彈之事多在山崎與渡大井等津頭云々。

同。陽成天皇元慶六年六月廿五日庚寅夜山崎橋火燒一間。

光孝天皇仁和二年二月廿日庚午山城國山崎津頭失火延燒民廬舍數十宇。扶桑略記裏書。

醍醐天皇延長五年四月十日申山崎橋二間斷壞人馬數十死損之由。六月四日癸未被定造東大寺長官并山崎橋使等事內匠允大伴彥真等爲造橋使。

同七年七月廿六日癸巳從午後大風暴雨終夜殊烈京中損壞不可勝計(略中)山崎橋六間斷壞了。昔大同仁壽比雖有此災不及此云々。日本紀略。

醍醐天皇延喜十八年八月十七日丁巳晚淀川水如海岸流入者共屋流獸者溺斃其山崎橋南端入水二間許。

三代實錄

清和天皇貞觀九年秋七月十二日己酉權僧正法印大和尚壹演卒。壹演者右京人也云云。嘗乘舟信波浮蕩到河陽橋邊暫留往水次。

文華秀麗集。

奉和河陽十詠四首の(三首)略

河陽橋

仲雄王

別館雲林相映出

門前脩路有河橋

上承紫宸長拱宿

下送蒼海永朝潮

泥之草再新 河陽別業即事

長堤放馬居巖畔

古渡呼舟立浪痕

土佐日記

十一日雨(略)か降りて止みぬかくてさしのぼるに東の方に山のよこほれるを見て人に問へばやはたの宮といふ之れを聞きて喜びて人々をがみたてまつる。山崎の橋見ゆうれしき事かぎりなし。

女九塚 二子山

繼體天皇御陵の正北三町許阿武野村大字土室字二子山に在りて同村生田萬太郎の所有に屬し廣義



僅に百二十坪にして椎松數章雜木の群を抜けり其の形によりて俗に二子山と稱し傳へて繼體天皇十二妃の内九人を葬りし所とせり抑繼體天皇は第廿六代の聖主にして大統を嗣ぎ給ひしより十數子を擧げ給ひしか大后を初として他に妃は七人に過ぎざりき然るを其の十二妃と稱するは普通例とせる所によりしものにして素より採るに足らざれども同天皇の妃の墳と稱せるより考ふるにメクはメコより轉せしものに非ざるか今日本書紀を案ずるに同天皇の妃に目子媛古事記には元妃あり尾張連草香の女古事記には尾張連の妹とありにして二皇子を擧げ給ひき一は安閑天皇にして一は宣化天皇なり然れども普く古書を檢し且宮内省が調査せるものを見るに一も同妃の墓を載せたるなし唯今は考證の十分ならずして直ちに明言し得ざるを憾むと雖世の考證家の特に進みて研究するあらば此の説また必しも一笑に附せらるゝものに非ざるを信ずるなり

### 前塚

阿武野村大字岡本の南方に残存せる一古墳にして封土の高さ貳丈七尺東貳拾間南北拾八間周回壹町三拾間許あり傳説に據れば古この邊を鬮野と呼び額田大中彦子も狩し給ひしことあり故に皇子の墳墓なるべしと大字氷室に鎮座せる鬮野神社七座の中に皇子を祭れるあり蓋何等緣由の存せるものならん里老云ふ今を距ること數十年前土人塚邊を掘鋤せしに偶々曲玉管玉石鏡劍等を得深く整つに及び石棺見はれしかば戰慄して止め且得し處のものを故の如くに収めきと其の遺址なほ存せり

日本書紀

仁德天皇六十二年是歲額田大中彦皇子獵于鬮野

### 靈仙寺

阿武野村大字靈仙寺の中央に在り鶴林山と號し眞言宗高野山南院の末寺なり寶龜九年開成皇子の開基創建せし古刹にして初靈山寺と稱し後山を仙と改む天正年中高山友祥の暴火に罹り堂宇全く烏有に歸して法門大いに衰頽を來たしが其の後僧彌清再建して中興せしもの即今の堂宇是れなり封疆壹町壹反七畝拾六歩邑の東方に一石標を立て左の數十字を鑄せり

表面 一言不動尊鶴林靈山寺  
側面 寶曆七年歲次丁丑秋九月

蘇州 沈士龍 謹書 陽旅館  
當山第十世現住本瑞覺峯十界助緣敬立

### 八十塚

阿武野村大字塚原の北方數十の墳塚疊々として廣たはるもの總稱して八十塚といふ蓋其の多きに因り塚原の名亦茲に基けるものならん何人の墳塚たるか知る能はざれども或ひは曰ふ仁德天皇の御宇の公卿の墳墓を此の地に設けしものなりと

### 茨木町

古中條の莊に屬し寶龜年中は練切と稱し後或ひは荆木に作り正治年中に至りて今の字に改めきとぞ十三朝集に云ふ大同二年阪上田村鹿茨木町を造ると蓋町の權輿ならん又正治二年及び弘長二年

名勝舊蹟誌(一) 攝津國三島郡



の勝尾寺々記に中條茨木村と記したれば其の中條莊に屬せしや明らかなり。中世の沿革は知るべからざれども建武年中楠正成初めて茲に築き、城趾の條參照天正五年中川清秀の所領と爲り、尋いて川尻氏、片桐氏代りて之れを領せり。元和三年に至り城廢せられて徳川氏代官の支配と爲り、以來、數次の變遷を経て永井氏の領に歸し明治二年加納藩治と爲り、四年十一月大阪府の所轄に移り以つて今日に至れり。町村制實施に際して上中條下中條の二村を併はせ尋いて町と改む。

町は郡の中樞に位し東北二方は三島村に接して安威川其の界を驅り、南は玉櫛村に隣し西は春日村と界せり。地勢平坦にして茨木川は逶迤として西方を流れ田園四方に繞りて沃野遠く開け、茨木街道は豊川村より來たり中央を貫通して大冠村に至り、高槻街道は三宅村より起りて磐手村に向かひ、官線鐵道の茨木驛は西北に在りて交通運輸共に便なり。北市場町、北中町、北清水町、西馬口引町、東馬口引町、西外の町、北外ノ町、東外ノ町、東突抜町、西突抜町、魚屋町、材木町、城ノ町、六軒町、柴屋町、米屋町、鳥屋町、鉾屋町、立町、東大町、西大町、西ノ町、寺町、南清水町、南中ノ町、新庄町、主原町等の市坊を有し、郡役所、警察署、區裁判所、稅務署等の公署の外、會社、銀行、學校等の設あり、商業旺盛にして郡の都會たり。

### 茨木神社 附天石門別神社

茨木市街の西端、停車場の東方四丁に在りて素盞鳴命、天兒屋根命、八幡大神を祀れり、創建の年月詳かならず、古は町の宮本坊に在りて、天正年中織田氏の異教を信じて處在の神社佛閣を燒き、唯、天照大神、春日大神、八幡大神及び牛頭天王は燒くべからずと爲し、時此の社も天石門別神社を以つて偽りて牛頭天王と稱し幸に劫火を免るゝを得、後、更に勸請し、尋いて社を今の地に移し明治五年に至りて郷社に昇格せり。

天石門別神社。 茨木神社社殿の後方に在りて天兒屋根命の外祖天石門別命と天宇受賣命とを合祀せり、式内の神社にして古は茨木神社と共に宮本町に在り、後、共に此に移りて更に豊岡大神、天照太神を配祀せり、舊境内の一小祠たるに過ぎざりしが市民事由を具して昇格を官に請ひ、明治十二年初めて郷社に列せられたり。

天滿神社。 茨木神社の境内東方に在り楠正成の攝河泉守護として茨木城を築きし時勸請して城の鎮守と爲し、世々の城主深く崇敬し來たりしが城の廢せらるゝに及びて此に遷り、降りて明治十二年村社に列せられたり。

社地は古の茨木城趾の一部にして茨木川の右岸に沿ひて南北に長く、東は市街に連なり南は直ちに道路に接して一大華表を立てたり。社殿は南面して壯麗なり。天石門別神社の床下に赤井あり西に黒井ありて共に名水たり、其の他、末社數座境内に在りて老松十數章落々として盤舞し、櫻桃其の間を點綴して風致に富めり。

寶庫に後小松後花園兩天皇の宸翰及び古代の古鈿、信國、兼光、國俊等の名劔を藏せり。

### 茨木城趾

茨木町西方の城ノ町及び茨木神社の神域は其の趾にして東西二町、南北三町餘あり、今は肆店櫛比して遺趾の見るべきなく、唯、三方に濠池の如きの存せるあるのみ。土俗之れを御土居と稱ひ西方は茨木川を以つて壘とし、傳へて建武年中楠正成の築き元和三年終に廢城となるといへども攝津名所圖會に茨木城は福富氏始て築く、中頃、中川清秀居城し、其後、片桐東市正且元こゝに居城すといへるもの正しからんか、又、除邑録には、四万石攝津茨木城主片桐出雲守孝行寛永五年月日卒、無子、邑除、殊賜一万石



于弟半之丞とあり、以つて其の沿革の一斑を知るべし。

### 新屋神社 附、疣水、疣櫻

三嶋村の西河原の北に在りて天照國彥火明命を祀り、延喜式に載せたる新屋坐天照御魂神社三坐中の一坐にして今は纒に村社に過ぎざれども上古は官幣の大社たりき。社傳に云ふ、神功皇后の三韓を征し給ふに當り此の新屋河原に於いて大祓を爲し給ひしが、凱旋の後當社に幣帛を上り新たに屋を建て、人馬を息はしめ給ひき、新屋の稱は是れに起り遂に社名に冠せしむるに至れりと。降りて天正十二年八月、中川清秀三座を造營せり。天正以前は封境廣大を極めたりと傳ふれども今は甚廣からず、然れども松杉鬱茂として社頭を蔽ひ清寂の氣の衣袂に入るものあり。社頭十數間を離れて玉の井あり、俗に疣水と謂ひ、疣黒痣を洗ふに立ちに落つと傳へ、傍に一小祠を建て、之れを護り賽者日に數十人を下らず井の後方に老櫻數株あり疣櫻と稱し、其の殊に大なるものは根部より約十枝を分岐して各枝の周圍三尺より四尺に及び、枝椹四方に延びて數十坪の地を蔽ひ花時の艶麗賞するに堪へたり。案ずるに地は附近の勢に似ず宛然館趾なり而して疣水の稱は便の水より轉訛し神社社頭の水なりと傳ふれども或ひは文德實錄に嘉祥二年三月乙卯朔癸亥攝津國節婦土師衣富特授位二階終身免國戶田租と見ゆる衣富より來たりしものに似たり。上田邊野身神社の附近は昔時土師の里と稱し此の地を距る僅に里許なれば同女の館趾か若しくは墳墓にてはあらざるか。殊に櫻樹を植ふるが如きは同女の性行によりて後人のせしもの、如し。

### 繼體天皇御陵

三島村大字太田の東北に在りて西國街道を距る數十歩なり、一堆の丘陵その高さ五丈餘、周圍五百五十間にして坪數壹万九千七百十六あり。地以前は藍に屬せしを以つて藍野陵と稱し、外面には深渠ありて碧水湛へ、全山老松鬱蒼として頂上に自然石五個あり、各五尺許にしてもと石棺に用ひしものなるべく、一時農家に散在せしを元祿年中德川氏命を傳へて舊地に納めしめ、繞らすに柵を以つてせり。里俗池上陵と云ひ、拜處は南方に在りて街道に面せり。陪塚三箇あり各二三十坪許なり。天皇は應神天皇五世孫にして、初退きて地方に居給ひしが武烈天皇の晏駕せられて嗣なかりしを以つて群臣に迎へられて祚に登り、在位二十五年にして磐余玉穗宮に崩じ給ひき、御年詳かならず。拜處の側に八阪神社ありて須佐之男命と譽田別命とを祀り、四月十日、十一月六日の兩度を以つて例祭を行へり。

古事記玉穗宮段。

天皇御年肆拾參歲、御陵者三島之藍御陵也。

繼體天皇紀。

二十五年春二月天皇病甚、丁未天皇于磐余玉穗宮崩、年八十二。

諸陵式。

三島藍野陵、磐余玉穗宮御宇繼體天皇、在攝津國島上郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟。

扶桑略記。

繼體天皇廿五年辛亥二月天皇春秋八十二崩、同年十二月葬于攝津國島上郡三島藍野陵、高三町。

### 太田神社



三島村大字太田に在り式内神社にして素盞鳴尊天照大神豊受大神を祭り土俗大神宮と稱せり社域五百八十三坪を有して裡に天神社稻荷社の二座あり明治五年村社に列せられり。

古墳

三島村大字耳原の北方毛受野にあり三塚相并ぶ一は周回一町餘巨石を以つて是れを構へ南方に入口あり其の内に二基の石棺ありて一棺既に空虛となり里人之れを履仲天皇の御陵と呼べり一は周回凡一町許にして上に稚松叢生し仁徳天皇の御陵と稱せり他の一は九塚と謂ひ周回前者に同じく濠ありて三面を繞り亦反正天皇の御陵と稱せり村民虎谷某之れが古傳記を藏せり左に録せん但三天皇の御陵共に和泉國泉北郡に在り誤るべからず。

往古聖德太子三ツの御陵を拜禮して一所は伊耶本和氣命の御陵のあばけたるを憂ひたまひて播州老石村の石工を召して石棺石櫃を作りて以て木と金の香爐に中關半弓二鬯矢二對髮毛中關此四品右石室の中に岩石をつみて上にありしを棺櫃に入れ石室のあばけたるを石を以てつくりひ村民土を持山の如くなし上に樹木を植へ本の御陵と爲し又中の御陵は水齒別命西の御陵は仁徳天皇也とて中關天事を守りたまひとて所の藥師寺を以て御陵守りとし所の地所三町四面を被下後多田滿仲公婦與安京都に置く婦妾を嫉妬たまひ妾ついに滿仲公を中關多田村を尋ね耳原の驛にて中關産及び所の百姓五月田植の節蓑を敷て以て御産男子を生す中關時藥師寺の隱居室に入れまして御養生其時滿仲公向ひ公來て此里の本陣虎石の有るを見て虎谷と姓をくたし此時妾と男子有を藥師寺の僧道順法印に養育を頼みて月百貫文をつかわして後此里に宅を建て月百貫文を積て以て後里人唯長者と呼ぶ此時虎谷政澄に中關田地三町道順には三町四面の地を被下又百

受野耳原の驛者本より守護不入の地也此時滿仲公三ツの御陵を尋ね僧道順法印虎谷政澄の案内によりて敬てゑろがみ是はつたい聞く大雀命伊耶本和氣命水齒命の兩三の御陵也中關守護して村民はぬかつき通路可有者也後祭料として改めて藥師寺へ地所三町四面永代附置被下者也中關藥師寺時闕時天曆三己酉五月中關道順法印中關建長元己酉年鎌倉之執權時頼三ツ之御陵を改む不入地をたひし一書を下す又一里塚を建て其節三ツ之御陵大節に被守護様と所の藥師寺永存法師と虎谷政義兩人ニ御書を下す其書に  
往古 大雀命 伊耶本和氣命 水齒別命兩三之御陵以來大切に可相守者也  
建長己酉二月日

津之國  
毛受之郷  
耳原驛  
藥師寺  
永存  
虎谷政義

太田城趾 附雲見阪太田太郎墓

又西北隅に楯塚と稱するあり天正年中明智日向守此に陣し且軍糧を埋めし處なりと傳ふ。  
繼體天皇御陵の西南に在り太田頼基の築きし所にして頼基は鎌倉の一雜兵に過ぎざれども文治三



年源頼朝の義経を討たしむるに及び憚りて遂に自殺せりと。事、東鑑に在り。爾後、世々太田氏此に據り廢城の年月詳かならず。城趾田圃と爲りたゞ城の崎城の前の字地を存せり。又、東方の西國街道の南北に跨り雲見阪と稱する處あり、頼基茲にて雲氣を見て軍の勝敗を卜せりと云ふ。南方田麿の間に太田氏の墓あり、高さ三尺許の自然石の碑を立てたり。

### 幣久良社

三島村大字耳原の北方幣久良神社の境内に老松の隣として天に參するもの之れを幣久良社とす。八雲御抄に

月夜には手久良の杜もくからず、ましてしらの瀧いかならん。

と見ゆるもの即是れなれども、此の詠、誰の作なるか詳かならず。社は倉稻魂神を祭り式内の大社なり（但、今は村社）

社を距ること遠からぬ字毛須野と稱する地に古墳あり。一を九塚と云ひ、周圍凡一町、濠渠ありて其三面を繞り狀恰小陵に似たり。故に里人或ひは之れを反正天皇の御陵と云ふ。一は周圍略九塚に均しく上に稚松生じ仁徳天皇の御陵と稱せり。村に虎谷某あり之れが古傳記を有す。然れども二陵共に泉州に在りて、此の二者は他貴冑の墳墓なるべく、思ふに地名の毛受野なるより附會せしものならん。尙、泉北郡の部參照すべし。

### 牟禮神社

三島村大字中の東北安威川の堤畔に鎮座せる延喜式内の神社にして須佐之男命天兒屋根命の二座

を祭れり。昔は社殿は字牟禮にありしが後現今の處に移し、構造粗笨にして茅葺の小拜殿あり。

### 惣持寺

あしなべて高きいやしき惣持寺の、佛の誓たのまぬはなし。

補陀洛山と號し三嶋村寺名の大字に在り西國三十三道場の二十二番に當り眞言宗寶城院の末寺なり。本尊は十一面千手觀音にして脇壇に春日明神、天照大神を安置せり。今、其の縁起を閱するに、仁和二丙午の歲五月大職冠鎌足の裔山陰中納言政朝の開基にして、寛平二年の創建なり。是れより先、仁明天皇の承和の頃中納言の父越前守高房太宰太貳となり任に筑紫に赴かんとして、毘江を下るや、穗積の橋邊に於いて漁民の巨龜を得て將に屠らんとするを見一領の單衣を與へて之れを購ひ助けて水中に放ちき。其の夜河口に泊し、黎明纜を解かんとするに際し、誤りて其の携ふる所の稚兒を水中に陥れ、大いに痛悼して觀世音を祈りしに須臾にして烟波の中に巨龜の稚子を載せて出づるを見て甚く大悲の功德の空しからざるを感じ、宰府に着して後その靈像を作らんと欲し來舶の唐の人僑に砂金千兩を與へて清涼山下の香木を需め、人僑は唐に歸りて香木を日本に輸せんことを奏せしに許されざりしかば、之れに旛檀香木を日本高房に寄すとの文を刻みて東海に流し、以つて高房に報いんとせり。然るに高房既に卒し、其の子山陰長じて中納言に任ぜられ都督を拜して鎮西に在り、國郡を巡視して海邊に一浮木を得、人僑が刻みし銘を見て奇異に感じ任滿つるに及びて之れを携へ洛に歸れり。然るに途次この地に憩ひしに香木重くして擧ぐる能はざりしかば念じて曰はく、此の地有縁の處ならば像成りし後伽藍を建立して安置すべしと。是に於いて木輕きこと舊の如し。よりて和州長谷寺に詣てて良工を得んことを祈りしに七日にして夢むらく、明旦下山のとき遇はんものは即ちの人なりと。味



爽山寺を出づれば蓬頭垢面の一盞の果して鐔刀を持して來たるに遭ひ伴なひて京師に歸りしに、最  
 は一晝夜にして十一面大士の像を彫刻し相好圓滿甚凡ならざりしかば之れを試の尊像と稱し更に  
 囀するに香木を以つてせり童子、一千日を期して刻すべきを約し一室に入りて出入を禁じ、期に及び  
 て戸を開けば大悲の像は巖然として立てれども而も童子在らざりき是に於いて童子は長谷觀音の  
 化現なるを知り崇拜愈々厚し、時は實に仁和二年五月十五日にして、其の四年二月四日政朝逝けり。政  
 朝七男七女あり、寛平二年父の大祥忌を以つて遺誓を履み七堂伽藍を建立して冥福を濟し、後、花山法  
 皇は御巡幸ありて二十二番の靈場と定められ、一條天皇は勅して御願寺と爲し且別當職三綱阿闍梨  
 定額僧を置かせられ、後一條天皇は當國及び播磨和泉三國の租を割きて施入し給ひ、白河鳥羽兩天皇  
 の御歸依亦淺からざりきといふ。以上は縁起の大略にして、又龜の事は今昔物語に詳なれば下に之れ  
 を擧げたり。又十訓抄にも在り參照すべし、降りて天文元龜に至りて戰塵の巷となり東西五町南北六  
 町の寺域の裡に宏壯輪煥を極めし伽藍及び十二の僧坊も全く焦土と化し、又千石の寺領をも失ひき。  
 此の時本尊は猛火の中に在りて其の下半を焦し、上半のみ纒に全きを得て今に尙存せり。尋いて天正  
 年中兩度回祿の災に罹り、文祿三年また震災に逢ひて益々衰頽せしが慶長八年二月に至りて豊臣秀  
 頼は片桐且元に命じて再建せしめ、徳川氏に入りては三十石の朱印を寄せき。現在の堂宇は即この秀  
 頼の再建なり。

寺域は大字總持寺の西南に位し高燥にして三千三百餘坪あり、口は西方にありて石礎數十級の上に  
 樓門あり、樓門を入れれば賽路直ちに本堂に到る。本堂は桁行五間半、梁行六間の宏麗なる伽藍にして、本  
 尊は即觀世化現童子の作なり。右に護摩堂、書院(試觀堂)經藏、鐘樓、藥醫門あり、左に庚申堂、藥師堂、地藏堂  
 あり、其の他、閻魔堂、太子堂、寶藏等の堂宇所在に錯落し、又佳木の間々其の間を點綴せるあり、四圍は塙

壁高く連なりて處々に門を設け清淨幽寂にして遠く塵俗を避け、晨鐘夕梵は里落到響きて更に隨喜  
 渴仰の念を強からしめ、千古の巨刹當代の名寺にして實に俗界の淨土なり。政朝の廟、奥院及び姫塚は  
 相距る甚遠からず。

寺寶頗多く殆數百点あり、左に擧ぐるが如きは其の殊に見るべきものとす。

傳後小松天皇の宸翰縁起、足利尊氏の祈狀、楠左馬頭制禁狀、土佐光成筆繪縁起(鑑査狀あり)、公卿堂上寄  
 合書、古法眼繪馬、土佐光成筆開基山蔭畫像、神作面、下總かさねの肉附面、傳山蔭念佛、傳片桐且元念持  
 佛、傳惠心僧都作辨才天像、傳弘法大師作不動明王、傳安阿彌作藥師如來之立像(鑑査狀あり)、土佐光成筆辨才  
 天像(上)、傳弘法大師筆般若心經、傳惠心僧都筆仙越阿彌陀、織物六觀音畫像、傳弘法大師自筆畫像、傳範俊  
 僧正作毛織曼荼羅、傳弘法大師請來の九鈷鈴  
 なほ古鐘ありしが今は亡く、其の銘のみは朝野群載に収められれば左に録す。

粵祖父越前守藤原朝臣歸心於普門妙智傾首於無礙大悲而墜露溘然閃電倏爾納言尊考軫先業之不  
 遂歎善因之未成多以黃金附入唐使大賀御井買得白檀香木造千手觀音菩薩曰惣持寺於是第二男備  
 前權介公利鑄豐鐘一口于時延喜十二年夏四月八日

今昔物語。

延喜天皇ノ御代ニ中納言藤原山蔭ト云人有ケリ、數ノ子有ケルガ中ニ一人ノ男子有ケリ形端正ニ  
 シテ父是ヲ愛シ養ケルニ繼母有テ父ノ中納言ヨリモ此兒ヲ取リキ悲敷シテ養ケレバ中納言是ヲ  
 極テ嬉シキ事ニ思テ偏ニ繼母ニ打預テナシ養ハセケル。然ル間中納言太宰帥ニ成テ鎮西ニ下ケル。  
 繼母ヲ後安キ者ニ思テアル程ニ繼母此兒ヲ如何シテ失フト思フ心深クシテ、鐘ノ御崎ト云所ヲ  
 過ル程ニ繼母此兒ヲ抱テ尿ヲ遺ル様ニテ取ハソシタル様ニテ海ニ落シ入ツ。ソレヲ即ハイハズシ



テ帆ヲ上テ走ル船ノ程ニ暫ハカリ有テ若君落入給ヌト云テ繼母叫テ泣ノ、シル帥是ヲ聞テ海ニ身モ投ルベカリ泣迷フ事限ナシ。帥ノ云、是ガ死タラン體ナリトモ求テ取上來レト云テ若干ノ眷屬ヲ浮船ニ乗セテ追遣ル。我乘タル船ヲモ留テ如何シテカ是ガアリナシ聞テユン行メ聞ザラン限ハ此ニ有ラント云テ留ルナリケリ。眷屬等終夜浮船ニ乗テ海ノ面ヲ漕行ト云ヘドモ何レカハ有ラ、漸夜明離ル、時ニ海ノ面トシテ渡ルニ海ノ面ヲ見遣バ浪ノ上ニシラハミタル小サキ物見ニ、鴨ト云鳥ナメリト思テ近ク漕行。立ザルハ惟シト思近ク漕寄テ見レバ此兒海ノ上ニ打ウカヒ居テ手ヲ以テ浪ヲ叩テアリ、喜ナカラ漕寄テ見レバ大笠許ナル龜ノ甲ノ上ニ此兒居タリ、喜迷テ抱取ツ。龜ハ即海底ヘ入ヌ。帥ノ御船ノ許ニ迷ヒ漕寄テ若君オハシマスト云テ指出シタレバ手迷シテ抱クマ、ニ喜泣スル事極ナシ。繼母モ奇異ト思ナガラ泣喜事限ナシ。此繼母ハ内ハ心ヲ深ク隠シテ思タル様ニ持成テアリケレハ帥モ偏ニソレヲ憑テ有クルナリ。カクテ船ヲ出テ行間ニ帥終夜肝心碎テ寢ザリタレバ、晝寄臥テ寢入クル夢ニ船ノ端ニ大ナル龜海ヨリ首ヲ出シテ我ハ物云ハント思タル氣色アリ。然レバ我船ノ端ニ指出タレバ龜ナリト云ヘドモ人言ハク如クシテ云、忘サセ給ケルカ一年我河尻ニシテ鵜飼ノ爲ニ釣上ラレタリシヲ買取テ放サシメ給シ所ノ龜ナリ、其後何ニシテカ此恩ヲ報マ申サント思年月ヲ過ルニ帥ニ成下リ給ヘバ御送ヲダニセント思御船ニ副テ行間ニ、夜前鐘ガ御崎ニテ繼母ノ若君ヲ抱テ船ノ高欄ヲ打越テ取ハツス様ニシテ海ニ落シ入シカバ其ヲ甲ノ上ニ受取テ御船ニ後レマツカク參ツルナリ。今、行末モ繼母ニ打解給フ事ナカレト云テ海ニ首ヲ引入ツト見テ夢覺ヌ。其後思出スニ一年住吉ニ參タリシニ、大渡ト云所ニシテ鵜飼有テ船ニ乗テ來ルヲ見レバ大ナル龜一ツ船ヨリ面ヲ指出テ我ニ面ヲ見合タリシカバ極テ最惜ク覺テ衣ヲ脱鵜飼ニ與ヘ河龜ヲ買取テ海ニ放ツル事有キ、今ノ思出タル、然ハ其龜ナリケリト思ニ極テ哀ナリ。繼母ノ性シク様

惡ク泣迷ツル思合ラレテ極テ憎シ。然レバ其後、兒ヲ乳母ヲ具シテ我船ニ乗移シツ。鎮西ニ下着テモ心ニ懸リテ後メタク思ケレバ別ノ所ニ兒ヲ住セテ常ニ行ツ、見ケル。繼母其氣色ヲ見テ心得タルナリケリト思テ何トモ云事ナカリケリ。帥任事テ京ニ歸上テ此兒ヲハ法師ニナシツ、名ヲハ如無ト附タリ、既ニ失タリシ子ナレバ無ガ如シト附シルナリケリ。山階寺ノ僧トシテ後ニハ宇多院ニ仕テ僧都マデ成上テソ有ケル。其中納言失ニケレバ、繼母子ナクシテ此繼子ノ僧都ニコソ養ハレテ失ニケレ。事ニ觸テ如何耻敷思出シケン、彼龜恩ヲ報ズルニシモ非ス、人ノ助ケ夢見セナドシケレバ最タ、モノニハ非ス、佛菩薩ナドニテ有ケルニヤトソ思ハル。此山蔭中納言ハ攝津國總持寺ト云寺造タル人ナリト語傳タル云々。

細川兩家記

天文十八年五月二日に惣持寺の西河原にて三宅城より香西與四郎取出芥川衆三好日向守衆渡合して合戦有、香西衆負て廿一人討死也と云。

藤原山陰墓

總持寺を距る北方二町許、同寺奥院の側に在り、數畝の地にして小濠之れを繞り架するに長三間、巾三尺の一疋を以つてせり。封土のうへ貳輪の塔を置き、塔は南面し高さ六尺、臺石方壹丈にして其の表面に「中納言山陰卿」左に「願主當住法印慶隆」右に「寛永二十一年二月四日」と鐫し、又臺石の表面には、當住開基八百年忌と二行に刻せり、即總持寺住職法印慶隆の建てし所にして亦其の東方に謂はゆる姫塚は俗に女郎山と云ひ中納言の室及び息女の墓なり。一碑あり亦隆慶の建設に係れり。中納言名は政朝、藤原高房の子、總持寺の開基にして事は同寺の下に出でたれど尙左に大日本史を引きて之れを詳にせ



んとす。

藤原山陰左大臣魚名玄孫、父高房、越前守、山陰齊衡、天安間、歷左馬大允、右近衛權將、監補藏人、叙從五位下、爲備後權介、貞觀中、遷右近衛權少將、復補藏人、兼美濃守、叙從四位下、擢藏人、頭兼右近衛權中將、及陽成帝立、奉仕太上皇、上表請賜本品秩罷中將、不許、元慶元年、上表曰、姑山之下、既非多士之林、魏闕之前、自是群材之府、仍辭帝、因請奉仙閣、而人願至切、天從未彰、伏願天恩、假以殊貸、停巨中禁、八屯之將、終臣外州四年之秋、則上有成功之慈、下無忘恩之累、詔許之、爲右大辨、表辭不許、三年、又請解職、不許、尋拜參議、及檢校諸國班田、山陰領攝津、遙攝其事、仁和二年、叙從三位、任中納言、兼民部卿、四年、薨、年六十五。

### 阿爲神社 苗森明神

安威村大字安威に在りて天兒屋根命を祀り、式内の舊社にして一に苗森明神と稱せり。社傳によれば藤原鎌足の勸請に係り、今旅所の在る所は昔日の神域にして字を宮の後と稱するも實に是れより起れりといふ。又、苗森の稱も田疇間の森林なるより出て、後、鹿島大明神の社頭に奉遷せしもの即今の神域なりとぞ。抑、安威の地名は古く雄略天皇紀に見ゆ、和名抄にも収めて阿井と訓し、今、太田なる繼體天皇の御陵も古は藍にして郡中極めて古き名邑の一たり。然して當社を勸請せしは鎌足と傳ふれども、姓氏錄攝津國神別の部に、中臣藍連、天兒屋根命十二世孫、大江臣之後也とあるを以つて見れば此の族の勸請ならんは疑なし。

社域は安威村の正北に位して花園山の半腹に靠り、數十級の石磴の上に在りて、兆域一町二反に餘り、本社は出雲大年の兩末社と共に鞘屋の裡に坐して、稚松雜木之れを蔽ひ、素蓋雄命社、底筒男命社、猿田彦神社、金山彦神社、市杵島姬神社、火明神社、天滿宮社、鹿島神社等の七末社は境内に羅列して本社を護

れるものゝ如く、後山の松林は香籠に富み、頂上の眺矚また極めて佳なり、氏子百八十六戸あり。雄略天皇紀。

九年春二月甲子朔遣凡河内直香賜與采女祠胸方神。香賜與采女既至壇所香賜此云及將行事好其采女天皇聞之曰祠神所福可不慎歟乃遣難波日鷹吉士將諺之時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豐穗普求國內縣遂於三島郡藍原執而斬。

### 將軍塚 鎌足荒墳

安威村大字安威の西方、西山の南に在る一丘これを將軍山と稱す。塚は其の頂上に在りて大織冠鎌足の荒墳なり。鎌足は一に鎌子といひ本姓は中臣、天兒屋根命の裔なり、皇極天皇の三年神祇伯に拜せられしが病と稱して就かず退いて當國の三島に居り、孝德天皇のなほ春宮におはしまし、時共に相親み遂に天皇を毗輔して蘇我氏を滅ぼし、後、内臣となりてよく至忠の誠を竭し其の病むに及びては天皇の親臨を恭うし大織冠を賜はりて大臣の位を授けられき、天智天皇の八年遂に薨じ、初この地に葬り、後、更に大和多武峯に移せり。

元亨釋書。

釋定慧大織冠之長子也、初、孝德帝有妃、孕已六月、大織冠寵遇厚、賜妃爲夫人、約曰、所生兒若男爲卿子、女爲朕子、既而生慧、故名以鎌足之子、投沙門、慧隱出家、白雉四年隨遣唐使浮海、乃到長安城、高宗永徽四年也。師慧日寺神泰習學、殆十歲、調露元年、伴百濟師而至、白鳳七年九月也。慧在唐、大織冠已薨、慧問弟丞相不比等曰、先墳何處、對曰、攝州阿威山、慧曰、先公昔潛語曰、和州談岑、今曰多靈勝之區、不下大唐五臺、我若墓彼子孫益昌、我在基山也、夢、我身居談岑、先公告曰、吾已生天、汝於此地營寺塔、修佛乘、吾亦降此擁護、後



昆時己巳歲十月十六夜二更也。丞相聞已涕泣曰。先君之寤實某年月日也。師夢不徒也。慧與徒屬上阿威山取遺骸改葬談岑。就上構十三層塔。(編者云ふ。但多武峰の塔は鎌足にあらす不比等なり。踏殿式に)もしかあり。三代實錄今本には鎌足とあれど古本にはなし。俗傳に或ひは改葬のとき村民擧げて深く之れを悲み棺を奪はんことを謀り争ひて遂に遺骸を分けて茲に葬りき故に一に胸墓と稱すといひ。或ひは又改葬のとき家鳴動せしを以つて動墓と稱すといへり。將軍塚とは近世土俗の稱する所にして。巨石を以つて結構せし石室なほ存せり。山は稚松齋蒼として敬ち。宇越中前より上ること一町餘にして墓に到るを得べし。傍に一祠あり大織冠神社といひ。鎌足及び其の子淡海公不比等を祀れり。

越中塚 附神祇塚

安威村の西方將軍山の半腹に在り。德川氏の麾下從五位下深津越中守の墳墓なり。土屏四方を繞り中に石あり東面して。柳源院越中大守江岸祖長居士の十三字を鐫せり。越中守は本村を知行し。萬治三年三月八日卒するや茲に葬る。神祇塚は一名天神塚と稱し。東北方の花園山嶺に在り。巨石を以つて結構し。恰石室の如し。諸處に點在せり。何人の冢なるか詳かならず。古老云ふ鎌足の城趾なりと。

安威城趾 附岩趾

安威村大字安威の東南に在り。土豪安威彌四郎の築きし處にして。東西百間餘。南北百十五間あり。中央高くして平坦を爲し。深渠を繞らし。外圍堤塘の狀を存し。今竹林たり。然れどもなほ舊形を損せず。又東北の花岡山に岩趾あり。城夕森と呼ぶ。初鎌足の建築に係り。後大永年中安威五郎左衛門と稱するもの細川氏と抗戦の際修補して據りし處なりと傳ふ。

新屋坐天照御魂神社

郷社新屋坐天照御魂神社は福井村大字福井の西方。日降丘の半腹に鎮座せる式内の舊社にして。天照御魂皇大御神。天照國照彥火明大神。天津彦理々杵大神を祭れり。神名帳攝津國島下郡の條。新屋坐天照御魂神社三座。並名大月次。新嘗。就中天照御魂神一座。預相嘗祭。社傳に云ふ。崇神天皇の御宇。天照御魂神此の地に降臨し給ひしかば。同七年秋九月伊香色雄命に勅して。丘山の神に木綿を掛け。注連繩を引きて。祭らしめ給ひき。是れ其の創始にして。後景行天皇の御宇に至りては。特に天照御魂皇大御神を尊崇し。且。同二十年春三月皇女五百野媛をして。祭らしめ給ひ。ついで神功皇后の三韓を征せられんとするに當り。新屋川原に於いて御禊の祓を行はせられ。又當社を祭り。凱旋の後御魂皇大御神の荒魂幸魂を西の川上と東の川下との邊に齋き祀り給ひき。今の上川原。西川原の兩社は。これにして。當社は其の三座の一なり。嘉祥二年十二月十五日。從五位下を得。貞觀元年正月二十七日には。從四位下となり。天慶三年正月六日。正四位上を授けられ。文治元年三月三日。更に一級を進められ給ひ。延喜年中。案上の官幣大社と爲り。三百四座の中名神。月次。相嘗。新嘗の祭事に預り給ひきと。北條氏の盛時は。島下郡の總社にして。降りて天正十一年に至り。中川清秀。社殿を再建せり。現存のもの。即是れなり。而して社名に新屋を冠するは。上古此の地方は三島の縣と稱し。新屋は其の郷名なりしによる。和名抄。攝津國島下郡新野。爾比夜三社は。龜岡街道より神社橋を度り。老樹の間を過ぎ。石燈を拾ふこと數十級の上。に在り。拜殿は正面に在り。中門よりは神籬を繞らして。正殿を圍み。正殿は梁行一丈。桁行六尺にして。千木高く。鑿々檜皮葺なり。攝社須賀神社及び末社六社神社。稻荷神社。八幡神社。天滿神社は。本社を繞り。他にまた小池あり。池上石祠を安じて。大海大神を祀れり。境内廣潤にして。松櫻柯を交へ。陽春は蒼翠妖艶。相映じて。趣極めて雅に。



東は鎌足古廟の山を望み南は幣久良社に對し、後山は即日降丘にして丘上の松樹これを日降松と稱し他産と趣を異にし、攝河泉三州の風光双陸に入りて聘望最佳なり。

社寶に中川清秀寄附の短刀あり。清秀は本郡中川原の産、初、荒木村重に屬し、織田氏の命に依りて高槻城主和田惟政を討つに當り本社に祈願して糠塚に戦ひ遂に惟政を滅して中島の城主と爲り、尋いで茨木に城主たりき。此の短刀は即この地を領するに及びて納めしものなりといふ。

仁明天皇嘉祥二年十二月甲午奉授伴馬立天照神伴酒着神從五位位下。  
三代實錄。

清和天皇貞觀元年正月廿七日從五位下勳八等新屋天照御魂神從四位下。<sup>上</sup>  
同五年五月廿六日辛巳攝津國從五位下新屋坐天照神伴酒着神並正五位下。

延喜式。

相嘗祭神七十一座  
新屋社一座

絹二匹、絲三絢、綿二屯、調布三端四尺、麻布一端一丈三尺、木綿十斤三兩、鮑十兩、堅魚二斤十兩、海藻凝海藻各三斤十兩、腊四升、鹽四升、管一合、麴缶水瓮山都婆波小都婆波管麴酒垂匳等呂須伎高盤片盤管坏短女坏小坏陶白各二口、酒稻百束。<sup>東</sup>

本朝世紀。  
一條天皇正曆五年四月廿七日戊申、今日伊勢大神宮臨時奉幣日也。<sup>中</sup>被立新屋等社々、以中臣氏人爲使給宣命。

### 眞龍寺

大字福井の東北に在り、眞言宗、紀の金剛峰寺の末寺にして麒麟山と號し、聖武天皇の勅願に依りて天平二十年戊子三月僧正行基の開創せし處なりといふ。是れより先、役小角葛城山を出て、笑面山に入り一夕靈夢に感じて此に來たりしに峰巒縈紆して溪泉淙々、松柏陰暗、一草庵ありて老仙默然として坐せり、小角其の誰たるを問ひしに答へて曰はく此の地に住する今に數百年草露を嘗めて以つて壽を保てるものと。傍に清泉沸溢たり、又謂ふ是れ靈水にして諸神の守護せるものなりと。小角是に於いて當山を和州の大峰葛城に比し、第三の秘行所として永く住せり。後行基も此の靈跡に就いて精舎を起し、泉を汲みて香水と爲し、に、恰白蛇頭上に一佛像を戴きて水底より顯はれ行基の手を觸るゝに及びて閻浮檀金の一寸八分の像を遺して水中に沈めり、よりて後これを本尊の胎内に納めしもの即この寺の本尊にして、數百年當寺の重寶たりしが今はなしと。井は混々として湧出し村民今に其の徳に依り、福井の名稱の如きも亦此れに起り、又異鳥に依りて釋迦文殊普賢の畫像を得たりしかば其の靈瑞を奏して初めて麒麟山眞龍寺の號を勅賜せられきといふ。降りて弘仁十三年空海の高足眞如法親王錫を此に止めて大門鐘樓、經堂、其の他、支坊二十一を建立し、七堂伽藍巍然として一代の壯觀を極めしが、應仁以來屢戰屢渦裡に入りて堂宇悉灰燼に踏し、加ふるに織田氏其の寺祿を沒せしかば益々衰頹して慶長年中遂に今の處に移すに至れり。宇西の坊、寺垣内と稱せるものは即此の寺の舊地にして、方三町餘に亘れり。

疆域七百餘坪にして本堂、庫裡、鐘樓の外、尙、歡喜天堂、菡王天堂、地藏堂、内佛堂及び鎮守堂等の諸佛堂を有し、美人山の半腹に靠りて三島の全郡を瞰下し、後方の松林は香翠に富みて秋季は歡聲樹間に沸き、



境内また楓樹數十株ありて觀紅の雅客甚多し。

### 佛照寺

溝咋村大字目垣に在りて本派本願寺末阿彌陀佛を本尊とし弘長二年勝光坊西順の開創せし處なり。西順は佐々木四郎俊綱と稱し三郎兵衛盛綱の男にして北條頼經に願文山合戦に従ひて無常を感じ、嘉祿元年三月紀の金剛峯寺に入りて佛門に歸し勝光阿闍梨と號し仁治二年宗祖親鸞の直弟となりて當寺を創建し、文永元年十二月十五日を以て入寂し其の後裔は連綿今に相續けり。今の堂宇は文明十五年僧蓮如の再建なり。

寺寶に見眞懸燈兩大師の畫像一幅を有せり、筆者詳かならざれども美術上妙なからざる價值を有し先年鑑査狀を得たり。

### 溝槪神社

溝咋村大字馬場に鎮座せる村社溝槪神社は延喜式内の舊社にして三嶋溝咋玉櫛媛命、素盞鳴命及び天兒屋根命を祀れり。三嶋溝咋玉櫛媛命は古事記神代天皇の段に

然更求爲太后之美人時大久米命曰此間有媛女是謂神御子其所以謂神御子者三嶋温咋之女名勢夜陀多良比賣其容姿美麗故美和之大物主神見感而云々。

と見え、又神代紀一書に

事代主神化爲八尋熊罴通三嶋溝槪姫。

とも見わたる即是れなれども、溝咋、又溝槪はもと地名なりしか、將、神名より起りしか詳かならず、國造

本紀にも

都佐國造志賀祖、三嶋溝杭命九世孫、小立足尼定賜國造。

とありて、本居宣長の如きもいづれとも定めざりき。而して三神を合祀せるも何に出でしか詳かならず、又、創建の年歴も今知るに由なし。現今社域千八十九坪を有し境内末社五座ありて年の九月十日を以つて例祭を行へり。

### 帝釋寺

豐川村大字粟生の字外院に在りて勝尾寺に詣る途に當れり、眞言宗紀の金剛峯寺釋迦院の末にして本尊は帝釋天王なり。寺傳によれば推古天皇の御宇二十一年七月聖德太子の開創にして、貞觀年中清和天皇の勝尾寺に行幸し給ふに當り當寺に參籠し勝尾寺を以つて都卒の内院に比し當寺を以つて外院に擬せられ寶生山三天寺と勅號を賜ひ、且、三ヶの庄田を御寄付ありき。外院の稱は遺りて今は地名と爲り、後、幾回の變遷を歴、殊に應仁以後は屢兵火に罹りて大いに衰微し、慶安二年三月僧秀榮の中興して今日に至れるものなりといふ。

寺寶に作者不詳の帝釋天立像一體及び同文珠菩薩像一體ありて共に鑑査狀を有せり。

### 勝尾寺

攝北の巨刹にして豐川村大字粟生に在り、應頂山と號し眞言宗にして元無本寺たりしが中世紀州高野山金剛寺釋迦院に隸し、今、中本寺格たり、本尊は十一面觀世音菩薩にして脇壇に四天王を安置せり。今、寺記に依りて創建の由緒を釋ぬるに神龜四年僧善仲善算の開基なり。阿師は本州の刺史藤原致房



の雙兒にして母は紀州の刺史源懐の女なり、幼にして聰敏群童に超絶し、共に四天王寺に入りて榮満の弟子と爲り十七歳の時剃髮して菩薩戒を受く、冠歳に及び學博くして識高く、神龜四年の春北方の峻嶺に紫雲の搖曳せるを看來たりて艸庵を結びしもの即當山なり、靜居四十餘年にして天平神護元年正月朔に至り光仁天皇の皇子佛乘に志して後山に來たり石を疊み塔を作り其の側に於いて四十九日間の斷食修念を爲し給ひしに、二月十五日仲算の二師經行して偶々これを見其の所以を問ふ、皇子告ぐるに素志を以つてし給ひしかば二師又問ひ奉るに四十餘日何をか食とし給ひしかを以つてせしに皇子宣はく、二鳥あり更々物を啣み來たりて塔上に置く、我是れを嘗むるに甚甘美なり、故に日々此の如くして今日に至れりと、今なほ山中に栖む鳥は雌雄二羽にして寺は日々五合の食餌を與ふるを例と爲せり、皇子二師に誘はれて庵に歸り即日二師を師として剃髮授戒し法名を開成と稱せらる、後仲算二師は其の志願たる末世の衆生を濟度せんが爲に大般若經六百卷を紺紙金泥に書寫し彌勒菩薩の出世を誓ひ供養せんとし、是れを皇子に遺命して善仲は神護景雲二年二月十五日年六十一を以つて入滅し、翌三年七月十五日を以つて善算も示寂せり、是に於いて皇子は當山の貫主として般若經を寫さんと欲し淨金水を祈りて夢に金錠と淨水とを得、寶龜三年模寫の功成り道場を建て、經を安じ因りて彌勒寺と號せり、寶龜の初、光仁天皇は官租を賜ひて如法堂を造り又寺の成るに及び田數百畝を寺産として御願寺の勅を賜ひ、皇子は同天皇の天應元年十月四日御年五十八を以つて入寂し給ひき、是れより先同年皇子は手づから藥師の像を刻して奉事し給ひしに遷化の時この像より涙下りて花座に落ち、今なほ涙痕新たなるが如しと云ふ、六世行巡の時に至り清和天皇勅して彌勒寺を改めて勝尾寺と號せしめ給ひき、是れより先、天皇御不豫の時行巡の智行兼備を聽き召して祈らしめんとせられしに行巡曰はく山中の雲に起臥せる者敢へて聚落の塵に交はるを欲せずと、是に於いて

勅使藤原佐道普天の下率土の濱みな王土にして人は王臣にあらずと云ふことなし何ぞ勅命に背くかと詰りしに行巡庵を出て、雲中に座せしかば是れを奏せしに天皇愈々渴仰し更に勅して宜く、假令宮裡に入らずとも願はくは覆護せよと、行巡因りて一領の法衣と一顆の念珠とを獻じ是れを玉枕上に置きしに御惱立ろに癒ゆ、天皇感感糾ならず之れを阿闍梨に補して莊園を寄せ、且、勅を蒙りて應ぜず遂に天皇に勝ちしを以つて勅して此の改號ありきと云ふ、元慶年中陽成天皇行幸し給ひ、又花山法皇の巡幸ありて西國二十三番の札所と爲り、壽永年中梶原景時の平氏追討として一の谷へ發向の砌兵燹に罹り堂坊六十八宇悉烏有に歸せり、後、源賴朝資財を寄せて再營し熊谷直實梶原景時之れが奉行たりき、後堀河天皇寛喜二年四月廿七日境内保護の爲に太政官符を賜はり、文永六年六月三日後深草上皇院宣を下し三口の阿闍梨職を置きて勅願所と爲し給ひ、伏見天皇の永仁二年四月二十五日亦境内保護の太政官符を賜はり、慶長八年に至り豊臣秀頼は片桐且元に命じて堂宇を修補せしめき、現今の堂宇即是れなり。

其の他武門の歸依も甚厚く、文祿三年十二月二十日豊臣秀吉より朱印狀を附與せられ、慶長十九年十月二十三日徳川秀忠黒印を以つて禁制狀を與へ、慶安以後も屢朱印を下附せられ、維新の後に至り返上して寺産は其の半を失ひ稍衰頽せしが本坊(正覺院)小池院、教學院、寶城院、寶泉院、般若院、普賢院等の支坊を有し寺觀尙壯宏を極め、境外には開成皇子の御墓、光明院の御廟あり、今、境内堂宇の主なるものを擧ぐれば左の如し。  
講堂。現今の本堂にして妙觀律師の化人と共に栴檀香木を以つて作りしと傳ふる十一而觀世音の靈像を安置し、桁行十間、梁行九間半の大伽藍にして文治四年の建立に係り、今を距ること七百十二年前の建營なり。



仁王門。桁行五間、梁行三間にして、回祿の後礎石のみ存せしを寛文年中再建して壯嚴に復するを得たり。是れ殊に松平讃岐守頼重及び浪華の小島某の力に依ると云ふ。安置するに金剛力士の軀を以つてし上に應頂山の勅額を掲げたり。

庫裡。桁行八間、梁行七間。

接待所。桁行七間、梁行二間。

御供所。桁行十間、梁行四間。

寶藏。桁行三間半、梁行二間半。

輪藏。如法堂の東に在り。續日本紀に見ゆる一切經を藏めたる所にして、回祿の後元祿二年浪華の富豪淀屋吉濟の後室妙惠大姉が唐刻の一大藏經を喜捨するに逮びて再建せしものなり。

華師堂。一に如意堂と稱し、開成皇子の一刀三禮して彫刻し給ひしと傳ふる藥師如來、即、皇子遷化の時落涙せし謂はゆる泣藥師を安置せり。

自在堂。自在菩薩を安置し、桁行四間、梁行三間にして前に拜堂あり。

彌勒堂。彌勒菩薩を安置し、元祿年中創建に係れり。當寺の古は彌勒寺と稱し、六角堂に藏せる大般若經供養のとき彌勒菩薩の出生を誓ひしを以つて建立せし處なり。桁行三間半にして、梁行三間。

開山堂。開基善仲善筭の二師と開成皇子及び中興行巡の影像を安ぜり。桁行三間半、梁行二間半あり。二階堂。承和年中當山四代座主証如上人の構へし庵室にして、上人の念佛專修せし處なり。降りて承久元年に至り、法然上人も唐の善導大師の告に依り錫を飛ばして此の地に來たり、初は西谷に住せしが後この室に移り、建曆元年正月二十一日修禪の床に善導大師の影向に遇ひて淨土本基の菩薩戒を允可せられき。時に上人なほ末世の疑惑を除かんがため影向の証を請ひしに、乃、影跡を壁板に遺し上

人も亦共に其の影を遺せりといふ。爾後、念佛修行の靈場として其の名高し。上人詠あり

と。桁行梁行共に七間なり。  
柴の戸にあけくれかゝる白雲は、いつ紫の色と見なさん(玉葉)

藏王堂。藏王菩薩を安じ、桁行三間にして、梁行二間あり。

聖天堂。歡喜天を安じ、桁行三間、梁行二間あり。

辨天堂。辨財天を安じ、桁行梁行共に一間半。

地藏堂。地藏菩薩を安じ、桁行梁行共に一間半なり。

觀音堂。觀世音を安じ、桁行梁行共に二間半。

六角堂。奥院にして一に般若臺と唱へ、開成皇子の仲筭二師の遺命によりて書寫し給ひし紺紙金泥の般若經六百卷を藏せり。傍に丈六の彌勒菩薩の唐銅露佛、文珠臺、納骨堂、五輪塔、三寶荒神社、西方松、遠林房等あり。荒神社に百濟國より渡來せし白槲木を納めたり。

其の他影向石(傳、開成皇子の般若經書寫の時、關仰井、証如上人塔、山頂上、教信塔、上、龍谷神咒院、の以空上人、不八幡大神の影向し給ひしもの)、動石(所、祖、節、火、定、石、塔、火、定、の、處、順、朝、塔、梶、原、塔、熊、谷、塔、愛、染、木、瓶、花、木、等、の、名、あり、史、ある、もの、少、な、から、ず、寺、域、九、千、二、百、三、十、坪、を、有、し、て、應、頂、山、の、半、腹、に、靠、り、宇、新、家、なる、西、國、街、道、の、華、表、より、十、町、許、は、道、路、稍、平、坦、な、れ、ど、も、夫、れ、より、峻、漸、加、は、り、二、十、五、町、に、し、て、山、門、に、達、す、門、を、過、ぎ、り、て、進、め、ば、舊、支、坊、の、石、壁、に、し、て、猶、存、せ、る、もの、あり、其、の、趾、歷、々、眼、に、入、る、境、内、は、堂、塔、高、く、雲、表、に、聳、々、て、塵、寰、を、出、て、寺、後、は、巨、樹、亭、々、と、し、て、枝、極、相、交、は、り、曾、斧、を、加、へ、た、る、こと、なき、を、以、つ、て、森、鬱、と、し、て、常、に、萬、翠、を、雨、ら、し、且、楓、樹、の、其、の、間、を、點、綴、せ、る、あり、て、秋、候、厭、霜、の、色、得、て、云、ふ、べ、か、ら、ず、優、に、一、遊、に、値、し、一、山、の、風、致、閑、雅、に、し、て、誠、に、府、下、の、勝、地、た、り、陰、曆、正、月、二、十、八、日、に、荒、神、祭、あり、陽、曆、五、月、一、日、より、一、週、日、無、緣、行、あり、共、に、近、在、の、老

寺域九千二百三十坪を有して應頂山の半腹に靠り、宇新家なる西國街道の華表より十町許は道路稍平坦なれども夫れより峻漸加はり二十五町にして山門に達す。門を過ぎりて進めば舊支坊の石壁にして猶存せるものあり。其の趾歷々眼に入る。境内は堂塔高く雲表に聳々て塵寰を出て、寺後は巨樹亭々として枝極相交はり、曾斧を加へたることなきを以つて森鬱として常に萬翠を雨らし、且、楓樹の其の間を點綴せるありて秋候厭霜の色得て云ふべからず、優に一遊に値し、一山の風致閑雅にして誠に府下の勝地たり。陰曆正月二十八日に荒神祭あり、陽曆五月一日より一週日無緣行あり、共に近在の老



若及び京阪講社の參拜頗多く、喧器の聲平日の閑寂を破る。

寺寶甚多く傳行基作の千手觀音立像木彫一軀、傳空海作四天王像木彫四軀、傳惠心僧都作阿彌陀如來木彫二軀、作者不詳十一面觀世音立像木彫一軀、同千手觀音像木彫一軀、同阿彌陀如來立像木彫一軀、同文珠菩薩像木彫一軀、同大日如來像木彫一軀、傳化人妙觀作千手觀音立像一軀、筆者不詳緣起四卷、同淨道上人緣起一卷、源空上人筆靈夢記一卷、沙彌心空筆流記一卷、後水尾院宸翰一卷、智恩院宮筆六號名號一幅、行空上人筆光明曼荼羅一幅、傳空海筆不動明王愛染明王等の畫像四幅、唐畫十六羅漢像十六幅、傳兆殿司筆十六善神一像幅、傳親鸞上人筆三尊彌陀名號一幅、傳善仲筆六字名號、傳善算筆六字名號一幅、傳証如筆六字名號一幅、唐來念佛石一個、同阿伽器鉢一個、同白心木一個、其の他尙算なし、皆就いて見るに足る。

元亨釋書善仲傳。

釋善仲善算攝州刺史藤致房之雙兒也、略中和銅元年正月十五日平旦誕之。母無痛苦而室有異香、一胞之中二兒相對、略中九歲師事天王寺榮湛、十七剃髮受菩薩戒、略中神龜四年春二人潛逃入山、遙見一峯紫雲發、雞思必靈地、縛草庵宴居清修、今勝尾山也。

同證如傳。

釋證如姓時氏、攝州豐島郡吏佐通之子也、母藤氏、嘗愁無嗣、每月望詣佛塔求子、經三歲未曾忘也、天應元年產一子、乃如也。如甫七歲、母年卅三、語其夫曰、我兒已長成矣、亦無慮焉、願許我爲尼、夫曰我志亦爾、兒聞父母出家悲泣甚切、父母慰誘未決、翌日有比丘到家、夫婦說本志、比丘曰二人皆壯齡也、然言剃落、真火中之遺也、兒在側聞比丘語亦索薙髮、夫婦并兒同日出家、仍留比丘三人者朝夕勤修、三年後比丘失所在、兒年十五仲春十八日、父母沐浴淨衣中一夜一時而逝、如乃投郡彌勒寺、後勅改勝尾證道學顯密之教、性耐修練

住山五十年、或時別構草庵、絕言語謝人事、專精練行。一夕天樂響空、如怪聞之、忽有人叩戶、如忌言故鳴、令思、戶外人曰我是播州賀古郡驛北居民沙彌教信也、今往極樂、明年今日上人又可如我、故共聖衆來告耳、語已而去。微光入廬、斯須便滅。如明旦出廬、語弟子勝鑑、令其往播州決真偽、鑑至彼驛北果有竹扉庭下一屍、群犬已狼藉之、茅舍有一媪、童兒相對而哭、鑑曰何爲哭、媪曰死人是我夫也、名教信、常念彌陀、我老而別不能無懷、又貧不舉喪、已爲烏犬所得、我欲不哭而可得、予便指兒曰此童乃信之子也。鑑歸語此事、如曰我絕言語勤修、練不如信之念佛也、自此巡聚讚說佛乘、勸誘念佛。

同行巡傳。

行巡爲勝尾寺第六座主、貞觀中帝和不豫、求法驗諸名藍、乃勅巡赴都、巡不赴、略中帝聞奏渴仰、重敕曰雖不入宮、願垂覆護、巡獻法衣一領、念珠一串、略中帝病乃瘳、上大悅、捨莊田永爲寺產、初此寺名彌勒寺、巡不應詔而承帝眷、以正夫勝天子故、敕改賜額勝尾寺、山麓云尾後帝辟位幸勝尾寺而巡已歸寂、徒弟稱光華云。

三代實錄。

陽成天皇元慶四年十二月四癸未、天皇寄事頭陀意切、經行、便便欲歷覽名山佛壇、於是始自山城國貞觀寺、至于大和國東大寺、香山、神野、比蘇龍門、大瀧、攝津國勝尾山、諸有名之處、經迴禮佛、或處住躡句乃去、自勝尾山歸於山城國海卯寺、俄西入丹波國水尾山。

同元慶五年春正月七日丙辰、太上天皇和御頭陀歷覽山城國粟田、貞觀、海卯、大和國東大寺、香山、神野、法輪、現光龍門、比蘇、大瀧、攝津國勝尾、丹波國水尾十三箇寺。

日本詩選。遊勝尾寺

僧 東 明

中天積翠極攀躋  
澗道經過斜照裏

般若臺高群象低  
白雲深處子規啼



光明院御廟

勝尾山官林の宇東谷に在り。院諱は豐仁、後伏見天皇の皇子にして光嚴院の猶子となり、建武三年八月十五日北朝の祚を踐み給ひしが脱履ののち塵世の紛冗を厭ひ深山の清幽なるを慕ひ此の谷に草庵を結びて閑居し、天授六年六月二十四日崩御し給ひき、御年六十。遺詔によりて光明院と稱し別に諡號なし。廟の封土は高さ五尺、東西四十五間、南北五十間あり、元祿十二年公命に依り初めて周圍に牆を作り、今は宮内省の管理に屬し瀟洒たる兆域の中央七重の石塔と寶篋印塔とは南面して立てり。風磨雨鏝年空しく古り、鐫字殆讀むべからず、纔に光明院七々日供養の八字を認むるのみ。南方に門あり、右側に老櫻、左側に古榎各一株あり、相對して以つて門を護れり。

皇年代略記。

光明院、觀應二年十二月廿八日俄以御落筋(中)三年閏二月廿日渡御八幡軍陳上皇御同車也三月三日自八幡

遷御河内國東條城文和四年八月四日自河州東條行宮出御伏見殿此間令著禪衣御授覺明上人、其後

遷御當國法安寺所々御經行、康曆二年庚申六月廿四日子崩十六於勝尾御草庵春秋奉號光明院日來奉號

遺勅不  
改其號。

開成皇子墓

勝尾寺々後の勝尾寺山の最高所に在りて兆域二百二十坪の中に石塔一基を置けり。塔の高さ五尺八寸餘、傍に皇子の座禪石あり、狀扁平なり。皇子は光仁天皇の皇子桓武天皇の庶兄にして、幼にして穎悟佛乘に志し、天平神護元年正月潛かに宮中を出て、此の山に入りて名を開成と改め、偶々善仲善算の來

たるに遇ひ之れを師とし、後、桂樹を伐りて草堂を構へ天皇より豐島郡稻一千束を賜はりて經費に充て命じて彌勒寺といひ、後寶龜六年また島下郡の水田六十町を賜はり、天應元年十月年五十八にして卒せられ茲に葬れり。事、元亨釋書に詳かなり。墓は宮内省の管理に屬し、頂上雲近きは以つて凡境を去る遠きを知るべく、道は勝尾寺後より通じ羊腸崎嶇として老樹これを蔽ひ、しかも常に瀟洒たり。尙勝尾寺の條参照すへし。

桃の井 附、暮露塚

豐川村大字清水の西方、須々久神社の境外西方の東麓に在り、一に山ノ井清水と云ひ、周圍五間餘、甘泉にして四時涸れず。傳へ云ふ貞觀十三年三月清和天皇の勝尾寺に行幸ありしとき、里民桃花を井中に挿み以つて觀月の興を助けしかば、勅して月の清水の名を賜はりきと。

桃の井の南方田圃の間に暮露塚ハルロツツミと稱するものあり、昔、某ぼろ(虛無僧)の刺違へし處にして芝生の上天然石の一碑を立てたり。詳しくは徒然草に見え、たれば左に其の文を載す。

宿河原といふ所にてぼろく多く集まりて九品の念佛を申けるに、外より入くるぼろくのものも、此の中にいろをし坊と申すぼろやちはしますやと尋ければ、其の中より、いろをしこゝに候ふ、かくの給ふはたぞと答れば、しら梵字と申す者なり、ちのれが師なにがしと申す人、東國にていろをしと申すぼろに殺されけりと承りしかば、其の人にあひ奉りて恨申さばやと思ひて尋ね申すなりといふ。いろをし、ゆゑしくも尋ねちはしたり、さる事侍りき、此處にて對面したてまつらば、道場をけがし侍るべし、前の川原へまゐりあはん、あなかしこ、わきざし、遠いつかたも見つき給ふな、あまたのわづらひにならば、佛事の妨に侍るべしといひ、定めて二人川原へ出てあひて心行くばかりにつらぬき



あひて共に死にけり。ぼろ／＼といふもの昔はなかりけるにや、近き世に梵論字、梵字、漢字などいける者其の始なりけるとかや。世を捨たるに似て我執ふかく、佛道をねがふに似て鬪諍を事とす、放逸無慙の有様なれども死を軽くして少しもなづまざる方のいさぎよく覺て人の語りしまゝに書きつけ侍るなり。

### 新屋坐天照御魂神

豊川村大字宿久庄字上河原の西南に鎮座せる延喜式内の神社にして新屋座天照御魂神三座の一なり。祭神は即天照大神の御魂にして社傳は既に福井村なる同神社の條に述べたるが如し。現今社域は僅に三百六十八坪許に過ぎず、唯雜木繁茂して結構風致の共に見るべきもの無きは惜むべし。

### 青井

豊川村大字宿久庄の舊如意寺の後山に在り茨木町の赤井黒井の二清水を併はせ舊時島下郡の三清水と稱せり。清冷淡味霖雨旱魃といへども水に増減なく、井底透徹常に蒼々たり。

### 須久々神社

前者の西方數丁に當り一山南北に横はりて松樹之れを蔽ひ裡に華表の隱見して好箇の神域あるを認むべし。是れ即延喜式に載せたる須久々神社にして素盞鳴命、稻田媛命の二座を祀り、社域は豊川村大字清水に屬して百三坪を有し、聖武天皇の天平十二年右大臣大中臣清麻呂の奉遷せし所なり。字西山の半腹を占めて遠く里落を離れ、結構の特に見るべきものあらざれども山嶺の眺望は極めて佳なり。

り。

### 大神宮雜例集

天平十二年庚辰四月五日春日御社奉遷壽久山。御社は右大臣大中臣清麻呂卿致仕籠居攝津國島下郡壽久々郷之間住家近所奉崇也。

### 柿木塚 附、茶臼塚

春日村大字郡の東方に當り田圃の間に在りて何の塚なるか詳ならず、故老は歌聖柿本人麿を葬りし處なりといへども固より探るに足らず、五六坪許の一小封土にして他に碑碣なし。又、其の北方に茶臼塚と稱するあり、一に籠塚と呼び郡氏の墓と爲す。郡氏、名は良列、和田維政の部將たり、維政の天正元年八月足利義昭に従ひて信長の部將荒木村重池田輝政と白井河原に戦ふや良列進みて輝政の先鋒に當り、遂に山脇某の手に斃れき。此の塚は即良列及び六十人の屍を合葬せし處なりと謂ふ。郡氏の裔今なほ此の地に存せり。

### 井於神社

三宅村大字藏垣内の西方に在り式内の舊社にして素盞鳴命、天兒屋根命、天滿大神を祀れり。創建の年代詳かならざれども初は大字宇野邊に鎮座ありしを享徳年中此に遷し三宅御の産土神として崇敬するに至りしものなりと云ふ。而して舊地宇野邊の稱はもと社號井於より轉訛せしものなるべく、且井於の號は井於姓と關係あるに非ざるか。井於姓は攝津國に在りて續日本紀天平神護二年四月の條に



丁未攝津國人正七位下甘尾雪麻呂賜姓井於連  
と見ゆるもの即是れなり。社域は八百八十餘坪あり、老樹錯落して夏時最涼を納るゝに適せり。

### 佐和良義神社

玉櫛村に在り澤良宜東澤良宜濱澤良宜西三大字の入會地に鎮座し其の産土神にして延喜式内の神社なり、加具土神と天兒屋根命とを祀り明治五年村社に列せられ、社域は茨木河畔の堤防の下に位し三百八拾七坪あり、石華表を入りて一町許にして拜殿に達し、本社は南向せり。

### 圓照寺

山田村大字山田別所に在り眞言宗西南院の末にして千手觀音を本尊とせり、仁壽三年慈覺大師の草創にして明暦元年板倉周防守の再興に係り、本堂、庫裡、書院、鐘樓の外、準提堂あり。  
寺寶に筆者不詳の妙音天畫像一幅、同多聞天畫像一幅、傳慈覺大師作本尊千手觀音木像一體、作者不詳の準胝觀音像一體、傳行基作藥師如來坐像一體、傳惠心僧都作阿彌陀如來坐像一體、作者不詳の阿彌陀如來立像二體、傳理源大師作毘沙門天立像、同十一面觀音像、同乘鞍等、其の他少なからず。

### 山田城趾

山田村大字山田中の中央は古城の趾なりと傳ふれども田圃相連なりて今は毫も之れを認むるを得ず、只字地に大手橋又は櫓ノ前と稱するあるのみ、傳説によれば元弘年中赤松則祐の初めて築きし處にして、後、香西玄蕃も亦此に據りきといふ、然れども廢城の年月詳かならず、當時毛利輝元の香西玄蕃

に與へし書あり村の竹中氏此れを藏せり。

### 伊射奈岐神社

神名帳に攝津國嶋下郡伊射奈岐神社二座云々と見ゆる一座は即この神社にして、大字山田小川の西南に亘れる丘陵の半腹に在りて伊弉諾命を祭り、他は同大字佐井寺に在りて今は春日と稱せり、傳へ云ふ、人皇第廿二代雄略天皇の二十三年伊勢齋宮皇女倭姬命の命に依り其の臣豐足彥と稱するもの五柱の皇太神を奉祀すべき靈地を諸國に覓め遂に此に齋き祀りて地を山田ノ原と稱せりと、蓋、伊勢國山田ノ原の名を移し、ものならん、又、初、姬宮社と稱せしとぞ、貞觀元年正月從五位上を授けられ給ひしが、三代實錄、貞觀元年正月の條に、廿七日甲申京畿七道諸神進階及新命物二百六十七社云々、奉授攝津國從五位下伊射奈岐神從五位上、同十五年五社宮と改稱し給ひきといふ、中世の沿革は詳かならざれども降りて寛永十三年に至りて社殿を再建せられき、即、現存せるものは是れなり、又かの豐足彥は岡本村を領せしゆゑ岡本豐足彥と稱し、其の後裔は岡本の神社と號して豐足彥を奉祀せりと。  
境内は老樹蒼鬱として社頭を蔽ひ、鶏犬の聲は遠く聞えて幽致を極め、凄涼の氣深く衣襟に入りて坐に崇敬の念に堪へざらしむ、拜殿の前に危磴あり、其の下は即馬場にして幾多の石築左右に駢列し、馬場の盡くるところ山田川は二條を爲して流れ架するに二石橋を以つてせり、橋を度れば小野街道南北に通じて一坦地を爲せり、即、馬場先なり。

### 觀音寺 附、菖蒲神社

吹田村の中央に在り高濱山圓通院と號し山城の金戒光明寺の末なり、本尊は聖觀音にして脇壇に多



門天及び將軍地藏を祀き、聖武天皇の天平十年光明皇后の御本願にて創建せし所にして、是れより先、高濱の邊に靈光の輝くものあるを朝廷に奏達するものありしに、偶々僧正行基此の地を過ぎ、靈光の下に栴檀香木を得て、佛場有縁の地なりとなし、其の木を以つて試に聖觀音を刻みしに、恰光明皇后も奏達によりて精舎を創建せられしかば、其の像を以つて直ちに本尊とし、世に此れを試の觀音と云へりと、當時は法相宗に屬せしが、中世の寺歴は逸して詳かならず、享祿年中心譽佛道上人中興して、淨土宗に移り、天正の變劫火の襲ふ所となり(一既仁)現存の建物は、その後元祿十六年の築造に係れり。寺を距る四五十歩に葛蒲神社あり、舊當寺の鎮守たりしが、明治の初年神佛分離の際高濱神社の末社となれり。然れども、境地は今なほ當寺の所有たり。

### 護國寺

吹田村に在り、曹洞宗總持寺に屬して、地藏菩薩を本尊とせり、康曆二年大徹和尚の開創にして、牛頭山護久寺と名づけ、康應年中、足利義滿の祈願所と爲りて、伽藍を造營し、七堂悉備はれるを以つて、寺號を護國寺と改め、多くの寺領をも有せしが、後、織田氏の兵燹に罹りて、灰燼に歸し、寺領亦沒せられて、遂に衰頽せり。慶長五年以降は、竹中氏の菩提所と爲り、寛文年中に至りて、僧祖印堂宇を建て、再興せり。寺寶に作者不詳の聖觀音座像銅彫ありて、鑑査狀を有し、其の他、隱元の筆、足利義滿の寄付狀、筆者不詳の前田利家畫像、足利義滿寄付の陣太鼓、大徹和尚所持の鱗形彫手杖等、逸品少なからず。

### 常光圓滿寺

山號を慧日といひ、吹田村に在り、俗に濱の堂と稱し、眞言宗仁和寺の末寺なり、天平寶字七年七月僧正

行基の創建に係り、幾内四十九院の一にして、七堂伽藍悉備はりて、昔時は十三の坊舎ありしが、應仁年中に焦土と化し、寛文十二年に至りて、僧教範再建せしもの即今の堂宇是れなりと云ふ。寺寶に三位法眼筆胎藏界曼荼羅及び筆者不詳の冥府十王像十幅あり、共に見るべく、外に金剛界曼荼羅一幅ありて、胎藏界曼荼羅と對せり。

### 吹田城趾

永享年中吹田河内守重道の居城たりしが、廢絶の年曆詳かならず、朝日ヒール會社の附近より官設鐵道を中心したる一帶の地は、即これならんといへど、明らかには遺趾の認むべきなく、三面に堀に溝渠を存し、隣地に比して高きこと二尺餘にして、角形をなし、且、字地に城ヶ前城ノ内等の名の存するあるのみ。

### 園太曆

文和二年三月廿四日天陰、今日聞昨日吉良石塔以下神崎過宮方軍旅襲來、土岐軍陣之間於吹田邊合戰、土岐方以籌策討取數十人、或取首、或生虜四十人許。

### 高濱 附、吹田

神崎川、澱江より岐かれ、東より來たりて、吹田村の西南を環流す、其の河岸は、謂はゆる高濱にして、吹田と共に古來其の名高く、古人をして金玉をなさしめし所なり。謂ふ、尾ヶ崎の繁榮を極はめし頃は、伏見京都に往來する船舶の通路に當り、河幅廣くして、波高く、往々覆没の難ありしが、觀音の靈に依りて、爾來波靜かにして、通船全安なるを得たりと、一橋あり、高濱橋と云ふ、高槻街道に當り、度れば、則西成郡新



庄村に到る、明治十一年の架設にして長さ九十七間、幅六間あり。  
更科日記。

さるべきやう有りて秋ごろ和泉に下るに淀といふよりして道の程のをかしう哀なる事いひ盡くすべうもあらず、高濱といふ處にとまりたる夜いと暗きに夜いたう更けて舟の楫の音きこゆ。聞ふなれば遊びの來たるなりけり。人々興じて舟にさしつけさせたり。遠き火の光にひとへの袖ながやかに扇さし隠して歌うたひたる、いと哀に見ゆ。

家集。

三月ばかり淡路よりのぼるに津の國のするたといふ處にみちのくにのせしなりたふが所さいのさぶらひにて人々ほとゞすを待つ歌よみける日講程にまわりあひて

待ちかねてきかぬ限りは郭公、こひするころの心地こそすれ。

橘 爲 仲

増鏡。

後嵯峨の院の上はいつしか所々に御ゆきしげう御遊などめてたく今めかしき様に好ませ給ふ(中)又ちほき大臣(實)の津の國吹田の山庄にもいと屢ちほはしまさせて様々の御遊かすを盡くしいかにせんともてはやし申さる、川に臨める家なれば秋深き月の盛などは殊に艶ありて門田の稻の風になびく氣色、妻とふ鹿の聲、衣うつきぬたの音、峯の秋風、野べの松虫、とり集め哀をひたる所の様に鶴飼などおろさせてかゞり火どもともしたる川のおもて、いとめづらしうをかしと御覽ず。日比おはしまして人々に十首の歌めされしついでに院の御製

川舟のさしていづくかわがならぬ、旅とはいはじ宿と定めん。

と講じ上げたる程あるじのふといみじう興じ給ふ、此の家の面目今日に待るとぞの給ひける。げ

にさる事と聞く入昔ほこらしくなん。

五代帝王物語。

前相國(經)も逆修めてたくして出家、是れも權威おびたしくておち靡かぬものなし、天王寺、吹田、槇の島、北山、さしも然べき勝地名所には山莊を造り營たり、家の榮昌ならびなくぞ見ぬし。百鍊抄。

後深草天皇建長三年閏九月十七日上皇(後)御幸吹田殿、大宮院同御幸、七ヶ日可被召湯山御湯。

續古。わか戀は瀬にゐる舟の水を淺み、うきて思のやる方もなし。

入道前太政大臣

續後撰賀。來て見れば千代もへぬべし高濱の、松にむれる鶴の毛衣。

太上 天皇

夫 木。幾とせの雪とかいはん白たへの、名もたか濱の秋の夜の月。

藤原 爲家

同。榮を行くつかさ位は高濱の、千とせの春をまつと知らなん。

隆 季

同。高濱の眞砂にたてる松の根の、そこへも入らぬわが心かな。

光 俊

尙下河邊長流の野田の藤に遊びし文中に

名は高濱の松のひびきと四方に聞こえし藤なりけん。

と記せしも此れなり。文は大阪市中北區野田の藤の條に擧げたり。

山田寺 佐井寺

崎井山と號し千里村大字佐井寺の中央字佐井ヶ原に在り、古義眞言宗に属し元は無本山なりしが今は紀の高野山金剛峯寺南院の末寺たり、本尊は十一面觀世音にして脇士として毘沙門天及び韋多天を安置し、天平七年僧正行基の開基に係れり。初行基、當寺の後山に瑞光赫灼たるを見、二月十六日此の



地に來たり地を穿ちて榊檀香木の十一面觀世音の三尺四寸なるを得、奏して山田大臣を大檀主とし、て伽藍を起し此の像を安置して山田寺と號け坊舎六十餘院を有せる巨刹と爲せり、山また水に乏しかりしに行基の祈禱によりて香水涓々として湧出し、之れを佐井の清水と稱するを以つて又寺を一に佐井寺と云ふと降りて天正年中兵燹に罹りて伽藍坊舎悉灰燼に歸し、纔に草堂を建て、本尊及び諸佛を移し、正保四年に至りて寺職の僧藥順屢靈夢に感せしより應驗の著しきこと四方に傳はり、賽者一時に踵を接するに至りて漸再興の工成り、時の領主板倉周防守も亦崇敬淺からず爲に梵鐘を寄附せり、銘は京都東寺の長者亮春の撰にして堂宇は現存のもの即是れなり。

封疆は僅に五百坪に足らされども本堂、庫裡、鐘樓、護摩堂、不動堂等相連なり、他にまた五衰殿の塔と稱するものあり三重の石塔にして讀經供養紀念の爲に建てしものなりと云ふ、後山は行基山と稱し(愛宕)、本尊大悲像の出現せし靈地と傳へ眺矚甚佳なり、又一古松あり行基松と稱し常に翠雨を降らせ寛、又佐井の清水と稱するものはいま寺の北方にあり、然れども汚穢を極めて當年の色なし。

- 拾芥抄。 廿一寺行公家恒例被
- 廣隆寺 上出寺 常住寺 珍皇寺 清水寺
- 八阪聖神寺 東寺 西寺 延曆寺
- 法性寺 貞觀寺 極樂寺 元慶寺 仁和寺
- 祇園法成寺 鴨神宮寺 六角堂 佐井寺

又、日本逸史にあるものを或ひは當寺か。  
(日本逸史)

嵯峨天皇弘仁五年己卯朔丙申遊獵水生野攝津國奉獻己亥佐爲及百濟寺施綿各一百屯。

同弘仁七年二月丁酉朔丙辰遊獵於水生野(中)山城河内攝津三國椽已上衣被施捨佐爲百濟粟倉三寺各綿一百屯。

### 伊射奈岐神社 春日

大字佐井寺に在りて春日と稱し、前條に二座と見わたる一座にして祭神は伊弉諾命、素盞鳴命、八幡大神の三座なり、社域は村の北方に在り約五百坪にして毎歲九月十七日を以つて例祭を行ひ、今は村社たり。

(神名帳考証)

伊射奈岐神社二座とある今一社は伊射奈美神社なり、若狹遠敷郡若狹比古神社二座と有て一座は若狹比咩なると同例なるべし、さて三代實錄貞觀元年いざなみの神のみに加階の事あり、かく二座としも帳にのせらるべきみあへしらひならんにはいざなみの神にも加階あるべきに、その事のなかりしは當時はいざなみの神一座のみなりしを延喜よりさきにいざなみの神をもまつられたるにやあらん。

### 味經宮趾

味生村大字別府の南に在り、孝德天皇離宮の趾にして地を宮ヶ内と稱ふ、上古謄生神社茲に在りしが延暦年中神崎川を堀鑿するに當りて社を北方に移せり、今の味府神社是れなりと、然れども此の趾に就きては既に東成郡に擧げたり参照すべし。



鳥飼御牧趾

鳥飼村大字下ノの南方澱江一帶碧沓の流るゝところ一沙洲を爲せり古の國飼御馬を放飼せし處にして蓋當時は廣袤なほ甚大なりしが桑滄の變幾回して終に今の如くなるに至りしならん東西八丁南北壹丁餘にして名を馬島と呼び蘆葦叢生せり。延喜式。

凡諸節及行幸應用國飼御馬者勘量須敷奏聞乃官符令進唯牧放飼馬者寮移當國即令牧子牽送但攝津國鳥飼牧豐島牧不移當國寮直放繫凡國飼御馬者攝津十疋編者曰攝津國鳥飼牧の稱式になほ他に一箇處見たり。

土佐日記。

二月八日なほ川のほとりになづみて鳥養の御牧といふほとりにとゞまる。大和物語。

亭子の帝(宇)鳥養の院におはしましにけり例のごと御遊ありこの邊の遊女ども數多参りて候ふ中に聲ももしろくよしあるものは侍りやと問はせ給ふに遊女ばらの申すやう大江の玉淵が女といふものなん珍しう参りて侍ると申しければ見させ給ふにさまかたちも清げなりければ哀がり給うてうへに召し上げ給ふもく實かなど問はせ給ふに鳥養といふ題を人々に詠ませ給ひにけり仰せ給ふやう玉淵はいとろうありて歌などよくよみきこの鳥養といふ題をよく仕う奉りたらんにしたがひて實の子とはちもほさんと仰せ給うけりうけたまはりてすなはち  
淺緑かひある春にあひぬれば霞ならねど立ちのぼりけり。

と詠む時に帝のゝじり哀がり給うて御しほたれ給ふ人々もよく醉ゑたる程にて醉泣いと二なくす帝御掛一襲袴たまふありとある上達部皇子達四位五位これに物ぬきて取らせざらんものは座より立ちねとの給うければ片端より上下皆かつけたればかつき餘りて二間ばかり積みぞ置きたりけるかくて歸り給ふとて南院の七郎君といふ人ありけりそれになんの給ひあづけゝるかれに申さん事院に奏せよ院より賜はせんものもかの七郎君がり遣さんすべてかれに佗しき目な見せそと仰せられければ常になん訪ひ願みける。

散木奇歌。熊野に詣けるに淀にて舟に乗りて下りけるに鳥飼といへる所にて舟のる

て下らざりける程に日の暮れにければ

沖べなる高瀬の舟をさしすゑて鳥飼にても暮らしつる哉。

源 俊 頼

又の日舟よりちりて歩みけるに雨の降りければ蓑笠さるとてよめる

うち着るに蓑かさりと見ねども雨のあしとは思はざりけり。 同

藤社神社 附三本松天神

鳥飼村大字鳥飼西に在り郷社にして淀川の堤防を距る約三丁華表は堤防上に屹立し賽路の松樹は悉殊態を具へ濤聲人を送りておのづから社に詣らしむ祭神は崇道盡敬皇帝及び菅原道真の二座なり社域澱江に近きが故に往古屢水難に罹りて社殿壞れ寶庫流れ全く古文書を逸して今由緒を釋ぬるに由なく當時神輿も流れて吹田に至りて止まりきと當社の御旅所を吹田村高濱神社境内と爲せるものは是れに基づくといふ今の社殿は天正二年の建築にして壯麗なり毎年十月十八日を以つて例祭を行ひ當日は氏子七大字より建物と稱して幟吹貫提灯等を社前に樹て其の數千百に上りて盛觀



言ふべからず。

三本松天神は藤社神社の南方の堤防上に鎮座せる小祠にして境内に幹の三岐せる古松あるを以つて此の名あり。傳へ云ふ昔公左遷のとき船を此の地に着け堤上に憩して行厨を召し其の箸を地上に植ゑて曰はくもし枝葉を生ぜばこれ歸洛の兆なりと。後果して根を生じて枝葉を出だし地を離るゝ尺餘にして岐れて三幹となりしかば土人茲に社殿を營みて公を祀り爾來蒼鬱として盤舞し實生三代に至れりと。寛永年中領主松平若狹守より五石六斗を寄せて祭祀の料に供し後永井氏に至りても尙松平氏の時の如くなりしが明治四年の廢藩以來この事絶えき。又堤防外に一古松あり浪除松と呼ぶ。風伯狂暴にして波濤怒る時といへども上下の舟この松を遙拜せば風浪立に靜まると云ふ。

### 大門寺 青龍寺

神峯山大門寺は舊青龍寺と稱し石河村大門寺に在り眞言宗にして仁和寺の末光仁天皇の寶龜二年開成皇子の創建せられし所なり。初皇子靈地を覓めて此の山に來たり給ひしに多聞の化身に遭ひ其の言によりて草萊を啓き岩石を削りて草堂を結び且巖間に光明を認めて香木を得如意輪觀音の像を刻みて之れを安置せられき是れ即現存せる本尊にして丈壹尺後弘法大師も來たりて安居九旬に及び瑞相を得て金剛藏王の二像を刻み清和天皇は御不豫のとき歸依して御平癒あり諸堂宇を建立せしめられしかば茲に堂塔備はりき然れども建久の大震山岳壞れて諸堂みな破れ後元弘年中兵燹に罹りて堂塔烏有に歸し舊記も共に滅びて中世の寺歴は知り難し。

寺域は石河村の南方に聳ゆる彌ヶ谷山腹に在りて丹波街道の左方に當り老杉の天を摩する所即當山なり。賽路口は北に向かひ溪に沿ひ上ること四丁許にして達す。本堂は近年の建造にして規模小に構造また極めて粗なれども攝河の北部を双眸の裡に收めて眺矚大いに佳なり。本堂の北方に庫裡あり他に小祠あり辨才天を安置せり。堂の西方に一路あり上れば國見峠を越へ二十餘丁にして福井に達す。

寺寶に傳智証大師作不動明王の立像傳空海作愛染明王の坐像傳開成皇子作自像傳惠心僧都作阿彌陀如來の座像傳本寂筆慈氏尊畫像木村常陸之介所用の手鎗刀及び最期の時着用せし經帷子等あり。常陸之介は豐臣秀次の近臣にして文祿の末秀次の自殺するに及びて亦邑の西方藥王寺山頂に來たりて自殺せり。今五尺餘の自然石の碑を残し遺物は悉當寺に藏せり。

經國集 留別青龍寺義操阿闍梨一首

空海

同法 同門 喜遇 深

遊空 白霧 忽歸 峯

本朝無題詩 與諸友遊攝州青龍寺

藤原敦光

晨興 尋古 寺

靜正 端居

雁叫 秋雲 外

鐘鳴 暮雨 初

逢僧 談妙 理

禮佛 慕真 如

風渡 菊籬 覆

月明 林逕 疎

窮通 心底 識

名利 夢中 虛

信宿 催歸 駕

來遊 是只 且

同。

秋日青龍寺述懷

藤原敦基

長河 西畔 小山 東

初越 郊居 同隱 客

欺雲 稻穗 兩岐 白

爰有 佛堂 造化 功

未知 土俗 訪田 翁

經雨 蓼花 千片 紅



竹寺漏深望嶺月	柴扉盡掩任溪風
羸遊難繫朝馳馬	旅夢易驚夜感蟲
鋪設舊占苔岸上	闕伽便摘橫籬中
漁舟見火競秋水	雁塔聞鐘沸曉空
林擬菩提模奈苑	池移阿耨省蓮宮
人間榮利心無染	象外煙塵望不窮
別野幽閑誰作伴	唯交牧豎與村童

國見山

石河村大字大岩の南方に瘤起せる可憐の孤峰あり名づけて國見山といふ甚高からざるを以つて躋攀勞を覺ゆるに既く山頂に達すべし聘望すれば殿江の一碧透迄として浪華城に入り江を隔て、河州の平郊を看その盡頭に當りて葛城の山金剛の峯は淡靄を擬し紫嵐を拖き西は茅海の奇帆仄帆相趁うて南溟の雲に入り淡路の山は煙よりなほ淡くして景いふべからず蓋古の聖主登臨して國勢を看行はし給ひし處か。

忍頂寺 壽命院

見山村大字忍頂寺の東北に孤峯兀如として中霄を摩するもの之れを忍頂寺山と爲す寺は其の麓に在り只蕭寒の一精舎にして今壽命院と稱し攝北の巨刹勝尾寺の末寺なり清和天皇の御宇の創建に係り開基は傳燈滿位三澄にして最初神峯山寺と云ひ後忍頂寺と改め一千餘年の古刹にして當時は

此の山嶺に在りて莊嚴を極め遂に山名となり村名となるに至れり應仁年中に至り兵燹に罹りて堂宇烏有と爲り元龜天正の比武將の歸依せしもの多く今に織田信長細川藤孝中澤元綱飯尾右馬允等の施入文を藏せり寛文四年に至りて僧參忠再建す今の堂宇是れなり疆域僅に八十坪許にして一小堂の裡聖觀音を安置せり因に云ふ當寺の開基を或ひは行基といひ或ひは開成皇子といふは共に誤にして其の三澄なるは下に引用せる三代實錄の文によりて明らかなり又壽命院に改めしは何れの代なるか詳かならず然れども思ふに忍頂寺廢頽に歸して壽命院の一支院を剩し遂に今の如くなるに至りしものならんか殊に忍頂寺の號は之れ勅許なるに於いてをや。

三代實錄

清和天皇貞觀二年九月二十日丁卯傳燈滿位三澄奏言神峯山寺在攝津國島下郡三澄奉安國家所建立也春演說最勝王經秋吼講法華妙典請爲御願真言一院賜名忍頂寺詔許之。

高山城趾

清溪村大字高山の東南楡谷山の西に在り今城山と稱し高山友祥の築きて居城とせし處なりと云ふ周圍六町繞らすに泥田を以てし回字形を爲して土壇を存し頂上平夷にして方拾數間あり全山杉檜森々として晷影を遮きり一望尋常の山ならざるを認むべし。

佐保古城趾

清溪村大字佐保の東方栗柄山の半腹に在り東西九十間餘南北百二十間餘回字形を爲し土堤なほ存して歴々見るべし然れども其の建築興廢の事蹟等すべて詳かならず。



豊能郡

本郡は郡制實施に當り豊島能勢の二郡を廢し新設せしものなり。口碑に傳ふ、豊島郡は上古は島上島下と一區にして三嶋と呼びしが中比上下と分裂するに及び其の外餘なるを以つて外嶋と稱へ、後、豊嶋と改めざと。又、日本靈異記には手嶋とも書せり。以前は郷莊七あり、南郷(五村)大門郷(十三村)餘戸郷(十七村)驛家郷(九村)秦下郷(十一村)秦上郷(八村)是れなり。而して秦上郷は分かれて二莊となり、其の他數村の郷莊に屬せざるものあり。能勢郡は古來分合なし、古の郷莊は東郷(十八村)西郷(十八村)なり。地勢は狹長にして東は三嶋郡に隣し西は峯巒及び池川田を以つて兵庫縣河邊郡と界を劃し、南は神崎川を隔て、西成郡に對し北は山嶽を以つて京都府丹波國桑田郡と相接せり。東北方は山嶽連亘し秀て、は劍尾、摺腰、妙見、笑面等の奇峰峭嶺と爲り西南は稍平坦にして田疇遠く連なれり。故に川流は源を皆この東北の山溪より發して恰脈絡の紛糾せるが如く、池田川は根根莊、西郷、東郷の各部落より來たり、久安寺川は東能勢村より發し止々呂美村及び細川村を過ぎて池田川に入り、笑面川は三嶋郡清溪村大字高山より發し勝尾山の溪流を併はせ笑面村に落ちて北豊嶋村より池田川に注ぎ、千里川は萱野村より發し千里山の北麓を繞りて南豊嶋村より又池田川に入る。天笠川高川は共に三嶋郡新田村より、糸田川は千里村より發し本郡に入りて共に神崎川に注ぐ。池田川と神崎川とは郡の南部に於いて相會して一川を爲し其の流末更に數派と爲りて海に朝す。道路は西國街道は三嶋郡より本郡に入り郡を横斷して兵庫縣に向かひ、能勢街道は西成郡より來たり本郡を縦貫して丹波國桑田郡に入り、龜岡街道は三嶋郡より本郡東能勢村を過ぎて同じく桑田郡に入り、丹波街道は兵庫縣川邊郡より來たり西郷、根根莊の二村を通じて又桑田郡に入る。



古來の管轄を釋ぬるに、舊能勢郡は文治二年より能勢氏其の半を領して其の餘は郷士所々に分轄し、織田氏に至りて之れを摺川伯耆守の代官役知と爲し、豊臣氏の時嶋津義弘七村を領し、慶長五年能勢氏戰功を以つて二十八村を領せしが、徳川氏は之れを收めて旗下と爲し、爾來代官支配、城代役知、旗下の采地となり以つて維新に至れり、舊能勢郡は天正以前は池田氏荒木氏更々之れを領し、天正十三年豊臣氏は青木重直を麻田に封じて十六ヶ村を領せしめ、徳川氏以後は一樣ならざりし事能勢郡に同じ、維新以後兵庫縣の管地となり、後、本府に屬せり、町村制實施以後、池田町、止々呂美、細川、秦野、笑面、萱野、櫻井谷、北豊島、麻田、南豊嶋、豊中、能野田、中豊嶋、庄内、小曾根、豊津、吉川、東能勢、東郷、歌垣、田尻、西郷、枳根庄の一町二十二村を爲し、戸數九千四百九戸、人口四萬九千六百二十人を有し、郡衙は池田町に在り。

### 止々呂美城趾

止々呂美村大字上止々呂美の西方曉々たる天神ヶ尾山脈の更に隆起せる一堆岡は即止々呂美城趾にして、樹木蒼鬱として、暑影を遮り、凄陰の氣深く、衣襟を襲ふ、稱して城山或ひは宮山と呼び、一も牆壁の存するなく、只背後は山嶺重疊して天を摩し、前面は深く溪流繁ひておのづから金城湯池を爲せるのみ、傳へ云ふ多田滿政の苗裔馬場信高の居城たりと、然れども興廢の年月等分明ならず。

### 古墳

止々呂美村大字下止々呂美の西北に當れる久安寺川の邊、堂山の麓に都坊塔の一基立てるを見る、村民は之れを光明皇后の陵墓と稱して甚尊敬せり、古此に醫王山豐樂寺と呼ぶ一精舎あり、天平勝寶年中光明皇后の創建し給ひし處なりと傳ふれども中世劫火に遇ひて堂坊全く烏有に歸し、僅に藥師堂

一字を剩せり、今この古墳に隣せる一堂是れなり。

### 久安寺

細河村大字伏尾に在り大澤山と號しまた安養院と稱し、眞言宗高野山西禪院の末寺なり、神龜二年の秋僧正行基の開創に係り、本尊は丈一尺八寸の十一面觀世音なり、今、寺記によりて此の寺の由來を記さんに行基、當國に巡錫し猪名川の邊に至りて一老翁に逢ひ其の告ぐる所に隨ひて此の地に來たりしに一河横さまに流れて渉る可からざりしかば密かに神咒を修せしに河水忽逆流して底を見はせり、因りて河を過ぎて山嶺に登り下瞰せしに山は幽邃にして縈回し流は滔々として屈折し、誠に四神相應の靈區たりしかば是に忽精舎草創の念を發し、且、恰澤中に光輝を放つものあるによりて索めて閻浮檀金の千手大悲の像を獲之れを奉じて一字を創建せり、時に聖武天皇其の靈瑞を聞き勅を下して精舎を創建し更に此の靈像を安せしめ給ひき、工成るに及びて大澤山安養院と稱し七堂伽藍善盡し美盡せり、而して西山を玄武嶽今の觀音山と云ひ、其の山間より發する溪水の巖角を敲きて其の聲車を輾るが如きを以つて名を車漣と命じ、堂前の澤池を朱雀池と稱し樓門前の橋を千代橋と名づく、後天長年中に至り弘法大師も錫を留めて眞言流布の靈場と定め、後一條天皇は治安三年佛工定朝に勅し丈一尺八寸の本尊木像を刻ましめて最初發見せし本像の外形と爲し給ひ、後、保延五年鳥羽天皇の中宮美福門院御産重かりしかば本尊に祈念して易く皇子御降誕あらせらる、即、近衛天皇是れなり、然るに同六年回祿の災に罹りて諸堂全く灰燼に歸し本尊は西山の一石に飛びて纒に之れを免れしが久安元年に至り近衛天皇は勅して堂塔を再建し特に宸筆の額を賜ひて久安寺と稱せしめ、門前の僧坊を増して約千戸に及び今尚寺尾千軒の名を存せり村を不死王と名づけ後伏尾と改む細河郷を其の寺領と爲し、以つて



鎮護國家の勅願寺と定められき。降りて文祿年中に至るや地は戦塵の巻と爲りて寺領亦没せられ坊舎も殆絶廢して明治の初僅に小坂院の一坊を剩しのみ。今の久安寺は即同八年小坂院の改名に過ぎず昔日の偉觀全く失し復見るべからざるに至れり。今詣路を伏尾に取り古形落刹の樓門を認めて進めば一水の横に通せるもの即逆川にして今は久安寺川と云へり。一橋を架し名づけて千代橋といひ度れば樓門の前に出づ。門は文安元年の建築にして後左甚五郎及び力士猪名川の發願に依りて修理せしものと傳ふ。風曝雨淋、今に至りて八百年、古雅賞するに足れり。古の坊舎の趾今は或ひは栗林と化し或ひは竹叢と變じ或ひは草萊に没して荒涼極まりなしと雖進むに隨ひ歴々として認むるを得べく坐に今昔の成に堪へざらしむるものあり。尙進むこと數十百武にして朱雀池あり、中に辨天社ありて架するに一虹を以つてせり。上壇の地地に本堂あり方六間、即本尊を安置せる處にして右に大師堂あり。北方には玄武嶽高く聳ゆる車瀧は東二町許に在り、下を安谷、又一に易溪と書し、古來、螢火に名あり、上に夫婦瀧あり、又、連理瀧といふ、一大岩石、流を支へて左右二派を爲し、落下してまた合するを以つて此の名あり、其他、石の詩あるもの淵の題あるもの少なからず、水漕の清水は昔は八幡城の用水にして山内に在り、觀音石は本堂の西にありて保延六年諸堂回祿の時本尊の飛ひ來たりて光明を放ちし處なりと傳へ一に光明石と云ふ、小鶴庭は坊中にあり、名木奇石を排置し東山を庭中のものと爲し、昔、豐臣秀吉も詣て、宿せしとき庭園の範と賞せしといへども今は廢殘二千坪の封疆、風伯の荒るゝを聽くのみ、然れども地もと幽邃にして人を招致するに足り、殊に當住某拮据大いに修理に勉むるを以つて全く舊觀に復するを得ずとも山紫水明の地更に艶麗なる花紅の美を添ふる蓋遠きにあらずるべし。

寺寶甚多し、傳式部卿二品貞致親王女と中納言隆長と合筆の假名縁、起壹軸、傳文章博士菅原長量筆、眞

名縁起壹軸、石山正三位基董筆、觀音縁起壹軸、近衛天皇宸翰、勅額壹面、近衛天皇宣下の上古境内圖壹幅、制札六十通、東山天皇第三皇子七才筆、山號の文字、傳弘法大師筆、般若心經壹幅、後羽鳥院宸筆、天滿宮畫像一幅、傳傳教大師筆、五大尊畫像一幅、傳後運慶作、弘法大師像一軀、傳春日作、大日如來像一軀、傳行基作、阿彌陀如來像一軀、傳聖德太子作、藥師如來像一軀、其の他枚舉に追あらず。

八幡城趾

細川村伏尾の北方東野山に在り、一垣の地形、橢圓形を爲し、周圍凡八丁、西南東の三面は久安寺川帶の如くに縈繞して之れを繞り北方はあつから低うして恰壕渠の如し、土壇はなほ存し、但俗一に城山と呼び多田滿仲の家臣藤原伸光此に居り、後、播磨守と稱するもの、據りし處と傳ふれども、氏名年歴等詳かならず、又廢絶の年月の如きも知るに由なし。山の原に麗水あり、昔時城兵の用ひしものなりと云ふ。

細川神社

細川村大字吉田の北方に在り、延喜式内の社なれども祭神詳かならず、明治五年村社に列せられ、大字東山と共祭の産土神なり。社域百八拾二坪を有し、皇大神社、大國主神社の二末社あり。

無 一 庵 附、光明皇后塔、和泉式部塔

細河村大字古江の東北に在り、池田町の大廣寺の末寺にして聖觀音を本尊とせり、永祿五年正月僧曇清の開創に係り、寺域僅に百六坪にして、田麩を前にし、小丘を背へる、一小庵たるに過ぎざれども境内



に光明皇后塔及び和泉式部塔あり前者は五輪にして高さ五尺許後者は都坊塔にして高さ七尺紫苔深く石を封して文字讀むべからず式部は和泉守橘道貞の室たりしが道貞に願みられざるに及びて更に丹後守藤原保昌に嫁せり今攝津名所圖會によりて此の塔の由來を記せんに

保昌は川邊郡平井の産也故に平井保昌と云保昌ある時狩に出んとてその支度し明日の今宵となりぬ折から秋の半なれば鹿の鳴聲頻にいと瀬く悲しくきこねければ

ことわりやいかてか鹿の鳴ざらんこよひ限りの命と思へば

式

部

と詠しかば保昌これを感じて永く狩を停しとなり今に此墳の側を獵師通れば其夜獵あらずとなん保昌の塚は川邊郡小童寺にあり皆これ多田滿仲の従交の諸士なれば多く此ほとりにありける也

と事何書より出てたるか詳かならざれども亦聊詩趣なきにあらざるを以つて此處に録せり

### 池田町

昔應神天皇の阿智使主と都加使主との二人をして吳國より聘せしめ給ひし吳織漢織の二姫を置きし處にして阿智使主都加使主の所領なりき故に奏の下郷或ひは猪名の里と稱せりといふ此の二人は天皇の二十七年勅を奉じて吳國に至り同四十一年工女吳織漢織弟姫を率ゐて武庫の浦に着せしに偶々天皇崩御し給ひしかば因りて三姫を仁徳天皇に上り猪名湊に機殿を造り廣く織縫の道を傳へしめき是れより吳服の里と更め又伊居太の里と云ひ後世訛してイタタと呼び遂に本稱に改む後分かれて池田上池田中池田下池田西池田の五邑と爲り明治五年一村に合し舊稱に復して市町村制實施の後は町と爲れり

郡の西部に位して東は森野村の大字澁谷才田尊鉢の諸部落と細溝畦を以つて犬牙相交はり西は池田川の中流を疆ぎり兵庫縣川邊郡に對し南は有馬街道を夾みて北豊島村大字神田と界し北は池田山の盡頭僅に細川村大字木部に隣せり地勢は北方に池田山の翠縁を負ひ三面廣濶にして田圃數里相望み西端は池田川縈紆して流清く砂礫を洗ふ音は涓々として四時絶ゆる事なし東西九町南北八町餘本町小阪前町北新町元新町南新町中之町北山ノ口町米山ノ口町米屋町柳屋町大西町寺内町西ノ口町槻木町田中町林口町内田町芝木町甲ヶ谷町建石町上池田町南宇保北宇保の二十三市場を包有し府下の名邑にして郡役所警察署區裁判所等其の間に點在し貨物の集散最頻繁にして殊に或ひは北方山間の離落より出だす薪炭の如き或ひは細川村の特産たる植木の如き又近郊至る處産せざるなき菜蔬の如き皆此に集中して市場を開き浪華尼ヶ崎西宮其の他の商估十里を遠しとせずして來たり購ひ毎朝の般賑邊陲の市街稀に見る處にして在所なれども池田は名所月に十二の市が立つの童謡を聽くに至る又其の釀出する清酒は以前は對岸の伊丹と共に其の名を天下に傳へし美釀なりしが現下稍退歩の傾あり地吳織漢織二姫の殘し舊趾其の他名跡の遊ぶべきもの甚多し

### 吳服神社

町の坤位に在りて吳織姫及び仁徳天皇を祭れり今は郷社なれども延喜式内の舊社にして勸請及び由緒は共に伊居太神社の部に詳かなり

社域は市街を離るゝこと二三町許田圃の間に在りて老杉古松の參天せる裡に宮殿粉壁の隱見せるもの即此の社なり華表を過ぎ門を入れば磴道直ちに拜殿に至る廊あり本殿に通ぜり社殿は伊居太神社と同じく慶長九年豊臣秀頼の片桐東市正且元を奉行として再建せしものにして甚素雅なり



境内に兩皇大神社、松尾神社、事代主神社、九頭神社、大國主神社、伊奈都彦神社、天岩戸別神社、稻荷神社、稻倉魂神社等の末社あり、其の他、吳織漢織二姫の此の地に居住して機織裁縫に勉め、當時の遺趾及び墳墓と稱するものは社の附近に散點して頗多し。

姫室、梅室。共に本社、馬場先に在りて相距ること壹町許、吳織漢織二姫の墳墓なりと傳ふ。上古は「れむろ、あやむろ」と謂ひしを後轉訛して今の稱と爲りしものといふ。共に一堆の芝生にして、周回拾四五間あり。

染殿井。本社、の東方に在り、二姫の汲みて糸を染めし井なりと傳ふれども、今は水涸れて、纒に其の形を存せるのみ。

星の御門趾。町の東方、建石町民家の前圍に在り、二姫、闇夜に燈を點せずして機に就きて、纒を勉め、倚りに依りて衣を裁せし時、衆星降り來たりて、織縫の殿を照す事、恰白晝の如くなりしを以つて、此の名ありと傳ふ。小祠あり、星宮神社と云ふ。

其の他、池田川の上流に唐船淵と稱して、二姫來朝のとき泊船の處と傳ふる淵あり、蓋上古は此の邊海にして、直ちに西海通航の水門たりしか。又、東方の山頂に、緋掛松あり、謂ふ、二姫の染糸を掛けて干し、樹なりと。

例祭は毎年九月十八日にして、氏子は七町に亘りて七百五十餘戸を有し、祭儀は伊居太神社のと共に莊嚴なり。

所藏の寶物に、筆者不詳の縁起書壹卷、花山院愛德御筆卷物壹卷、後醍醐天皇宸筆「吳服大明神」の五字額、片桐且元寄附の大笹葉鎗壹筋、作者不詳仁德天皇座像一軀、源滿仲寄附の劔一口、同龍角一本、光格天皇御即位草履等あり。

### 伊居太神社

五月山下に鎮座せる延喜式内の舊社にして、仁德天皇の御宇の創建に成り、歴代の勅願所たりきとぞ。社の縁起に云ふ、神功皇后、天神地祇の威力を籍りて、三韓を征討あらせられしより、彼の國年々朝貢を斷たず、然れども、應神天皇は思ひ給はく、我が國神代より蠶を養ひ糸を績き布を織る道ありと雖、いまだ裁縫のこと明かならず、今吳國には其の名手尠からずと聞く。宜しく速に之れを召して、其の術を盛にせんと、是に於いて即位三十七年春二月、阿知使主、都加使主を使者として、吳國に遣はし、織工女を求めしめ給ひしに、阿知使主等、吳國に行く道、知らず、先、高麗に渡り、次に吳に到らんと欲し、高麗に至りて道を問ひ、高麗王の久禮波久禮志の二人を副へて導を爲さしめしより、吳國に到るを得、吳王より工女兄媛、弟媛、吳織、穴織を與へられて、是に吳國との通交起れり。今に至るまで、吳を「くれ」と讀むは、即此の久禮波久禮志の東道に由り初めて交通を開きしに由るものにして、二人は此の四工女を率ゐて、筑紫に着し、胸形大神の乞に依りて、兄媛を大神に奉り、即、筑紫御使君の祖となる。他の三女を伴ひて、津の國の武庫郡猪名港、川邊郡小阪田村に舟を泊して、暫らく皇都の命を待ちしに、風烈く浪悪しかりしかば、竟に舟を難波猪名港(瀨船)に撃ぐ、偶々帝崩じ大鷦鷯尊(仁德)位に即き給ひしを以つて、使主は難波の都に到りて、二姫を獻ず。朝廷より、其の功を賞して、猪名の港を賜ひ、更に猪名港に機殿を建て、二姫を入らしめしに、二姫、體より夜々光明を放ち、油を費さずして、機織を勤め、裁縫を專とし、其の舊蹟、今なほ存せり。唯、弟媛の事は分明ならず、天皇も天下の婦女をして、其の術を學ばしめ給ひ、是れより、男女貴賤の裝飾分かれき。後、天皇の七十六年、九月十七八の兩日に、二姫相ついで、長逝せしが、漢織姫は壽百三十六歳にして、吳織姫(吳服神)は同百三十九歳なりき。越えて、翌七十九年、天皇靈異を感じて、社殿を創



建し漢織姫の社を秦上社と稱し吳織姫の社を秦下社と稱せしめられき。これ實に本社の證據なり。降りて朝廷の縫殿寮を置き縫女部を定めらるゝ皆二神の遺風なり。故に代々の崇敬甚厚く桓武天皇は延暦四年十一月勅して社殿を再營し應神仁徳の二帝を相殿に奉祀せしめられ、ついで醍醐天皇の延長年中兵亂に罹り神地を失ひ封纒に三戸と爲りしが圓融天皇の天祿年中に至りて鎮守府將軍多田滿仲社殿を修復し、爾來屢武將之れを再興修造せり。且、後醍醐天皇は宸翰を兩社に賜ひ以來穴織大明神吳服大明神と稱するに至れり。現存の社殿は慶長九年の建設に成り豊臣秀頼の命を受けて片桐且元の奉行して竣功せし所なりと。

本社は神名帳に「攝津國河邊郡伊居太神社」と載せ、古は河邊郡小阪田村に在りしが中世茲に奉遷せり。此の地、前既に吳服の神祠ありて吳織里と唱へしを本社を遷して後更に伊居太（後また池田と改む。伊居太をイケタと訓せしハ基）と改め、而して舊蹟小阪田を其の御旅行と爲せり。社域は町の北方池田山腹に靠り殆三千坪に幾し今商賈櫛比の間を過ぎて間に向へば石礎面を歷して起り、之れを上り盡して華表を入れれば坦路一走直ちに大門を見る。右傍一段の高所に兼好の松の跡傳へいふ、地は吉田兼好の亂を避けて隠れし處と稻荷社、嚴嶋神社あり、左側は一帶塼壁を以つて圍み表門に近く伊那彦社ありて阿知使主と都加使主とを祭れり。二神は縫工女を吳國に覓められたる功に依り采地として檜隈野を賜はり、履仲天皇の二年春二月また直の姓を賜はりて檜隈直と稱し反正天皇の三年夏四月阿智使主の薨ずるや同四年十一月其の魂を祀り爲那都比古大明神と謚し其の孫漢忘奴手直を祭主と爲せり。阪上及び秦氏皆その出なりと。大門は丹塼を塗り宏壯にして入れば拜殿あり、右に寶藏、神輿庫、住吉社、松尾社、遙拜所あり、左に納札所、願光松、社務所あり。拜殿の背後一段の高所に唐門あり、左右には透塼起りて社殿を圍み社殿は白木造にして清雅を極め、塼壁の外老樹蔭翳として甚繁茂せり。

例祭は毎年九月十七日にして翌十八日を以つて吳服神社の祭禮を行ひ、儀式莊嚴にして市中の賑盛云はん方なし。氏子は十四町に亘りて一千七百餘戸あり。昔は正月十四五の兩日は二十四町毎に綱を製して綱引をなし、其の長さは二百間餘に及び近郷の老若男女集まり來たりて雜鬧を極め、殆錐を立つる餘地なかりきといふ。

社寶として穴織の木像一驅あり丈九寸にして鑑査狀を有せり。  
應神天皇紀。

三十七年春二月遣阿知使主於吳令求縫工女。爰阿知使主等渡高麗國欲達于吳、則至高麗更不知道路。乞知道者於高麗。王乃副久禮波久禮志二人爲導者。由是得通吳。王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女云々。同帝四十一年春二月天皇崩于明宮、年一百一十歲。一云崩是月阿知使主等自吳至筑紫、時曾形大神乞工女等、故以兄媛奉於曾形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也。既而卒其三婦女以至津國及武庫而天皇崩之不及、即獻于鶴鶴尊、是女人等之後今吳衣縫蚊屋衣縫是也云云。

十四年春正月身狹村主青等共吳國使將吳所獻手未才伎漢縫吳織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉津。是月爲吳客道通磯爾津路名吳阪。三月命臣連迎吳人、即安置吳人於檜隈野、因名吳原、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也。漢織吳織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也云云。  
三代實錄貞觀四年の條。

後漢孝靈皇帝四代孫阿智使主、與坂上大宿禰同祖也云云。  
尙、三嶋郡神服神社の條參照すべし。



兼好假居趾

伊居太神社の東部竹林の裡は即是れなりといふ。一の老松あり今なほ是れを兼好松と云へり。兼好姓は卜部神祇大副兼茂の曾孫にして吉田に居住せしを以つて吉田を氏と爲し、天資穎悟、書を善くし文を善くし最和歌に長ぜり、東山修徳院に入り、雉髪し後天下を遍遊し風流を弄して其の生を終はりき。

大廣寺

五月山の半腹に靠り伽藍堂閣の參差として相併べるものは是れを大廣寺とす。曹洞宗能登國總持寺の末寺にして壘増山と號せり。昔此の山中に一池あり、其の水の時に隨ひて干満ある、恰海潮の如くなりしが堂宇を創建するに當りて之れを埋めしかば其の舊蹟を傳へんが爲この山號を設けきといふ。本尊は釋迦佛にして脇壇に文珠普賢を安じ、應永二年池田筑後守充正の創建にして天慶禪師を請じて開基と爲せり。降りて元祿七年第十六世雪峰檀徒と協力して堂宇を再建増築し更に一層の壯嚴を極め、隸寺四十餘院の多きに達し、塔中には陽春寺、泉福院、明悟院の三坊舎ありしが明治の初二院既に退轉して今は陽春寺を剩せるのみ。泉福院は大阪に、明悟院は當郡豐中村新免にいづれも移轉せり。寺域二千五百三十一坪を有し市街の北方より菓樹の園を縫ひて縹紵幾回緩く上れば須臾にして山門に達す。山門を過ぎて境内に入れば清淨潔麗の處本堂、庫裡、方丈、知客寮、經藏、鐘樓等軒楹相接し、池田の市街は脚下に横はりて豊能の沃野遠く相連なり、途路糸の如く其の間に通じて寸人尺馬指顧の裡に入り、仰げば五月山の蒼翠堂尖を壓して寺は殆中空に懸れるが如し、此の蒼翠の裡望海亭趾あり。亭は文明年中僧山祥の創營に係り、幾多の詩人墨客として風月の娛を擅にし詩腸を惱ましめし處なれ

ども廢絶に歸して其の年月の如きも詳かならず、殘礎尙存せり。然れども名蹟の空しく湮滅に歸せんを憾み天保年中其の故趾に就いて一碑を立てたり。今當時の亭記を得たれば終段に之れを勒す。一讀以つて其の概景を想見するに足らん。

寺寶に傳運慶作の釋迦、文珠、普賢の三像、傳收溪筆瀧見觀音の墨畫一幅、横川景三書望海亭記一幅、大明進士梅厓の書一幅、宸翰和歌、其の他少なからず。

望海亭記

攝津池田村有寺曰大廣前總持祥山禪師主之師目視雲霄機吞佛祖曹洞下老尊宿也論其俗譜則日本國管領島山源君之叢萃也可謂美矣池田筑後守藤充正夙欽師風相攸創基此寺是也負山瀕海殿宇翬如而置亭山頂扁曰望海先是余居等持官寺師以某人爲介求作亭記夫望海樓者自傳於唐東坡於宋惟肖於本朝文以振焉詩以張焉千古佳話也余未嘗身歷而目擊之縱雖髣髴其萬一而小杜賦阿房也可笑隨求遁辭有年于此矣庚子之夏師適以事入洛一日訪余小補斗室話次又及亭記求而不止於是就審亭之所以爲望海亭也亭面於南南乃瀟海也而天王之浮圖層出雲間住吉之松風鼓動波底跨東南者三州曰紀曰泉曰河襟帶於斯咽喉於斯吳綾蜀錦鑪鐵銜戶相逐者商賈往來官租單給粟麥連櫓不絕者行使運漕也紅粧翠蓋盃盤狼藉青翦綠裝煙雨牧宰太字張水嬉也漁翁下釣瀨也野老謳歌而水田漠々市人言語而城府渾々攝人之樂其樂也至若沙鷗翔兮岸柳暗宿雁驚兮渚遊飛夜潮吹月銀山鐵壁粉碎乎前海市映雪珠宮貝闕涌現乎上亭上四時也亭上朝暮也玩之欄楹上接之衽席間蓋偉觀也余聞師所說不移寸步優遊此亭紅塵爲萬頃滄波耶滄波爲十丈紅塵耶不得而知耳余有一說洞上有最上乘禪名曰寶鏡三昧嗚呼水天井際一波不起滄海豈非一面寶鏡乎此亭豈非一箇鏡臺乎海中所有色像豈非胡來胡現漢來漢現乎師此入三昧應機接物遠取曹山洞水近取永平峨山五位功勳三種滲漏皆從鏡中流出



而蓋天蓋地使四來學者弄此光影同証三昧不亦大乎言未既師起歛祚日亭記成矣文明十二年六月吉旦書前等持橫川夏景三

### 牡丹花宵柏亭趾

大廣寺内の泉福院(明治八年十一月)の後園は其の趾なり。扶桑隱逸傳に曰ふ、牡丹花は具平親王の後裔少うして塵俗を出て、宵柏と名づけ又牡丹花と稱す。好みて書を讀み歌を詠じ又連歌を善くせり。學を宗祇に學び又詩を五岳に受け、其の出づるや必黃牛に騎り牛角は塗るに金泥を以つてし、老いて池田に隠れて亭を夢庵と云ひ長松花樹は簷を環り又四時植うるに花を以つてせり。故に其の軒を稱して一に弄花と曰へり。性甚酒を嗜み香を好み又花を愛し、爲に三愛の記を作れり。永正七年天皇夢に牡丹花を見乃藤原實隆に命じて便殿に召見し親しく唱和し給ひき。既にして幽栖に復り野服葛巾觴啜して樂しみ、後亂を避けて泉南に徙り大永七年四月八十五を以つて終はると。今亭趾の認むべきなく一碑あり蕭條として舊栖を標するのみ。其の畫影及び詠草は大廣寺に藏せり。

吳服の里に隠れて室を夢庵と號して

笹の葉の音も便りの霜夜かな。

宵 柏

### 陽春寺

大廣寺塔中の一院にして元龜三年五月僧一麟創立して身づから開基と爲り、初陽春菴と稱せしが明治十一年庵を改めて寺と爲せり。寺寶に聖觀音立像一軀あり作者詳かならざれども其の彫刻の優逸なるを以つて鑑査狀を有せり。

### 五月山

池田の北方に當り屹然高く崢嶸て老樹蒼鬱天に參し、蒼翠の裡、堂塔伽藍の彫繪繪楯を洩らさしむるもの之れを五月山とす。今池田山と稱し高さ二百餘尺周回一里餘、三島郡より本郡の北方に連亘せる山脈西に延いて箕面山となり更に西に蜿蜒し池田川に流みて此の孤峯をなす。攝津志は實は佐伯山にして五月山は其の訛轉なりといひ、又攝津名所圖會は佐伯山は川邊郡猪名寺村にありとの説あれども此所には山あらず且五月山と稱すること年久しくして古詠多ければ二者は一所二名なるべし。契沖は假名のつとへとまがへたる也といへりと記せり。今思ふに仁德天皇三十八年紀に猪名縣佐伯部獻菴草の文見ゆ、猪名には佐伯部の住せしより一説の出でたるものなるべけれど固より確証あるにあらず、又名所圖會の説も更に疑なしとするを得ず。殊に萬葉(卷十)に見ゆる

五月山花橘にほとぎす、かくらふ時にあへる君かも。

の如きを此の地の詠とせるは何故なるか。萬葉の五月山は山名にあらずして綠樹蔚たる五月の山なり。後人の詠中亦更に此の類なしとするを得じ。又佐伯部の如きは諸國に散在したりしこと正史に見えれば、仁賢天皇五年紀に「春二月普求國郡散亡佐伯部、後佐伯部仲子之後爲佐伯部造」とあり。此の地方にも佐伯部の住し隨ひて此の山をも佐伯山と稱せしを、復五月山を率強するに至りしものならんか。然れども名所歌集の如きも五月山を一説佐伯山として攝津國の部に擧げられれば今は古歌の二三を左に録せんとす。但萬葉集の歌は採らず。

古今、さつき山木ずゑを高め時鳥なく音そらなる戀もするかな。

紀 貫 之

拾遺、五月山木の下間に燈す火は、鹿の立ちどのしるべなりけり。

同



新古今。五月山卯の花月夜ほととぎす、さけどもあかず又啼んかも。

讀人知らず

新千載。照射する五月の山の青つゝらくる、夜毎に鹿やなくらん。

津守 國助

新拾遺。五月山弓杖振立て燈す火に、鹿やはかなく目をあはすらん。

崇 德 院

堀川百首。五月山みね立つ鹿も心せよ、ともしのせなも亂れ入るなり。

藤 原 公 實

同。雲間なき五月の山の木の下の下は、照射するにぞ星も見ぬける。

國 信

月 清。五月山ともしに洩れしさを鹿の秋は思に身をしほるらん。

藤 原 良 經

夫 木。さつき山あめに雨そふ夕かぜに、雲より下を過ぐるしら雲。

同

同。杜鵑たづねに行かんさ月山卯の花陰に鳴かずしもあらじ。

雅 重

新 六。五月山雲ははれねどほととぎす、卯花月にさやかにぞ鳴く。

藤 原 知 家

山に登路五條あり、共に數丁にして宇平井及び大廣寺後よりするものを最捷路とす。頂には松樹疎々として盤舞し、聘望一番すれば近く川邊豊能の里落より浪華尼ヶ崎の萬戸は呼應の裡にあり、遙かに南紀淡州の翠巒悉双眸に入る。山また一祠あり、里俗之れを愛宕と稱し、佐伯部の祖神を祭り、年の七月二十四日を以つて法會を營み、祠畔に數百の燈火を點じ、遠く之れを望めば中天更に幾多の巨星を羅せしに似、奇觀を極め人呼びて池田の愛宕火と云へり。蓋、照射より來たれりしものならん。

### 壽命寺

町の西方字西の口町に在り、本尊は阿彌陀佛にして醫王山と號し、淨土宗智恩院に屬し、天平年中僧正行基の創建なり。行基嘗、此に來たりて吳織穴織の社に參籠せし時、神託ありて宣はく、我は漢土より來たりし藥師如來なれども、唐船淵に沈みて佛法値遇を待つこと久し、早く探り得て佛塲を興すべしと。

行基驚き淵底を探りて其の像を得携へて此の地を去らんとせしに像重くして動かず。依りて此處の有縁の地たるを知り草庵を結びて之れを安置し、神願寺と號せり。像は今境内の藥師堂に安置せるもの即是れにして、吳織穴織二姬來朝のとき海上の護身佛として携帶せしものならんといふ。偶々天下疫癘大いに行はれ民死するもの甚多かりしかば、行基乃尊像に祈願せしに立に退除せしを以つて寺稱を改めて今の如くになせりとぞ。中古の寺歴詳かならず、永祿二年に僧運策の再建せしもの現存の堂宇にして、寺域は三百八十餘坪にして甚廣からざれども、本堂、書院、鐘樓、土藏、藥醫門、其の他佛堂大いに具はれり。

寺寶は藥師如來の座像一軀及び木彫の大蛇を以つて其の殊に珍なるものとせり。

### 法園寺

建石町に在り、淨土宗智恩院の末にして本尊は阿彌陀佛なり、創立の年月詳かならざれども再建せしは天文七年にして僧勝譽の檀徒と協力經營せし所なり。寺寶に傳惠心作聖觀音立像一軀及び傳鳥佛師作本尊阿彌陀佛壹軀ありて共に鑑査狀を有し、其の他藤原仲光の守本尊と稱する如意輪觀世音座像一軀、傳運慶作韋駄天立像壹軀、傳傳教大師作辨才天座像、脇侍大黒天毘沙門天立像各壹軀、絹本着色涅槃像一幅あり。

### 西光寺

淨土宗智恩院末にして柳屋町に在り。傳へ云ふ往昔此處に一草堂あり、稱名念佛の徒踵を接して四時絶ゆる事なきを以つて人呼びて不斷堂といひきと。天文十五年智恩院第二十七世德譽上人弟祐圓と



巡錫の途次堂に宿して暫らく止り信徒と協りて精舎を建てしもの即現存の寺是れなり。境内には本堂、庫裡、鐘樓門の外、祖師堂、觀音堂、地藏堂、毘沙門堂等の佛宇あり。寺寶には傳小野董作聖觀音立像一軀、傳勸阿作阿彌陀立像一軀、傳張思恭筆釋迦三尊繪畫一幅を以つて其の最なるものとし共に鑑査狀を有し、其の他傳運慶作馬頭觀音座像一軀、傳惠心作地藏菩薩立像一軀、同將軍地藏立像一軀、世尊寺行房九條敬家筆和漢朗詠集二卷、道歌筆絹本着色十六羅漢畫像十六幅、探幽齋筆絹本着色維摩畫像一幅、獨湛筆阿彌陀畫像壹幅、厭求筆絹本着色阿彌陀佛畫像一幅、土佐光成同光起合筆絹本着色竹鷄之畫一幅、良純法親王筆吉野の歌色紙一葉、後西院天皇皇女榎宮染筆、不斷山扁額壹面、傳惠心筆彌陀三尊畫像一幅等甚少なからず。

### 有岡城趾

又一に池田の古城趾と稱し町の北方五月山の南麓に纔に一堆の地を除して趾を存せり、俗にまた城山と呼び東西百五十間、南北百六十間餘、周圍十餘町ありて回字形を爲し西南低き處字して堀と云ふ、蓋濠趾ならん、穿鑿して屢武器の斷片を得たりといふ。天文の初細川晴元此に據り家臣三好長慶の攻むる處となり城を捨て、奔り、永祿年中池田光政入りて居城と爲し家門隆盛を極めき。

### 石澄瀧

秦野村大字畑の北方秦山に在りて一に石積と書す、箕面山及び秦山の溪流集りて此の地に來たり懸りて瀑布となれるものにして、三層を作して斜注し其の高さ併せて二百六十三尺、幅共に五尺許あり。怪岩奇石重疊して飛流これに激し、鞆の聲山谷に響きて轉凄冷に、水煙濛々して容易に近く可から

ず傳へ云ふ石積の名は石積連の此に優遊せしに起ると。又或ひは村童石を積みて塔を作り以つて瀧水を手向けしに因ると。又名所圖會はいふ石積連が舊跡なりといづれが正しきか詳かならず。但石積連の事は日本書紀に見ゆたり。近年有志此の奇勝を普く世に知らしめ以つて避暑の仙境と爲さんと經營中なりといふ。

### 釋迦院

古の秦の郷尊鉢の里、今の秦野村大字才田に在り僧正行基の創建にして鉢多羅山若王寺釋迦院と云ひ、眞言宗高野山西禪院の末にして本尊は傳聖德太子作釋迦如來なり。寺僧は云ふ神功皇后三韓親征の時百濟より釋尊の佛舍利、多羅寶鉢を得て凱旋し給ひしに佛法いまだ傳はらざりしかば仲哀天皇の御宇に歸化せし秦始皇帝の裔功滿王と稱するもの、此の地に居るを以つて（傳の細名に起る）是れを授けて佛法弘通の時を待たしめ給ひしが、星霜を経るに隨ひて其の散逸せんことを恐れ巨大の石窟を築きて之れを藏め給ひき、是れ即鉢塚にして、其の後、聖武天皇の御宇行基僧正（河邊）に在住し靈夢に感じて此の地に靈物の在るを知り來たりて窟を發きて是れを得しに、事天聽に達せしかば行基に勅して精舎を創建せしめて勅願寺と爲し給ひ、行基は又身づから觀音菩薩、不動明王、毘沙門天像を刻して釋尊の遺物と共に安置し、且山を鉢多羅山寺を若王山釋迦院と號し又邑をも尊鉢と名づけ齊田若干を賜はりきと降りて天正元年の兵亂に伽藍を燒き、什寶は奪はれて齊田亦沒収せらるゝに至りしが、獨釋尊の遺物と釋迦院とは却火を免れて今に存せり。元祿年中齊田を才田に改め尊鉢の里を分ちちて尊鉢才田の二村と爲せり。同十七年僧傳譽再建せしが天保十一年二たび回祿に罹り、今の堂宇は應慶元年の經營なり。



鉢塚

釋迦院の西南の五社神社の後に在り巨巖大石を疊み上は三百四十坪なり、叢篁簇生して窟を成し南方に窟口あり方七尺、裡は殆十弓、高さ十八尺許にして正面に一丈五尺の十三重石塔あり左右に不動明王(丈七)及び地藏菩薩(丈六)の石像を安ぜり、窟中は常に暗黒にして咫尺を辨ずべからず、俗傳にいふ、古釋迦佛所持の鐵鉢渡來せしが時に佛法いまだ流布せざりしを以つて盛時を待たんが爲に之れを茲に秘藏せしに後釋迦院の開創と共に鐵鉢は同寺に遷りしなりと、又名所圖會はいふ、俗傳に曰むかし釋迦如來轉法輪所として聖德太子の御時渡來せし釋尊の鉄鉢一器を此窟に入置末世弘法の證とし給ふ後世これを堀得て此寺編者曰ふ釋迦院なり、に安ず此窟の中廣大にして入るもの出る所をしらず今は常に入口を閉て容易入を禁ずるなり一説に上古王侯の陵墓にして後世發て窟となしけるなり河内高安郡には此類多しと、古塔古佛は共に其の安置の年代を詳かにせず、塚は甚大ならざれども構造人力の能く爲す能はざるものありて一種稀有の奇窟なり。

阿伊太神社

延喜式内の大社にして箕面村大字半町の北方に鎮座し、應神天皇二年の奉祀と傳へ須佐男命を祀り大字新稻と櫻との共祭に係れり。  
續日本後紀。

仁明天皇嘉祥三年正月庚辰朔辛丑奉授攝津國豐島郡阿比太神從五位下。

辨慶鏡水

大字瀬川の中央、西國街道を南に距る小字高井田に在り、壽永の昔源義經平氏追討として進發の際武藏坊辨慶我が顔を此の池水に映せしめて以つて軍の勝敗を覺知せしと云ふ。往昔は周圍五十餘間ありしが後次第に埋没して今は民宅の庭前に僅に周圍八間深二間の一泓池を止むるのみ、此の附近他に尙七角井、化粧井、龍の井、柳の井等の四井散在せり。

瀬川古戰場

村の西方に當り箕面川に沿ひて字今井川原と稱する地あり、元弘三年赤松圓心の六波羅軍と交戦せし處にして、後建武三年足利尊氏の京に敗れて將に西國に落ちんとして當國兵庫に屯せし時新田義貞等の追躡を聞き弟直義をして邀戦せしめ遂に大敗せし古戰場なり、然れども是れ梅松論に載せたる所にして太平記は之れを以つて豊島河原の戦争とせり、何れが正しきか詳ならざれども戦線の廣かりしより遂に兩名をなすに至りしものならん、戦況は詳かに太平記に載せたり、左に之れを示す。尙、宿野城趾の下参照すべし。

將軍(足利)湊河に着き給ひければ機を失ひつる軍勢共、又色を直して方々より馳せ参りける間程なく其の勢二十萬騎になりけり。此の勢にてやがて責め上り給は、又官軍にはたまるまじかりしを湊河の宿に其の事となく三日まで逗留ありける間、宇都宮五百餘騎道より引返して官軍に屬し八幡に置かれたる武田式部大輔も堪へかねて降人に成りぬ。其の外此處かしこに隠れ居たりし兵



ども義貞に屬しける間官軍彌々大軍勢になりて龍虎の勢を振へり二月五日(三郎)顯家卿、義貞朝臣十萬餘騎にて都を立ちて其の日攝津の國の芥川にぞ着かれける。將軍この由を聞き給ひてさらば行き向かひて合戦を致せとて將軍の舍弟左馬頭に十六萬騎をさし副へて京都へぞ上られける。さる程に兩家の軍勢二月六日の巳の刻に端なく豊島河原にてぞ行き合ひける。互に旗の手を下して東西に陣を張り南北に旅を屯す。奥州國司まづ先に渡りあひて軍利あらず引き退きて息をつけば脇屋右衛門佐二千餘騎にて入替りたり。敵には仁木、細川、高、島山、先日(三郎)の耻を雪がんと命を棄て、戦ふ。官軍には江田、大館、里見、鳥山是を破られては何處へか引くべきと身をなきになしてぞ防ぎける。されば互に死を輕んぜしかども遂に雌雄を決せずして其の日は戦ひ暮らしてけり。爰に補判官正成おくれ馳にて下りけるが合戦の體を見て面よりは懸らず神崎より打廻りて濱の南よりぞ寄せたりける。左馬頭の兵終日の軍に戦ひくたびれたる上敵に後をつゝまれじと思ひければ、一戦もせて兵庫をさして引き退く。

無名塚

箕面村大字新稻の北方に當り一堆を爲し大石を疊積して構へたる一窟あり、北方に入口を有し廣さ尺餘、窟内方五尺何人の墳墓たるか詳かならず。又その南に當り髮切塚、中尾塚、大谷塚の三塚ありしが近年村民の開拓する所となり大いに其の形狀を變じ僅に遺跡を存せる而已。

西江庵

日本最初の大乗歡喜天出現の靈場と稱し大字平尾に在り眞言宗西大寺の末寺にして、舊神宮寺と稱

せり。寺傳によれば聖武天皇の御宇役小角の開基にして、初、小角、金剛葛城の諸峯に修法し孝徳天皇の白雉年中この地に來たり五香の清瀧に參籠して悉地の大願を滿たさんと欲し居ること數年なりしが瀧下の小庵嚴冬寒に堪へ難きを以つて山を下りて山麓の艸菴に移りしに時に村廬僅に七戸、相會して小角を迎へ藁火を燃し酒を暖めて小角に侑めき。(此の例現存して年々執行し、艸庵は即神宮寺の證觸にして、小角、精修年を積むといへども願を滿たす能はず將に金剛に歸らんとしして稍脚跼せしに、恰、白髮の老翁忽然と現はれて故を問ひ、小角の告ぐるに實を以つてするや老翁の曰はく、隻手の聲を聞くべし、若聞くを得ば直ちに悉地を成就し古佛の証明を得べしと。小角效を受けて翁の名を問ふ。翁曰はく、我は是れ大聖歡喜天なりと。小角因りて五香の清瀧に歸り捨身の行を爲して初めて悉地を成就し、隻手の音聲を聴くを得て(是れを以つて平尾村と稱へきと云ふ)端なく龍樹菩薩に謁し、因りて十一面觀世音像及び歡喜天の秘像を作り堂を營みて之れを安置せり。後、弘法傳教の二大師も茲に參籠せしことありて箕面山中四十八夕の靈場の一たりと降りて萬治寛文の交僧以空と稱する者中興し、明治の初年村民神佛分離の令を誤解し神宮寺及び天堂を廢せられたりと爲し同十四年に至りて天堂に入幡宮を勸請し、尙、寺宮寺建物の殘存せるを以つて浪華の西江寺を移して其の稱に改めしが、同三十四年村民等かく靈瑞顯著の歡喜天を沒了するを嘆き八幡宮を廢して更に歡喜天像を安置し、今は西江庵これを管せり。方今、虚験の灼々たる遠く傳はりて其の名高く、京阪神の地方より來賽する者甚多く漸次三重愛知、静岡地方に及ぼさんとする趨勢あり。村に小角腰掛石と稱するものありしが、菅村道を修理するに當りて除去せしかば今はあらざれども、尙、民地に二石あり傳へて天尊小角對話の石と謂へり。寺寶に本尊十一面觀世音の像は彫鏤の優秀なるを以つて鑑査狀を得、又、歡喜天像は前者と共に小角の一刀三禮の作なりと傳へ逸品なりと稱すれども秘像にして見るを得ず。



瀧安寺

箕面村大字平尾に在り箕面山と號し天台宗寺門派園城寺の末にして本尊は辨才天なり。寺傳に云ふ當寺は白雉元年役小角の創建にして本朝密教最初の法窟、修驗根本の道場なり。故に孝徳天皇以來歴朝聖主の崇敬深厚にして常に御祈願所たりき。殊に村上天皇は應和年中天下大いに旱魃して民苦しむこと甚しかりかば千觀僧都をして瀧窟に就いて雨を祈らしめ給ひしに、雷雨忽到りて四に瀝ぎ民初めて蘇生し、降りて後醍醐天皇は賜ふに勅額を以つてせられしより瀧安寺と稱し、後水尾天皇はなほ潜龍の頃、八條式部卿親王と稱し給ひし時、御願を辨才天女に籠めさせられ御願成るに及びて明暦二年御再建として院使坊城大納言俊定を下向せしめ、堂成るや道晃親王勅を奉じて御供養を行はせられ、靈元、東山、中御門、櫻町の諸天皇も亦深く御歸依あらせられ御物御幕等の御寄附少なからず、光格天皇は開基小角に袖變菩薩の證號を賜ひ其の一千忌及び一千五十年忌に勅使を下して法會執行の繪旨を賜ひき、其の他、世々武將の保護亦淺からず。開基の初より慶長の頃迄は寺は大瀧の邊に在りて堂塔伽藍軒を連ね葦を争ひ、塔中八千坊楹楣相接して宏壯云はん方なかりしに、天正年中に至りて不幸兵燹に罹り、尋いて文祿五年閏七月震災に遇ひて全く瓦解崩落し慶長八年現今の處に移りしものなり。

封疆は箕面山間に在り溪流を夾みて貳千七百九十坪を有し箕面公園を以つて包圍せられ、詣路口は大字平尾に在りて、先、人家の間を縫ひて山に向かへば溪流道を奪ひて欄橋を架せり、度りて奇崑嶮削の下溪に沿ひ仰いて翠微に對して進めば數町にして支院寶積、眞淨、千林坊の下を繞りて總門に達するを得、門を入れば觀音堂あり、回はりて堂後に出づれば杉樹の間に不動堂あり、前に行者の寢懸石あり

り、華表の側より十數級の石階を上れば登道直ちに本堂に至る。堂は方四間、龕中に小角作と傳ふる辨財天を安置せり、前に拜殿あり。左方一段の高所に寶藏、戒壇堂、開山堂等相並び繪馬堂、關伽井、開山堂の拜殿等は其の下に連なり、本堂の背後は裏門を設け十餘丁にして大瀧に至るべし。觀音堂の右方一欄橋あり塗るに丹壘を以つてせり。度れば則本坊にして坊は崖に據り石を疊みて壁となし、庫裡と書院との中央には玄關ありて廊は左右に通ぜり。書院は瀧酒にして園に晴沙を布き樹木頗清楚なり。石壁に蒞みて亭を設く。臥して溪流の石と語るを聴き仰いで瀧山の翠綠に對す。秋霜一たび到れば公園の楓樹悉紅を染めて蜀錦の如く、絳霞山に團々として幽艶清雅、實に塵外の仙境たり。古來名流の手を経て品題に上りしもの甚多し左に二三を録す。

名 寄。 憂かりける箕面の浦のうつせ貝、空しき波の立つはさしや。

夫 木。 雨しのぐみのをの里のしば垣に、奥だちはじむる鶯のこゑ。

同。 みのを山雲影つくる峯のいほは、松のひびきも手枕のもと。

同。 菝ふかさ箕面の山の松の戸に、たゞ聲するは鹿のねばかり。

類 聚。 忘れては雨かと思ふ瀧の音に、箕面の山の名をやからまし。

夫 木。 流れてとちもふ心の深さに、ぞなにか箕面の瀧となるべき。

出 観 集。 津の國のみのをに籠り給へりけるが、それより高野へまわり給へりける。

曉、有明の月を御覽じて

同。 この間まる有明の月のおくらずば、獨や山の峯を出てまし。

同。 みのをに籠り給へる比たよりにつけて奉りける。

露わけて朝つむ花にすみぞめの袖の雫をちもひこそやれ。

法親王覺性

源 頼 經



御返し

わけて摘むしきみの上の露よりも都思ふぞ袖はぬれける。  
かき籠る箕面の瀧の白糸をくるく君ぞ千世までもへん。

法親王覺性  
法橋 慶信

御返し

命をばすてし身なれば千とせとも思ひぞよらぬ瀧の白糸。

法親王覺性

隣女和歌集。 みのを近く宿り侍りて

草まくら假寝の宿にきこゆなり、箕面の山のあかつきの鐘。

遊箕面山

頼山陽

萬珠 蹴 沫 碎 秋 暉

仰 視 懸 泉 劃 翠 微

作 意 山 風 爭 氣 勢

横 吹 黃 葉 滿 前 飛

同

篠崎小竹

滿 山 紅 葉 錦 離 披

恰 是 朝 陽 欲 上 時

蕭 寺 門 前 無 過 客

清 泉 聲 裡 立 吟 詩

(某書に夫木集の

君が代は富突山のささぐに、榮ぞまざるよろづ代までにて。

兼 隆

を載せたるもあれども此の山は八雲御抄にも近江國とあり殊に他にかく詠みしものもあらざれば  
詳かならず。

古は修正會と稱して毎年正月朔より七日の間天下安全五穀豐饒の祈禱を修し、結終の日、富會とて四  
方の賽者木札に己の名を署して之れを三箇の唐櫃に入れ混轉して後錐を以つて小孔より之れを突

き出だし次第に姓名を檢して之れに修正會秘法の守札を受け得し者は萬寶家に充つる幸ありとな  
し蹄途憩する時といへども猥に人家に入れずして門前に携へしめ數人相護りて家に歸るを例とせ  
しが、今は此の事廢せられたり。

寺寶に傳來不詳の阿彌陀如來立像一軀は美術上優等品たる鑑査狀を、傳小角作辨財天座像壹軀及び  
傳智証大師作如意輪觀音座像一軀は共に美術上参考品たる鑑査狀を有して皆優逸に、而も辨財天は  
江州竹生嶋、相州江之嶋及び蘇州嚴嶋の辨財天と併はせ稱せられ役行者作日本四ヶ所辨財天の一と  
して極めて有名なり。其の他、傳小角の龍樹菩薩より傳承せし五色佛舍利寶塔壹基、後水尾天皇御寄付  
の舍利塔壹基、傳小角の葛城山より當山へ投せし古銅三鈷杵壹個、傳小角の龍樹菩薩より授法の印信  
として授與せられし錫杖壹振、傳小角筆細字法華經一卷、傳弘法大師筆細字法華經壹卷、傳嵯峨天皇宸  
筆紺紙金泥文珠經一卷、傳鳥羽天皇宸筆紺紙金泥阿彌陀經壹卷、傳菅原道真筆紺紙金泥金剛壽命陀羅  
尼經壹卷等ありて、他に又五大明王畫像五幅中に不動明王は智証大師の筆と傳へて鑑査狀を得たり。  
其の他後小松、後陽成、後水尾、後光明天皇の宸筆、右馬寮令狀大塔宮御令旨等あり。  
元亨釋書小角傳。

小角管在攝州箕面山、山有瀧、小角夢入瀧口謁龍樹大士覺後構伽藍、自此號箕面寺爲龍樹淨刹。  
扶桑略記。

永觀二年八月廿七日延曆寺内供奉十禪師阿闍梨千觀入滅俗姓橘氏(略)故老傳曰、千觀内侍供替居攝  
津國箕面山觀音寺念佛餘暇撰集法花三宗相對釋文之比天下早魁、仍公家爲祈雨、遣勅使於内供十禪  
師千觀之草庵、于時千觀與勅使相共登向箕面之瀧、瀧上有大柳樹、頭仆横覆瀧壺、木上三人並居、與坐内  
供手擎香爐、次居徒僧手持水瓶、後侍勅使手執勅錄、千公啓白致誠請雨、而香爐煙聲自然滿山、從瀧壺内



黒雲昇嶺、導師稱曰法既成就、出山歸房途中值雨、自瀧上至室可廿餘町、人隨喜所傳記也。  
百練抄。

後堀河天皇嘉祿元年元月十八日箕面寺燒亡、建立以後無此災云云。  
元亨釋書千觀傳。

應和二年夏旱、朝議勅觀所祈雨、觀時居攝州箕面山撰法華三宗相對釋天、中使到庵宣旨、庵之後三里有大瀧、瀧上大柳樹、偃蹇亘瀧口云々。  
新猿樂記。

予廿餘季以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事、有於古今未見云々、次郎者(中略)凡冥言之道、究底苦行之功、拔傍、遂十安居、滿一洛、又度々通大峯、葛木踏邊道、年々熊野金峯、越中立山、伊豆走湯、根本中堂、伯耆大山、富士御山、越前白山、高野、粉河、箕面、葛川等之間、無不競行、挑驗云々。  
搗糞鈔。

役行者箕面瀧ニ三尺龍アリ、常ニ黒雲吐テ見テ彼瀧上ノ深淵ニ入石門ヲ開テ龍樹菩薩ニ遇奉テ親ク五智瓶水ヲ浴シ三密法流ヲ受給ヘリ。依之箕面山ヲハ龍樹淨土ト申スナリ。

### 箕面公園

府下三公園の一にして箕面村大字平尾の北方箕面山に在り、古來楓錦の美と山水の勝とを以つて普く世に喧傳せる處たり。今を去る卅年の明治六年政府は令を發して古來の勝區名人の舊蹟にして常に人の來たりて遊ぶ高外除地は公園と定め萬人借樂の場と爲すべきを以つて現況を査して上申すべきを命ぜしかば、吾が大阪府は天王寺、住吉神社及び當山を以つて至適の地と認め詳細の調査を爲

して大藏省に稟議し之れが允可を得て各四至の境界を定め、濱寺公園も亦ついで設置許可を得、翌七年八月公園と社寺との疆域を區分し設備大いに歩武を進めて天然の風致更に人工の微を加へて仙境は愈々幽邃となり靈場益々森嚴を増さんとするに當り、公園の一位に推すべき當山は公園地と定むるを許されずして單に勝區の名を以つて存置すべき旨時の内務卿伊藤博文より達せられ、一たび公園たる允可を得たるもの俄然非認せられき。然れども府下三州、殊に人口八十萬を包含する大都を有せる治下にしていかでか一大公園のあらずして可なるべき、而して地理の上より祭し風光の点より觀るとも此の大公園たるべきは當山の外に求む可からず、故に現はれて府會の決議となり建議と爲り、府は屢知事の交迭を見たれども終始一貫一日も早く府民の希望を充たさん事を阻め二十餘年の久しきを経て三十一年一月二十九日二たび設置の指令を得て多年の宿望を遂げ同五月二十日大林區署より土地の引渡を受け二十五万六千五百五十三坪を劃して成りしもの此の公園なり。而して是れが經營の資は專これを郡市聯帶の經濟に仰ぎ、且加ふるに副産の賣價を以つてし事務所を建て取締及び園丁を置き旅舎茶店の設置を許し、橋梁を架し道路を拓き花木を植栽し四阿を設け、年を経るにまた久しからざるに今や大いに面目を改め優に高尾龍田の勝を凌駕するに至れり。

疆域は平尾の北方、箕面山間の溪を夾みて面積八拾五町參反八畝二拾參歩あり、平尾の里落を離れて箕面川に架せる一橋を度れば地既に公園に屬せり。川は即箕面瀧の下流にして橋を一の橋と云ふ橋畔に一老楓樹あり奇矯愛すべし。其の西に當れる層樓は即公園事務所にして近くまた一華表あり。華表を入りて阪路を登るものは是れ舊道にして山の馬背の如きを踏れば一坦地を得、松風稷々の下亭あり。頗眺矚に富み豊能川邊の田園を看て浪華尼ヶ崎の全景を望み、一逕盡くれば寶積坊前に出づ。新道は溪に浴び崖に據り幾紆餘縈回して又寶積坊下に到る。此の邊近來岨を夷げて梅を植ふ、樹皆稚にし



て榎枿屈折の殊態あらざれども数年の後は岬嶮の春寒を衝きて清香を探くる者蓋踵を接するに至らん。溪山是れより楓樹を看且櫻樹少からず。寺の惣門の附近清酒の二高樓あり、門前なるものは扁して千秋館といふ、館後櫻樹多くして春時は花上に在るが如く、且東山の蒼翠幽艶を擅にするを得て眺望最佳に、西方の崖腹に構ふるものこれを秋錦樓と爲し、溪流眼下に横はりて極めて幽邃に、好鳥軒下に遊びて風致前者と伯仲の間に在り共に割烹旅舎を業として雅俗の來遊に便せり。本坊に通ずる朱欄橋の下を過ぎて進めば一溪の道を奪ふ所架するに一疋を以つてせり。疋は前後鬼橋と云ひ前鬼後鬼の架して役小角を渡らしめしものなりといふ。度りて更に繁紆する事幾回にして巨巖の路を壓するを見る、是れ謂はゆる唐人モドリ岩にして、昔來朝の唐使この瀧の比類なきを聞き駕して此に來たりしが險なるを怖れて歸りし處なりといふ。此の間東方の山腹楓樹殊に多く雅客の踟躕觀望して秋日の短きを怨みざるはなし。其の先方に俗にシゲノコバと稱する處あり。春望秋囀二ながら山中第一たり。漸進めば攀々の響既に耳朶に至りて瀑の近きを傳へ一橋を度れば素練を天外より引くが如く、將銀河の九天より落つるが如きもの即箕面瀧にして、飛沫濺々として衣袂を襲ひ凄冷の氣來たりて轉襟に入る。然れども亦春は水勢よく瀧上の櫻花を散らして鯉魚時に下淵に踏り、秋は斷錦を混じて瀧瀬の如し。亭あり榻あり、踞して此の大觀に對せば機尙忘る。仰けば山は愈々高く樹は益々古り、群猿往々枝間を傳へ來たりて人と相語り鹿亦時に霜葉を踏みて遠く出て來たる、若夫れ羽化登仙の語にして真に用ひ得べくんば蓋此處を措いて他に用ふる能はざるべし。公園茲に盡くれば更に瀑潭の前に架せる一欄橋を度り歸路を西崖の半腹に取る。路は近來の開通に係り人をして蜀の峻嶽を聯想せしむ。此の路を過ぎ二たび木橋を度り復新道に出て紅樹綠樹の下を歩し本坊の後より寺門の前に出づれば是に全く公園の勝を玩盡するを得べし。左に文學上に見ゆる二三を示さん。

今昔物語。

今昔攝津國島ノ郡ノ箕面ノ瀧ノ下方ニ大キナル松ノ木有リ、木ノ下ニ一人ノ修行ノ僧寄宿シタリケルニ八月十五日ノ夜ナレバ月極テ明クシテ天晴レテ靜ナルニ、忽ニ空ニ微妙ノ音樂ノ音及ヒ格ノ音有。而ル間此ノ木ノ上ニ音有テ云ク、我ヲ迎ヘムガ爲ニ來リ給ヘルカ。空ノ中ニ答テ云ク、今夜ハ他ノ人ヲ迎ヘムカ爲ニ他所ニ行ク也。汝ヲハ明年ノ今夜可迎キ也ト云テ亦他ノ音無シ。而ル間音樂ノ音漸ク遠ク成テ過キ去ヌ。其ノ時ニ此ノ木ノ下ニ宿セル修行ノ僧始メテ此ノ木ノ上ニ人有ケリト云フ事ヲ知、僧、木ノ上ノ人ニ問テ云ク、此レ何ナル人ノ此ノ木ノ上ニハ在スト、木ノ上ニ答テ云ク、此レ四十八大願ノ筏ノ音也、木ノ下ノ僧此レヲ聞クト云ヘトモ此事ヲ人ニ不語スシテ明ル年ノ八月ノ十五日ニ成ヌ。其ノ夜竊ニ彼ノ木ノ下ニ行テ去年ノ言ヲ待ツ間ニ、夜ニ至テ去年ノ如ク空ニ微妙ノ音樂ノ音有テ木ノ上ノ人ヲ迎ヘテ去ニケリ。僧此ヲ聞テ語り傳フルヲ聞繼テ此ク語り傳ヘタルトヤ。

明月記。

土御門天皇承元二年十月十五日天晴風烈、曉更取松明出山(山邊)、夜過三里出山之後日出(中)、又過遠野、有斐尾勝尾等。

信長記。

おなじく廿日(天正三年三月)に信長公箕の尾の瀧御見物として出させ給ひ終日鷹がりなとし給ひけるが民屋にたち入り給ひてそのところの安否をしるしつけられ、人代官の邪正しなく、其の事となぐ聞き給ひけり。

和雪鼎上人笑山瀑布作

伊藤 繪



瀑水青冥落

松杉斷壁開

千尋分日月

萬古吼風雷

妙偈偏奇勝

真遊自異才

知君雲霧裏

孟鉢蓄龍回

藤箋冊子 遊笑面山歌

上田 秋成

神代よりいひ継ぎけらくあめつちの始の時ゆもちわきて、大山づみのなしませし、何處はあれど雨にぎる、笑面の山の谷間ゆく、さよき河内は真神の枝に取り掛けし鏡なす、底ひらすめり此の山に鎮もる神のにぎ魂と、見てや過ぎなん旗たてる、峯の岩がね切りとほし、落ちくる瀧は天の原ほるにふみあたすいかづちの音にまがへれ此の山を、うしはく神のあら御魂かも。

同。

笑面山の紅葉み侍りし時、一夜坊に宿りて

わすれめや瀧つ流に枕して、紅葉の錦かづく旅寝は。

同

### 菅原峰嗣宅趾

北豊嶋村大字中の嶋の北方笑面川の邊に中納言と稱せる字地のあるは即是れなり。田市竹林相接し今は殆宅趾たるを認め難し。其の南に方り休息石と名づくる一個の天然石あり、蓋峰嗣と關係あるものならん。峰嗣の事蹟は三代實錄に詳かなり、曰はく

貞觀十二年三月峰嗣侍淳和院奉太后御藥湯方之事由是遷爲播磨介以近都亦優其身也仁壽元年加從五位上天安二年爲典藥頭貞觀五年自謝老出爲攝津守退居豊嶋郡山莊灌藥養生不交流俗十年改出雲姓爲菅原以土師出雲同祖也卒時七十八峯嗣不墜處治必効菅奉勅與諸名醫共撰定金蘭方又針

艾之所加多方注之外後進之備至今稱妙焉。

### 豊嶋冠者宅趾

北豊嶋村大字西市場の西南に在り今は半ば田圃と爲りたれども東西四十間、南北三十間許の處、西南北の三面に深渠を繞らして土壇僅に存しよのづから一郭を爲せり。冠者、姓は源氏、當國の住人にして此の地に家し世の平族の掌握に歸して源氏の落魄其の極に達せし時は平家に屈從したりしが、以仁王の令旨一たび出て、頼朝も旗を東國に翻すに及び直ちに同年を以つて平氏に叛きて關東に奔り諸處に轉戦して其の功妙なからず、後、義經の頼朝と事を構ふに至りては更に義經を苦め頼朝の爲に盡す所極めて多かりき、今左に二三の事蹟を示さん。

源平盛衰記。

二十三日(四年)ニ攝津國源氏豊島郡住人豊島冠者俄ニ東國へ落下ル由聞エケリ、入道(盛)ノ謂ケルハ

哀兼テ聞タリセバトマメテマシ妬キ者哉トクマシメドモカナシ。

玉海。

文治元年十一月八日傳聞義經行家等去五日夜乘船宿大物邊、追行之武士等寄宿近邊在家。手嶋冠者并義經手朝臣息範資等爲大將軍云々。

### 今在家堡趾附辨慶泉

北豊島村大字今在家の西南に在り田圃或ひは藪地と爲りて城の内及び城ヶ淵と稱する字地を存せるのみ、遺跡の認むべきものなく又その興廢の如き詳にするに由なし。曰ふ池田氏の保ちし處なりと。



辨慶泉は東北に方る北垣内にあり周囲四十餘間の一小泓にして麗水湧出し、瀧の利少なからず、文治年中源義經平氏を西海に征討の途次辨慶此の泉を搦し、瀧を醫して其の甘味を賞せしと、今なほ村老の話柄に上れり。

### 常福寺

清光山と號し眞言宗西禪院の末にして北豊島村大字神田に在り、天平三年僧正行基の草創に係り、後一條天皇の長徳四年勅願所と爲るに及びて初めて清光山常福寺の號を賜はりき、承保二年源頼義勅を奉じ鎌倉景正をして堂宇を修補し、正安三年北條貞時もまた勅命により清原清忠を使として修理せしめしが降りて天正七年十月兵燹に罹りて佛閣僧坊悉く有に歸し、現寺は慶長十一年に至りて池田光重の再建に成り往昔の盛觀あらざれども境内二千三百餘坪を有し裡に玉藏院、珠徳院、西福院の外、大師堂、阿彌陀堂等の佛宇ありて檀徒數百を有せり。寺寶に筆者不詳の涅槃像繪畫一幅ありて鑑査狀を有し、他に千手觀音像一軀は行基僧正一刀三禮の作と傳へ、其の他木像繪畫甚多し。

### 神田堡趾 附古墳

北豊島村大字神田に在り東方の菅井と稱する字地は即是れなり。現時、田圃或ひは民宅に變じて深池等の存せるなく、僅に其の一部に城垣内の稱呼を剩せるのみ、天正年中池田城主池田勝政の臣池田備後守の守りし處にして、勝政の池田城を退くに及び織田信長に屬して此に居り、慶長九年三月十八日卒し城遂に廢せり。

北方に田疇の間に孤立せる一堆の丘あり村民高貴の墳墓と稱して甚尊敬し、終に御塚と呼ぶに至れり。塚の周圍五拾餘間、中央に老椋一株あり。

### 報恩寺

櫻井谷村大字野畑に在り寺域僅に二百四十餘坪の藪爾たる小利なれども天平年中僧正行基の開創と傳へ、初は金錢寺と稱する巨刹にして其の後一たび廢絶に歸せしを貞治年中村民擧げて眞宗に歸屬し、二たび既滅の法燈を挑して寺跡に念佛道場を建て之れを金錢道場と呼びしが、天正年中兵燹に罹りてまた烏有に歸せり。後僧立可小堂を營みて報恩寺と改め、中興の祖たりしが正徳元年また舞馬の災に遭ひて焦土と化し、同四年僧了專の再興せしもの今の堂宇是れなり。

### 櫻井の清水 附春日神社

櫻井谷村大字野畑の春日神社境内に在り清麗にして甘味を帯び稱して藥師水と云ひ、天正以前は傍に浴室を設け汲みて温湯と爲し病者遠近來たり浴するもの群を爲しきといふ。上に一堂あり藥師佛を安ぜり、天正の兵燹後は來浴するもの跡を絶ちしが清泉は今猶昔日の如く混々湧出して其の流瀾潺たり。夏時は近村の民多く飲用に供せり。井側に老櫻樹一株あり九重櫻と云ひ既に枯死して今は其の根株を剩せるのみなれども、蓋井名是れに起り、櫻井の莊及び櫻井谷の稱呼の如きも亦是れに基づきしものならん。

春日神社は天照皇太神、譽田別尊、天津兒屋根尊の三神を合祀せる社にして、社殿は丘阜を負ひて南面し石段十數級の上に在り。拜殿より石華表に至る凡二町許、老松社道を夾みて趣をなし、後は躑躅叢を



爲して夏時は滿山紅錦を展し、最登遊に適せり。例祭は六月十二日、九月十二日の兩度とす。

### 醫王岩

大字東防島の北に方り道心ヶ谷と稱する處あり、勝尾寺山脈の螺蛳南に奔り紛糾して盡くる處にして、細徑の幽深なる溪間に向かひて通ずるものあり。岩は此の細徑の邊に在りて屹として天を刺し高き十有五丈ありて三層を爲し、箇々三巨岩を累積したるに似て實に神工鬼斧の妙かと疑はれ、形は藥師の巨佛立てるが如く、葛藥倭樹皴壁に纏綿してものづから衣を爲せるを以つて藥師出現の靈石と云ふ。

### 萱野三平墓

萱野村大字芝の南方千里山の北麓に在り村を横貫せる山崎街道を距ること三町なり。今、田圃の間を縫ひ千里川の小流を渡れば上に墓石の累々たるを見るべし。三平の墓は即其の中央に立ち高さ墓石を併せて七尺に幾く北面して表に萱野三平墓と題せり。戯曲に謂はゆる早野勘平即是れにして事蹟は碑に詳かなるを以つて左に其の全文を掲げんとす。

#### 碑銘

三平名重實、攝津州萱野郷人也。其先出於鎮守將軍源賴光第六男信濃守國房。國房裔孫左京大夫頼益當建久正治之間食邑攝津州萱津號萱津氏、萱津即萱野也。其後恒次食萱野長谷兩郷、邑民謂之萱野君。其後大隅守恒時領三十有七村屬荒木氏、荒木氏亡而失領邑。恒時子恒孝、恒孝子恒産、事大島氏。恒産子恒重、恒重子重利、皆食其祿。重利有男、長曰重通、三平其次也。三平十三歲時因大島羽州之言見内匠頭淺

野侯長矩于赤穂城、遂取事之東西隨從。元祿十四年三月十四日侯有故身亡封絶。三平以勁健輕捷爲衆選與早水滿堯二人告事于赤穂城、日走數十里、道經萱野過其門遇人昇輿而出、云萱野重利之妻之柩也。三平大駭方寸内亂、乃慨然曰、我之此行君事也、吾豈敢稽之也哉、不顧而去、遂達于赤穂城。已而城人四散、三平亦歸于粉里、乃善居毋喪事、父克孝、然未嘗忘其君時、大石良雄在京東山科郷竊會舊僚圖復君讎。初同志者甚衆、依違日減。三平一守其志、金石不渝。月日自萱野而過之以議厥事。未幾三平白父將東、父曰吾固知汝之志將以酬恩報仇耳。設遂其事、老夫一門不足恤也。奈累及吾主何。吾之於我君、汝之於汝君、其心一也。三平又白曰、大人今逐某而除其籍、何累之有。父曰父子天性不可離也。汝果行其志、唯比義可也。此余不復言。三平聞其命而止。明年正月十三日作與良雄書、使一赤脚齋往山科、日既夕矣。乃薰沐盥漱、見父與家人譁笑更闌而寢矣。明日自卯至辰、房戶不開。家人性而闖之、則束縛自刺而死。父戒家人深隱之、乃以梓病死告隣里、葬之于村外山中。時二十八、別號涓泉。其之大石氏者、寅時到山科、良雄獲書展讀、大感其義、輒召同志者視之。或爲激勵、或爲之泣下、嗟嘆之聲移時而止。蓋與萱野伏劍之時同云。嗣子長好少學于京師、嘗乞伊藤長胤作三平傳、又謁芝山三位重豐卿、以國語作忠孝記。去歲冬客有攜其傳至都東者、祭酒林先生見之、深嘉其忠孝、乃爲序其傳。頃者、長好葺其墓、請百拙和尚大書其姓名于石、屬余銘。余曰、嗚呼、甚哉人性善也。向讀義人錄、未嘗不流涕感嘆。夫四十六七爲君復讎、雖古烈大夫何以過之。乃讀三平傳、記獨哀其不取違父命、齋其志而沒而不在四十六七之列。雖然、三平殺身於前、四十六七捨生於後、成仁取義於此、庶幾焉。則夫何怨宜乎。縉紳先生爲文以傳也、此不可以不銘。銘曰、

人之爲人、以性命理、性命理何、仁矣義矣、仁義甲者、忠耳孝耳、遠則小人、順則君子、三平忠孝、兩全一死、維石不磷、命名在是。

元文五年庚申正月十四日



南湖堀正修誌  
嗣子長好建  
孝孫重好建

三平氏墓誌銘已刻石長好請百拙翁及余書一通以傳子孫可謂世其孝矣遂書以贈

南湖堀正修

悼萱野三平詩

其一

風寒古碑邊 壯士去何之 悲歌數聲起

千載使人思

其二

月白霜氣凜 風清枯木寒 古人那得識

空作昔時看

其三

江水渺無際 烈士恨何窮 年々塚上草

只是吹春風

其四

塚上多芳草 迎春似有情 山中聞底事

未去幽鳥鳴

其五

日落風蕭颯 林暗夜雲深 夜雲不可拂

誰知悲苦心

元文四歲己未仲冬日

經筵講官風谷林信言寫

寶刀出箱 一握磨光

傳家之美

長知餘慶

元文庚申

從五位下守大學頭林信允銘

爲那都比古神社

萱野村大字白之島に在り延喜式に爲那都比古神社二座とあるは即本社にして昔時は二座同殿なりしが寛平年中別れて別殿となれりと。邑の東北隅にあるを爲那都比古神社と稱し東方に在るを大宮神社と謂ふ共に爲那都比古を祭れり。大宮神社は中古大婦天王或ひは辨財天女と呼し蓋比古神の室爲那都比女神にして後織田信長の其の氏神たる牛頭天王と源家の宗神たる八幡神寺とを除きて他の神社佛閣を破壊するに及びて一時牛頭天王と稱し今に此の名あり爲那都比古神社の後方に大宮寺趾あり寺は寛平年中尊寶法師の開基にして昔時は七堂伽藍の壯嚴眼を眩せしめきと云ふ代々兩社を管せしが廢絶の年月等詳かならず遺趾また見るべきなく只堂上ヶ谷の字を存せるのみ。兩社共に其の疆域は四百四拾餘坪に過ぎず明治五年村社に列せられたり。

千里山 附待兼山、遼迥山、島熊山

櫻井谷村大字内田の北方に當り一山の瘤起して大字柴原、南刀根山、北刀根山、北豊島村大字玉阪より熊野山村の西南を繋ぎし其の脈更に東に蜿蜒して三嶋郡新田村大字上新田に至るもの是れを千里



山といふ。山甚高からざれども盤旋起伏して三里に及べるを以つて一名遠麻山と云ふ。中に九十九溪あり。待兼、邂逅、島熊の諸山も亦この脈中に在りて佳景勝區尠ならず。古來、歌枕として普く人口に膾炙せるもの多し。  
枕草紙。

山は待兼山、たまさか山。

六帖 津の國の待かね山の呼子鳥なけど今くといふ人もなし。 讀人知らず  
 新古今 よを重ね待兼山のほととぎす、雲井のよそに一聲ぞさく。 周防内侍  
 堀川百首 夜もすがら待かね山に鳴鹿は、臙氣にやは聲を立つらん。 源俊賴  
 類聚 夜もすがら瀧りて落つる泪かな、こや待兼の山がはの水。 同  
 拾玉 今はたゞ空たのめにもこりねとや、待兼山の峯のしひ柴。 慈鎮  
 夫木 ほととぎす待兼枝の一聲は、聞くにつけても怨めしき哉。 顯昭  
 同 來ぬ人を待兼山のほととぎす、傾く月のかげに啼くなり。 後鳥羽院  
 詞花 來ぬ人を待かね山の呼子鳥、おなじ心に哀れとぞさく。 太皇太后宮肥後  
 續後拾遺 明日迄は待兼山の時鳥、今日も聞かてや暮れんとすらん。 藤原朝綱  
 千首 色みねて心よわしや木がらしを、待兼山に瞻きもみぢば。 肖柏  
 漫吟 こぬ人を待兼山の雫にも、いはほととなりて我やぬれなん。 契冲  
 桂園一枝 五月をや待兼山のほととぎす、今宵一聲なきで出づなり。 香川景樹  
 萬代 津の國たまさかといふ處に住みわたりければ、兵部卿親王元良通はずなり。 香川景樹

家集

てしまなる名を邂逅の邂逅に、思ひ出ても哀れといはなん。 讀人知らず  
昔かたらひ侍りし人の年比ありてあひ侍る津の國たまさかと云ふ處に  
あるに鈴虫の鳴きけるに

邂逅に今日あひみれど鈴虫は、昔ながらの聲ぞさこゆる。 壬生忠見  
 六百番 語らひしわが戀妻やほととぎす、邂逅山に聲のほのめく。 顯昭  
 拾玉 あひ見てもまた待つほどの久しきは、玉坂山になく時鳥。 慈鎮  
 名寄 いかにせんあのがさ月を待ちねても、なほ邂逅の山時鳥。 忠隆  
 夫木 時鳥幾夜なくをまたせつ、玉さか山に鳴き渡るらん。 忠隆  
 萬葉 玉勝間しまくま山の夕暮に、ひとりか君が山路こゆるん。 寂蓮法師  
 家集 秋の野をね山の裾にわけなして、袖に片しくさを鹿の聲。 慈鎮  
 摘題 袂にも夜の錦はあるものを、ね山のよそに時雨すぐなり。 慈鎮  
 非日集 朝戸あけて軒ばの岡の時鳥、あのがね山も今や鳴くらん。 雅經  
 夫木 連れて行く麻山も知らず白鳥の、ささの世も憂き身の契哉。 藤原行家  
 源平盛衰記。

薩摩守忠度モ源氏モイマダ寄セザリケレハ(一)能隙ト覺シテ攝津國名ニシオン名所々々ヲ巡見給フ。山ニハ玉坂山、有馬山、待兼山ヲモ見給ケリ。河ニハ玉川、三島、稻河、芥河トカヤ。江ニハ三島江、住江、堀江、玉江、難波浦ニハ須摩浦、長井浦、蓋篋浦、森ニハ生田森、テクラノ森、橋ニハ長柄橋、島ニハ砥島、豊島、田、斐島、里ニハ長井里、玉川里。此ニ移リ彼ニ渡テ見給フ中ニモ難波浦コソ古ノ事思出シツ、哀ナ



### 原田城趾

南豊嶋村大字原田に二城趾あり、一を南の城と云ひ他を北の城と云ふ。南城趾は村の東南本陣山に在りて東西九十間、南北六十間、一堆の丘陵を爲して田圃其の三面を遶り其の字を堀と呼び自然に深渠の状を存せり、南方を城ヶ前と稱し、蓋當年の大手ならん。昔、原田帶刀之れを築きて累世相據りしが廢城の年月詳かならず。

北の城趾は前者の北端を距る僅に三丁餘にして村の東北に位せり、東西九十間、南北百八十間、四周に深渠を遶らし、其の趾今は竹林或ひは田圃に變じたれども東に二の丸と稱ふる字地ありて古杉老松亭々として欹ち遺跡甚顯著なり。永祿年中三好日向守之れを築き、天正年中に至りて中川清秀の據りし處なりと云ふ。

### 正法寺 附正子塚

南豊島村大字利倉に在り眞言宗河内國高貴寺の末なり、今は一小刹なれども往昔は七堂伽藍具備せし大寺にして天長年中空海の法弟智泉の開基創建に係り、願輪煥を極めしが建武年中兵燹に罹りて烏有に歸し、後、再興して稍舊觀に復するを得き、然れども天正年中二たび劫火の爲に灰燼となり慶長元年僧桂師一堂を建て以つて今に至れり、現存の堂宇是れなり。

邑の東方に正子塚と稱するあり、梵字を刻したる自然石を立て淳和天皇の内侍の墳墓と傳ふ。

### 廢金寺趾

趾は豊中村大字新免に在りといへども今や遺跡の認むべきなく、村の北方に金寺山及び大門跡と稱ふる字地の存せると村民の往々土中より古瓦或ひは佛具等を得るとあるのみ、傳説によれば天平年中僧正行基創建の古刹にして當時は七堂伽藍悉具備し塔頭支院の數千百の多きに迨びて一世の壯嚴美麗を極め世に金寺千軒と稱するに至りしが、物換り星移り今は其の片影として僅に蕭條たる二院を剩せるのみに至れりと。

### 原田神社 附古墳

豊中村大字櫻塚に在り創建の年代詳かならず、祭神は素盞男大神、天照大神、月讀大神、稻田姫大神、高禰大神の五座なり、天武天皇の御宇惡疫大に行はれ民傷ふこと甚しかりしかば天皇痛く宸襟を惱ませられ退除の詔勅を當社に下して祈願あらせられしに惡疫忽にして止めり、因りて白鳳十二癸未の年六月十八日神寶、神鏡、素盞男命、御魂、獅子頭を奉祀せしめられ是れより大宮と稱するに至れりと。いふ、後、七十二ヶ村(東は豊嶋郡、西は川邊郡、南は松山、北は原田郡)の産土神と爲り土民は崇敬して西牧總社と呼び、降りて足利氏の時義澄、義晴、義輝等深く尊崇して原田六車の庄(原田郡、櫻塚)を神領として寄進し、當時社頭は壯觀を極めて善盡し美盡し、が天正六年荒木攝津守村重に火せられ一朝にして灰燼に歸し、社務光廣纒に神璽を奉じて多田の庄に逃れ、兵塵漸收まるに及びて歸り來たりしに天武天皇御下付の神鏡並に獅子頭は灰中に依然として存せしかば神璽と共に末社十二社の神殿に合祀し、同九年二月新たに假殿を建て、奉遷せり。然れども漸次に衰頽して氏子も八ヶ村に減せり。貞享五年八月に至りて原田大明神の號を贈られて今の社名に改め、明治四年郷社に昇格せり。祭事は正月八日、二月二十日、六月十八日、九月十日、十一月十八日の四季に行ふ。春祭は茶摘祭と稱へ正



月七日氏子の少女等野邊に出て、若菜を摘み翌八日神前に供へて聖壽の無窮と各自の長命とを禱り、二月廿日は新年祭にして當日は稚兒盛装して遂行し典式古雅にして境内雜鬧を極め、秋祭は獅子頭を奉じて氏子各部落を渡御するを例とす。鹿刈を以つて祭事を爲すと他書に見ゆるは謬なり。社域は能勢街道に接して三千四百餘坪あり平坦にして老樹蒼鬱天に參し、華表は高く街道に聳ゆ本社は中央に在りて構造宏麗なり。右に末社神明社あり左に熊野神社、天滿宮、春日社、八幡社及び十二神社あり。十二神社は延暦二年四月十二日の創建に成り社殿は天正の劫火を免れて現存せるものなるを以つて古色翫すべし。社後は上地官林なり、青松盤舞して社域を擁し大いに風致をなせり。社寶に傳細川頼之所持是重作の大刀、家吉作綴、傳一の谷の暗礁に逆立せし劔、古鈴、有栖川宮御令旨、吉田大納言筆額等あり。社司を高島姓とす、先は奈良春日社の祠官にして高島(神官の地)に住せしが白鳳年中移りて當社に奉仕し、今に至るまで四十三世にして此の官に選りしより三十六世なりといふ。古墳。境外官林及び田圃の間疊々たる封土その數三十六あり、林中に在るもの多くは琵琶形を爲し繞らすに溝渠を以つてせり、其の最なるものを大石塚、小石塚、仙殿塚、王子塚、身隱塚と呼び、年の六月十八日晡時を以つて原田神社の祠官其の大なるものに奉幣するを例とせり。田圃の間に散在せるものは幾星霜を歴て農民の犁鋤に觸れ其の形状一ならず、管石棺現はれ土瓮出てしことありと云ふ。天保年中發掘の際亦古鏡及び曲玉を得たりとぞ。何人の墳墓たるか詳かならず。村民に傳聞書と稱するものを藏せるあり、云ふ昔、火燭皇子稻野に住し邊なる椎の大樹の側に宮殿を構へ給ひしかば宮を椎の御殿と云ひ今の椎堂村(川邊)即是なれども後水害に遭ひて更に西真木に遷り稱して僊殿林とし給ひ(此の四方の地)皇子兄弟四人あり倉若媛、石媛、小石媛と云ひ共に欽明天皇の宮嬪たりしが、天皇崩御の後この地に(原田社)并に一字の蘭若を建て、櫻塚山善光寺と稱し(瑞輪寺)四人の歿するや亦茲に

葬りしもの即今の石塚、北石塚、御位塚是れなりと。果して然りや否やを知らざれども原田神社の衛門を距る數十歩にして一古塚あり、古墳の一謂はゆる櫻塚にして上古は一大櫻樹ありしが後枯死し、村名の如きも亦是れに因るといふ、又いふ一名荒神塚と稱し鹿塚と呼ぶは謬なりと。

寶珠寺 附佛眼寺

熊野田村の中央に在りて熊野代山と號し淨土宗知恩院の末寺にして聖觀音を本尊とせり、長徳年中僧佛眼の開基に係り、花山院僧佛眼上人を導師として觀音の靈場を順拜し給ひしが後更に上人に勅して紀の熊野を畿内に移さしめ給ひ上人はよりて地を相して此に勸請せり、故に號を熊野代山と稱し後遂に村名と爲り、又訛りて熊野田と書するに至れりといふ。中世大いに衰微し、正徳二年に至りて僧圓達再建して中興の開基と爲りしが今は藪爾たる一小精舎に過ぎず。境内には花山法皇の塔及び佛眼上人の塔ありて佛眼寺を以つて其の奥の院と爲せり。

佛眼寺は當寺の西方に在りて同じく佛眼上人の草創に係り念佛山と號して荒廢年を経ること數百年なりしが寶曆九年に至り浪華近江町の人規矩某といふ者所願ありて僧官慶を請じ私財を捨て、再興し山號をも改めて熊可山と稱せり。本堂、庫裡、方丈、鐘樓の外、幾多の佛堂費を并べ壯嚴なる精舎なり。

福井城趾

中豊嶋村大字福井の中央に在りて今は僅に一堆の丘阜なり、俗に城山と稱し周回大約三百間許、阜上民屋相連なりて遺跡明らか認め難く、年代及び城主の如き亦詳かならず。



### 服部 天神社

中豊島村大字服部の南能勢街道の東に鎮座せる村社にして女界古那命、天満大神の二座を祀り、花山天皇の寛和元年の勸請なりと云ふ、例祭は年の二月二十五日にして、社域甚廣からざれども樹木蔭鬱として社頭を蔽ひ一見して其の古社たるを知る。賽者常に群集し殊に男女藝人の崇敬頗深く、又地高燥にして水清きが故に近年夏候に至れば脚氣患者の來たりて保養するもの甚多く、爲に社の盛況を添へて酒肆茶店より旅舎に至る迄軒を接し、燈を競ひ、荒涼たりし街道、忽にして熱鬧の巷となり、放歌高調時に聞わて神靈を驚かすに至れり。

### 神の木の塚

中豊島村大字服部の田圃の間に在る五六弓の小塚にして中央に天然石一基を置きて毫も文字を勒せず、村民傳へて左大臣魚名の墳と爲し甚崇敬せり。

### 廢觀音寺 跡 附藤井三淳墓

小曾根村大字寺内の東方、堂ヶ原と稱する所は即その跡にして、寺は天平年中僧正行基の開創に係り、當時は堂塔輪煥を極めし巨刹なりき。寺内の名亦此に起る、然れども歳と共に次第に衰微して殆廢絶し、近く僧一山といふ者來たり再興して臨濟宗山城の妙心寺末としたりしが、寛政四年一山の没して後は法燈復明かならず、明治六年三月全く廢寺と爲り、僅に一小堂を剩せるのみ。

堂後藤井三淳の墓あり、三淳は初尼ヶ崎城主青山侯に仕へ、弱冠にして敏智博く、歴史に通じ、又理學を

究め、晩年致仕して石蓮寺村に隠れ醫を以つて業とせしが、毫も報を求めず窮を恤みて厚く施し、民の服すること恰慈母の如くなりき、享保三年十一月十三日七十六歳を以つて没し、此處に葬り、越えて翌四年門人碑碣を建て、左の銘を鐫せり。

先生姓藤井、名三淳、字卜甫、大將軍藤原利仁公十世裔、六郎光基、始稱藤井。先生實光基十九代之後而世武人也。考三大夫諱某、仕青木公妣水谷氏、寬永二十年月日生、尼崎、自幼明敏、博通經史、篤好理學、不以世務爲心。其考欲屬家事、先生辭曰、士不至於相、不若醫之澤之廣耳。賴有弟能幹家事、願從我所好。乃師事法眼、今西玄意、而契悟過之、遂滅跡、遁隱南郷石蓮寺、朝監暮齋、恬而不顧。弟有故致仕、攜母與妹來就養。先生欣然、罄資奉給。弟性剛直、妹性奢靡、待之等父母。孝愛友悌、意至不嫁娶。母弟先卒、毀頓過禮。先生每語人曰、我家貧、甘旨不充、未嘗流涕。凡郷人窮、乃分財賑之。病者與藥、不責其報。故家無宿儲。聞者感服、愛重之。如父母。然權貴之家、或以束帛幣焉、則以多病辭、或足踵門、淳々然、必告之曰、夫士萬物之母、水萬化之源、脾旺身韻、賴安督壯、生化不息、虛邪賊風、曷能害之。今也不然、縱口熾欲、病而求治、猶惡醉而強酒。班固曰、病不服藥、爲中醫、中醫不可得、况我之疎工、邪勿輕投劑。若懇求之藥、如刀圭、癰痼立起。故遐近通衢、嚮慕爭赴、無虛日。今茲享保三年十一月十三日、會疾終、春秋七十有六、郷邑聞如失怙恃、相共謀卒葬、郷之東北岸柳山之陰。友人屢託芳以銘及隘、嗚呼先生爲人、慈愛之心、充其內、孝友之行、見其外、寡欲養心、居敬行簡、直而朴、朴而文、固知有大過人者。銘隘非我所議也。謹記其行之萬一、碑陰云、享保四年清明日、同郷門人今西春芳謹記。

### 垂水神社 附雉子堰

豊津村大字垂水の北方に鎮座せる延喜式内の名神大社にして豊城入彦命、大己貴命、少彦名命を祀れ



り、創建の年代は詳かならざれども孝徳天皇以前たるは明らかにして、姓氏録右京皇別にて、垂水公、豊城入彦命、四世孫、賀表乃真稚命之後也。六世孫、阿利真公、諡孝徳天皇、御世天下旱魃、河井涸絶、于時、阿利真公、造作高樋、以垂水岡基之水、令通水宮内、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公、姓、掌垂水神社也。日本紀漏。

とあるは即其の證なり。姓氏録或ひは孝徳天皇を孝元天皇と誤りたるものあるを以つて、隨ひて此の神社を孝元天皇の時とせるものあるは誤なり。豊城入彦命は孝元天皇より二代後の崇神天皇の皇子にして、四道將軍の一人なれば、源稻彥が訂正、姓氏録の頭注に云へる如く、孝徳の正しきは明らかにして、此の神社も亦之れによりて其の年代の大凡を考へざるべからざるなり。而して垂水姓は左京皇別にも、垂水史上毛野同氏、豊城入彦命、孫、彦狹嶋命之後也。と見えて、又古事記開化天皇の條に、葛城之垂見宿禰神功紀にも、以依羅吾彦垂見爲祭神主とあり。但、神功紀の神主は此の神のにはあらず。皆豊城入彦命の後なれば、祭神一柱の此の命たるは勿論なり。尙、他正史に見ゆるもの多し。續日本後紀

仁明天皇承和八年九月戊戌奉授勳八等垂水神從五位下。

三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙物二百六十七社、奉授攝津國垂水神從五位上。

同元慶元年六月の條

十四日癸未奉幣垂水、祈甘雨也。

等其の一にして、昔時は大いに崇敬せられしが、中古兵燹に罹りて衰微し、現存の社殿は其の後の再建なり。明治五年郷社に昇格し、氏子二百二十餘戸あり。

社域は山を背にして、萬頃の稻田に、菴み華表は吹田村より池田町に通ずる透道たる里道に在り、老松社道を夾みて、或ひは欹ち或ひは臥し、松樹盡くる處數十級の石磴起り、石磴を上れば、則社殿なり。社殿は南に面して、結構甚古雅に、境内は白沙を布きて、櫻楓其上に、点植せられ、掃箒の跡常に新たにして、極めて瀟灑なり。社後は山甚高からざれども、老松偃蹇し、聘望亦富瞻にして、阪神の萬戸双眸の裡に入る。故を以つて、春陽來たりて遊ぶ者少からず。社頭の清泉は、謂はゆる垂水にして、清冽甘味、傳へて諸病を治すと爲し、遠近汲みて去るもの多し。古歌あり一二を録す。

万葉七攝津作の部

命をささくあらんといはゞしる、たるみの水を結びてのみつ。

讀人しらず

夫 木。折りのほる人のためとやこゝにしも跡をたるみの緋の玉垣。

源 俊 頼

拜殿に長柄の橋柱と稱するものを、藏せり長さ二尺七寸、幅一尺三寸、厚さ六寸四分にして、いにしへ神崎河底より出てしものなりといふ。社の西方を雉子堰と稱す、事に詳かに名所圖會に載せられたれば、末段に之れを掲ぐ、固より俗諺に過ぎざれども、亦聊詩趣なきにあらじ。

本朝世紀。

朱雀天皇天慶二年七月八日丁未、太政大臣以相職被申請、卿云、旱魃猶甚、佛神祈禱似無感應、可被行御卜并祈雨事云々。仍諸卿相定召官寮有御卜事、理運之由祈申也。但南方并未申方神社或有幣帛之思、或依汚穢氣所致也。又佛道祈禱可無感應、神社誓願可有應云々。仍除先日奉幣諸社之外、十一社明日可奉幣之由被定了。木島、串川、水主、火雷、大和、平岡、恩智、河内、座、廣、水、廣田、長田、生田、等社也。

日本紀略。

村上天皇應和三年七月十五日乙丑、於八省院奉遣伊勢以下廿八社幣帛社、依祈雨也。伊、住等十六社之



外被加奉平岡、恩智、座摩、垂水等也。  
拾芥抄祈雨十一社和三年七月十五日

天雷、水主、木島、乙訓已上、座摩、垂水已上、平岡、恩智已上、河内

諺云、むかし長柄川に橋をつくるには人ばしらなくてはなりがたしとて、其人を撰みけるに、繼したる袴をさる者を捕へて人柱にしつむべしと官家より仰あれば、新開を立てこれを改む。こゝに岩氏長者といふ者あり、これをしらず袴の繼したるを着て通るに、關守とらへてゆるさず、遂に水底にしつむ。これによつて橋なりにけり。かの岩氏にひとりの娘あり、容顔世にすぐれて、艶く紅粉を嚙さずして、色いつくしく、朝日にかゞやく國色なり。此ゆへに世の人、光照前とぞ稱じける。然るに成長まても、不言して啞の如し。母の悲歎かぎりなく深くかくしけり。こゝに河内禁野といふ里の男、此女を戀て垂水よりこれを迎ふ。辭しかたかくや有けん、禁野の家に行なをも不言こと久し。夫怪んで女をつれて母のもとへおくりぬ。此暇を通るに、雉子啼ければ、夫ねらひよりこれを射る。於是女はじめて言て歌をよむ

物いはじ父はながらの橋柱、なかずばさじも射られざらまし。

とくりかへしこれを諷ふ。夫驚き母のもとにも行かて禁野につれかへり悦びあへり。時の人、雉子繩手となづく。今の世までも繼袴を忌るは此縁なり。光照前も父の菩提を吊はんがため髪をそり、不言尼と號し、裁松寺に入、其後山崎に不言尼寺を創しける。(攝津名所圖會)

### 瑞泉寺

豐津村大字、飯阪に在り、臨濟宗妙心寺末にして、元祿十一年二月創建の小刹なり。寺寶に觀世音坐像一軀あり、即本尊にして、弘法大師作と傳へ、優秀なるを以つて鑑査狀を得たり。

### 高代寺

吉川村に在り、眞言宗仁和寺の末、七寶山と號し、多田滿仲の本願に依りて、仁和寺の寛空僧正の開創せし處なり。落成せしは村上天皇の天德二年の冬にして、弘法大師の作りし藥師佛を本尊に、脇壇には日光月光及び十二神將を安ぜり。

寺域は村の西方高代山の半腹に凭り、八十餘坪の小疆人の來たりて訪ふなく、寒猿盡尚悲鳴する蕭條たる古刹にして、一見草創の當時殿塔巍々として、天日と映じ、世に女人の高野と稱せられたる靈場たりしを、懷はざらしむ。山頂は高く雲霄に入り、山城の愛宕山を望むを得べし。

### 走湯神社 走落神社

延喜式に載せたる當國島下郡走落神社の別名にして、今東能勢村大字切畑の東方に在り、少彦名命を祀る。湯室の跡と稱するもの字「フロマ」にあり、二石船狀を爲し、一は長六尺五寸幅四尺厚三尺四寸深三尺あり。一は半身土中に埋もれり。蓋、祭神と關係あるものならんと。今走湯天王と稱し、社域三百四十坪を有し、村社たり。

### 眞如寺

大字地黃の中央に在りて、日蓮宗本滿寺末なり。本尊は題目寶塔釋迦多寶にして、もと眞言宗に屬し、眞



光寺と稱して吉川の高代寺大里の月峯寺と共に郡の巨刹たりしが中世廢絶に歸し、慶長年中に至りて能勢頼次の日蓮宗に歸依するや、領内の寺院を擧げて悉同宗に改め、眞光寺の遺趾に就いて祖先多田滿仲の菩提のため創建せしもの即この眞如寺にして、甲州身延山より祖宗の眞骨を乞ひ、同山第二十一世日乾上人を請じて開山とし、且其の地形を模倣せり、因りて一に關西身延山の名あり、降りて徳川家光の代に至り、其の上洛のとき、當時の住職を召し、住職某もと頗口舌に巧なりしかば、終に無本寺格に上げられて爾後宗風衰へず、今に至る二百五十年にして法燈益々明らかなり。

封疆六百五十五坪、山に據りて殿堂を構ふ、詣路は丹波街道よりし、緩く上ること三町にして、總門に達す、總門を入れば本堂、庫裡、客堂、土藏、鐘樓等取次に相並び、他に又七面堂、鎮守堂、眞骨堂等の佛堂あり。七面堂、七面天女を安置せり、天女は開基日乾上人の甲州身延山の鎮守を移して、當山の鎮守と爲ししものにして、堂は桁行五間、梁行三間あり。

鎮守堂、本尊は妙見大士、世に謂はゆる地黃の妙見是れなり、初、地黃城(山)に勸請せられしを、後境内に移し、嘗、京師に出開帳せしに、村雲尼公の御歸依厚くして、御殿に於いて御内拜あり、且衆庶の參拜を許し、より普く世人の知る所となり、漸衰者の踵を接するに至れり、又、村雲尼公は寺を御願所と定め、緋紋御袈裟及び綱代の乘輿等を寄付せられき。

眞骨堂、宗祖の眞骨及び同柏木の像を本尊とせり、像は即弟子日法上人の作にして、世に柏木の靈像と云へり。

### 野間神社

神名帳に能勢野間神社と見ゆるもの、即是れにして、大字地黃の西南に在りて、醜速日命を祀れり、推古

天皇の乙丑九月二十八日、大和の石上より勸請せしものなるを以つて、又布留神社と稱し、攝津七十五座の一なり、而して其の野間と稱するは、上古神田繩手とて、此の邊は一帶の廣野にして、總稱して野間といひしに因るといふ、土俗又一に有無宮と唱ふれども、疑ふらくは、稻地の有無社と混傳せるに非ざる無きか、天正中、織田信澄の本郡(能勢郡)に入りし時、兵燹に罹りて、社殿及び古文書全く灰燼に歸し、尋いて能勢頼幸の鹽川伯耆守と戦ひて戦死するに及び、此の地、島津兵庫頭の領土と爲り、同十九年に至りて、郡代戸部掃部兵衛、福嶋新兵衛の二人之れを修理し、慶長以後は、二たび能勢氏の領となり、屢同家の修繕を経て、維新に至り、明治五年、郷社に昇格せり。

社域は丹波街道を距る一町許に在りて、千八百四十坪を有し、巨松亭々として、四隣に欽ち、社殿は此の幽寂の境中、更に一段の高所に在り、末社住吉神社、春日神社、七郎社、祓戸神社、稻荷神社の五座は、本社を繞りて、四に相並べり、例祭は毎年九月十五日を以つて舉行す、神體は水晶にして、毎年十二月例に依りて御召替の神事と稱するものを行ひ、式、今に尙存せり。寶社に眞句玉九十個あり、皆玉及び石にして、鑑査の狀を得たり。

### 清普寺 附滿仲墓

眞如寺の西方、籬落を夾みて、其の山麓に在り、慶長六年、能勢頼次日乾上人の弟子日然を請じて、其の父清普居士菩提の爲に創建せし所にして、寺名亦これより出て、代々同家の菩提所たり、題目室塔、釋迦多寶を以つて本尊とし、境内また一佛堂に、宗祖の像を置き、像は四條金吾頼基の感得せしものなりと云ふ。

多田滿仲墓、寺の東方、字市場に、一塔あり、基石方二尺、十重の塔にして、高さ總べて九尺、紫苔深く石を



封じて左右に梵字各一字を認るのみ、老松一株之れを護り古老傳へて滿仲の墓とす。滿仲は鎮守府將軍經基の長子にして村上、冷泉、圓融、花山の四朝に歷仕し、人と爲り勇略ありて又歌を善くし朝廷の爪牙となり玉公以下に重んぜられ、管當國多田に住して家を多田と號し、天祿元年多田院を創め、後割髮して名を滿慶と改め、多田新發意と號し、長徳三年年八十六を以つて卒せり。

### 地黄城趾

大字地黄の西北に方れる字丸山は即この城趾なり、元和中能勢頼國の築きし處なれども今は七反餘の地となりて濠渠礎石の一も存せるなく、一古井を剩して朽桁の間鳴蜩の聲を聞くのみ。

### 妙見堂

大字野間中の妙見山に在りて妙見大士を祭れり(道家は之れを鎮宅靈符と云ひ、儒家は更に北もと舊領主能勢家の鼻祖鎮守府將軍源滿仲の鎮守にして、滿仲の孫頼國長元年中本郡(能勢)に遷るに當り氏を能勢と號し且初めて此の靈符を此の地に勸請して城の守護神と爲し、降りて第二十三世攝津守頼次に至り深く日蓮宗を信じ、慶長年中同宗の總本山甲州身延山の日乾上人を請じ、領内の眞言宗を悉日蓮宗に改めしめしかば、鎮宅靈符も北辰妙見大菩薩と改め、上人は更に靈像を刻して頼重(第二十四世)に授けて安置せしめ、且眞如寺を創建して法務を執らしめ、爾來能勢家の私祭に屬せり。後、一百餘年を歴て明治の世に至り各藩及び旗下みな其の封土采地を奉還しついで明治九年教部省三十八號令の發せらるゝに方り堂を信徒共有として衆庶參拜の自由たらんことを出願せんとし、端なくも茲に山麓村民と能勢家との間に謂はゆる所有權の紛争起り、延いて數年の久しきに亘りて同十八年四月

能勢家より本尊佛體及び土地堂宇等を悉寄附し、茲に初めて衆庶參拜所の妙見山となれり。徳川幕府中葉以降の頃より靈驗の顯著なること四方に喧傳し、信徒の來賽漸次多かりしが當時はなほ一草堂たるに過ぎざりき。然るに天明七年に至りて能勢頼直再建して其の面目を改め、今の堂宇は明治二十八年の改造なり。各府縣何れの方面を問はず殆來賽せざるは無く、殊に最多きは京阪神、尾濃及び三備三丹の地方にして、現今結社の數三百有餘に達し、信徒十萬の上に出で日々群集すること法筵の如く、殊に厄難病苦のもの參籠數日瀧に浴し堂を繞りて百度を踏み他宗の輩は百日法華と稱し一時改宗し來たりて題目を唱へ、鼓聲鑿々として日夜雲霧より漏る。

寺域は妙見山中に在り野間中の東南翠峰の巍然として群山の上に抽んで雲漢を摩して白雲の常に頭邊を搖曳せるもの即是れなり。山は海面を抜くこと二千七百尺、周圍四十丁餘に亘り、而して堂は其の最高所に在り。登路三條あり、大字野間中の手洗よりするものは十五町、堂下十町許にして一瀑あり、本瀧と云ふ高さ二丈巾二尺、大字野間口よりするものも十五町、亦堂を距る十町許前に京瀧あり高さ二丈、吉川村よりするものは最遠くして二十六町あり、中程に新瀧と稱するありて高さ一丈、川邊郡黒川に屬せり。三路共に峻峻にして封疆は三百六十七坪なり。昔は境内山林四町七反歩餘を有し、鎮主能勢家に於いて方百間の地域を劃して妙見堂の境内に充て、浪華の東西奉行臨檢して中央及び四至に標碑を立て、碑石は今になほ存すれども明治の初年能勢氏封土奉還と共に堂の境内も上地し、同八年現今の疆域及び接續の地四反六畝餘は拂下を得しが其の他は依然國有林たりしに三十五年三月一日特賣を以つて境内に編入するを得るに至れり。封疆の裡、本堂、經堂、繪馬堂、寶庫、鐘樓、供物所、馬堂、四足門等軒楹相接し、接續の地旅舍肆店櫛比せり。

毎歲舊二月初午の日を以つて大祭を擧げ、四月二十日は勝利祭にして又七月二十二日より同二十四



日造は虫拂祭を行ふ。賽客は皆共に萬を以つて數ふべく、遠く阪路を望めば只蟻軍の簇かるが如し。寶物の優なるものは黄金の日蓮上人像一軀、像は丈九分二厘、上人の自作にして新田義貞感得し後佐々木尼子の諸家に傳はり最後に浪華の丹波屋某より寄附せしものと傳ふ。其の他傳傳教大師筆法華教傳普原道真筆法華經二部、筆者不詳、鎮宅靈符古畫像壹幅、楠正成の銘ある鎮宅靈符鈴壹個、村正、孤銀冷敬磨、粟田口吉光、二王、清綱、國廣作の刀劍數口、灰骨日蓮大士の像一軀あり、又貞享元年若狹守源政廣作の浪切丸と名づくる刀は能勢頼峯江府往還の際霖雨數旬に及びて天龍川浪高く容易に渡るべからざるを以つて此の刀を抜きて波を切りしに、波、忽、靜まりて直ちに彼岸に達するを得しより此の名ありといふ。

### 岩崎八幡神社

東郷村大字野間出野に在りて八幡大神及び安徳天皇を合祀せり。社域は村の西方の山脈縈紆し其の一角の田圃に向ひて斗出したる處にして、松杉鬱として暑影地に到らず陰森の氣衣襟に入りて轉漑なり。社殿は石燈上に在りて社殿の傍に高さ貳尺許の五輪塔あり。燈下には左右に筋塀ありて以つて丘を回めり。所傳に依れば安徳天皇の御陵にして天皇西海を遁れて此に行幸し遂に此の地に崩じ給ひすと、詳しくは能勢文書に在れども遽に信じ難し。

### 歌垣山

歌垣村大字倉垣の東方に孤立せる一峻峯にして高さ千四百五十尺許、倭松岩を抱いて其の上に扶疎たり。當國風土記に

雄伴波比具利岡。此岡西有歌垣山。昔者男女集登此山常爲歌垣。因次爲名。

と見ゆるもの即是れにして、昔時男女相會して歌舞せし處なり。抑、歌垣は書紀には歌垣、此云宇多我岐と註し、後世の謂はゆる盆踏の權輿とも見るべきものにして、諸國に多く行はれ殊に常陸の筑波嶺には最盛に行はれしが如し。又、聖武天皇の如きは平安の都の裡にして行はしめ朱雀門に臨御して看行し給ひき。歌曲又種々ありて難波曲と稱せしもあり、是れ一般に難波地方に行はれし曲と見るをも得れども此の山は其の行はるゝ殊に盛にして遂に名となるに至りし程なれば此の曲の如き或ひは此の地方より出てしものならんか。尙、好事者の爲に萬葉集中の長歌一首を出だし以つて其の状態を明らかにせんとす。

登筑波嶺爲難波會日作歌一首并短歌

高橋連蟲麻呂

鷺の住む筑波の山のはきづの、(編者曰蓋もはきづは地名其の津の上に誘なひて、をとめ男の行つどひ、かゝふ難波歌會に入づまに、吾もまじらんわが妻に、人もこと問へ此の山を領く神のはじめより、禁めぬ業ぞ今日のみは、目ぐしもなせそ、ことも咎むな。

反歌

をのかみに雲たちのぼり時雨ふり、濡れ通るともわれ歸らめや。

### 久佐々神社 附一華草

西郷村大字宿野に在り延喜式内の社にして祭神は賀茂別命なり、創建の年代詳かならざれども大同年中京都加茂神社創立の頃より村民の崇敬甚厚くして既に此の地の産土神たりと。土人は詠りて之れを草々明神と稱し、享保年中一たび宿野神社と改めしが同十八年舊稱に復し、明治五年郷社



格せり。

社域は邑の西方山麓に位し僅に五百二十坪に過ぎざれども老柏古杉亭々として天に參し壯麗なる社殿を護りて森嚴なり。境内には他に拜殿、殺殿、神輿庫、寶庫、門等ありて相并び、又一奇岬ありて神籬の中に生ぜり、其の莖大凡二寸許葉は蔦に似て玄冬の候初めて生じ、立春の旦花を開きて形白梅に似たり。一莖一花稱して一華草とす。傳へ云ふ昔、菅家の雲客この地に駕を枉げしとき持して寛文天皇に獻りしに天皇御覽の後尙書に命じて記せしめ給ひきと。奇草夏に至れば凋枯して復見るべからず、偶々是れを他に移せば開花期を失なひて更に榮はずといふ。

（ちもく久佐々神社の稱は地名に起り、舊能勢郡は即この久佐々村より成り今の宿野を中心として附近一帶の地方は古の久佐々村なり。又、宿野土器と稱して有名なる一種の焼物を出だすに至りしも其の淵源する所決して近々にあらざるなり。左に兩者の證を示さん。

日本紀略。

土師連祖吾符進攝津國來狹々村私民部、名曰贊土師部。

續日本紀。

元明天皇和銅六年九月己卯攝津職言、河邊郡玖左佐村山川遠隔道路險難、由是大寶元年始建館舍、雜務公文一准郡例、請署郡司許之、今能勢郡是也。

### 宿野城趾

大字宿野に在り、傳へ云ふ井内孫之進の居城趾なりと。後裔村に存すれども遺趾の今認むべきなし。

### 名月姫墓

大字柏原の東方名月峠に在り。姫は三ツ松刑部左衛門の女にして能勢藏人家包の室なり、艶麗端正、恰名月の如きを以つて此の名あり。嘗、平相國清盛之れを聞き數次招さしが節を全うして應ぜざりしかば清盛怒りて國春及び家包を召して之れを強ふ。二人相國の權威に怖れ諾して家に歸り、姫に告ぐるに實を以つてす。姫乃、孝貞の兩道を思ひて遂に自刃し、屍を茲に葬る。後世其の貞節を嘉し山及び峠に命ずるに名月の名を以つてし、永く其の美德を表すといふ。

墓は田尻に通ずる近來開設の路畔にあり、少許の地にして松櫻數樹葛藟之れを纏ひ、塔は其の下に在りて荆棘の滋蔓に任じ五輪にして高さ五尺許、左右に亦小形の五輪塔あり、國春及び家包の墓なりと云ふ。風塵雨淋茲に七百歳、地亦妻寂として偏へに今昔の感を惹く。

### 曾我神社

西郷村大字柏原に在りて曾我祐成同時宗兄弟の靈を祀り、雜社にして其の家臣鬼王、團三郎兄弟の創建なりといふ。傳へ云ふ、鬼王、團三郎は本村の産にして共に曾我氏に仕へ、祐成、時宗の共に讎を報じて死するに及び兄弟共に亡主の菩提のため請國を行脚し、神社佛閣を巡拜し、後老いて村に歸り草庵を結びて幽魂を祀りし遺跡なりと。

祠は村の南方池田街道の右側綠竹の裡に在り。又、祠を去る北方三十間許にして鬼王、團三郎兄弟の塔あり、高さ壹尺八寸許の五輪にして二基相并び、其の末裔の建てし所なり、瘡疾を患ふる者此の塔に祈願せば必癒ゆと稱し土俗呼びて葦藥師と云へり。



劔尾山

西郷村大里の北に方り秀麗の孤峰突兀として蒼天を摩するもの是れを劔尾山とす高さ三千餘尺大里より躋るを本道と云ひ三十六町餘にして山嶺に達す山嶺數町の坦地あり即古の月峰寺の舊墟にして丈餘の巨松雲間に盤舞し七堂迦藍の礎坊舎の趾皆明らかに見るべし其の他岩の名あるもの石の題あるもの又水の詩あるもの少からず頂上に不動石あり天然湧出の狀を爲し面に不動尊像を刻せり白蛇岩黒蛇岩は其の上にあり蓮華石は北に聳て其の邊梵字岩天狗石あり不動石の西南には一靈池あり碧水常に漾々として天竺無熱池に擬し昔時日羅の護摩の加持水を汲みし所なりと寶塚は西南の麓に在りて古聖德太子の御衣及び寺寶の金雞三箇を埋藏せし處と里俗の口碑に毎歲元且其の鷄聲を發して曉を報ずと傳ふ蓮華岩頭に登りて聘望すれば十有餘州の山川悉双眸に入り殊に山城の比叡愛宕の諸山は呼べば將に應へんとし南は浪花灣近くして山腰を帶せるが如く雄鷲偉觀其の窮まる處を知らず

月峰寺

劔尾山下に在りて大字大里に屬し眞言宗紀の高野山金剛峯寺の末なり本尊は千手觀音にして(僧日羅作丈七尺五寸の座像同人作二軀の一にして他は尼ヶ崎大覺寺に安置せりと)推古天皇の御宇聖德太子の開創に係れり是れより先百濟僧日羅上人佛法弘通の爲に木邦に來航し伽藍建設の地を覓めんと欲せしに太子百官を率ゐ日羅を伴ひて當山に登臨せられ山の高くして紫雲の變變たるを見て佛法興隆の靈地となし乃寺を創建せられき日羅此の寺に在りて修法せしに不動の利劍虚空より

護摩壇に飛來せしかば山を劔尾と號し又光明を放つ一靈槻樹ありて中より一寸八分の觀音佛出現し而して槻と月と放と峰と國音相通ずるを以つて寺を月峰寺と稱せり爾來法燈益々熾にして郡の大伽藍たり降りて天文十四年丹波國八上城主波多野與兵衛本郡に入りて掠略を逞うせしかば遂に兵燹に罹りて灰燼に歸せり後寛文四年に至り僧觀行と稱する者寺域を現今の地に卜して再建し片桐且元も深く歸依して多くの朱墨印地を寄附せしが維新の後は大いに衰頽に赴けり以上は傳説と事實とを混じて記したるものにして日羅の事は大阪市北區日羅塚の條に詳説したれば参照すべし)寺域は九百九拾坪を有し本堂庫裡鐘樓及び二字の佛堂あり寒嵐常に林中に騒ぎて凄涼の氣轉骨に入る

寺寶に明應四年藤原公夏の筆に成りし七堂伽藍彩色繪入の縁起書あり明治二十三年四月 今上陛下浪華に御巡幸のとき天覽の榮を賜はりしものにして鑑査狀あり其の他兆殿司筆十二天畫像金岡徹西筆涅槃齋像瀧海和尚筆不動明王畫像傳豐臣秀頼八才筆豐國大明神の五字片桐市正月元の寄付狀三好長慶の寄付狀等なり

片山城趾

大字片山の西に方り大字森上に跨れる城山の頂に在り東西五十間南北四十間の坦地あれども斷礎殘壕の存せるものなく只雜木疎生して風聲の漸瀝たるを聴く傳へ云ふ應仁年中壘川肥前守の築きて據守せし處なりと

平通城趾



大字平通字南山は即この城趾なり。城は岡崎左衛門尉平宗盛の據りし處にして、宗盛は其の先高望王に出で七代岡崎四郎義實の裔なり、天正七年八月織田信澄と戦ひて利あらず陣歿して城遂に陥る。村の岡崎主計介は其の裔なりと云ふ。趾、今纔に認むべし。

### 吉村城趾

大字栗栖の東方大谷山頂に在り一坦地を剩して雜樹其の上に蒼鬱たり。傳へて天文年中吉村備後守の居城なりといひ其の後裔今なほ村に住せり。山下に芝生あり天正年中織田氏の大町宗長を攻め宗長の敗走し來たりて遂に殺されし地にして、荆棘だも生ぜざるは宗長の怨靈の爲す所なりと云ふ。又水原右衛門尉の居處あり其の趾今なほ存せり。

### 栗栖古戰場

大字栗栖の東方に聳ゆる大谷山麓は即是れにして回字形の土一堆纔に残れるを見る、天正年中織田信長の同信澄と共に山邊城主大町右衛門尉宗長を攻めて交戦せし處なり。風霜三百年、怨靈今に残りて此の一堆毫も樹草を生ぜずといふ。

### 山邊神社

枳根莊村大字山邊に在り村の産土神にして祭神二座、即、素盞鳴命及び傳聖德太子自作の像なり、同太子の創建に係り像は後世の配祀ならんと云ふ。太子所詠と稱する和歌あり  
長かれとなほ祈るかな足ひきの、山邊の宮の秋の夜の月。

明治五年村社に昇格し例祭は毎歲九月九日なり。社域は北方字山の下に在り檜松の老樹蒼鬱として社頭を蔽へり。本殿の外、拜殿、祓殿及び末社七座あり。又、山邊下の一小社あり源滿仲同滿政を祀り、源氏の裔の創建せしものなりといふ。

### 鷹爪城趾

大字山邊の東南、鷹爪山頂に在り。山は月峰山の脈北に連亘して此に起れるものにして城趾は東西二丁、南北六町、亦、回字形を爲して石壁處々に散在せり。天文の昔、大町右衛門の居城たりしが、鹽川伯耆守織田氏の命を受けて來たり攻め火を放つに及びて遂に陥り、ついで廢城となれり。

### 今西城趾

枳根莊村大字今西の北方、奥畑山頂是れなり。城は一名杵の城と云ひ天文年中森本清左衛門尉之れを築き鹽川伯耆守と大いに戦ひし處、遺趾の見るべきものあらざれども土人いま城山と稱し、稚松疏生の下一小祠を安じ山ノ神と號し崇敬常に懈らず。

### 枳根神社

枳根莊村大字森上の西北の山麓に鎮座せる郷社にして古來枳根莊十村の産土神たり、祭神は瓊々杵尊、天兒屋根命、源滿仲の三座にして、社傳舊記は天文年中鹽川伯耆守と能勢小重郎と相戦ひしとき兵燹に罹りて全く烏有に歸せり。然れども今傳ふる所に依れば延暦元年の鎮座にして代々勸願所となり、神の初めて降臨せられしとき村民白の上に杵を架して迎へ奉りしより杵宮と稱へ終に村名を爲



すに至れりと。大字今西の古名を杵村といふ。而して其の満仲を合祀するに至りしは満仲の多田城に在りしとき家臣多く此の地に居住せしを以つて君恩を子孫に傳へて永く忘れざらしめんが爲ならんといふ。満仲の像は左折烏帽子を冠して太刀を佩き天文の兵燹を免れて今なほ社殿の裡に存し、社殿は其の後太田和泉守の再興にして例祭は毎年九月十五日なり。曾、神宮寺ありて成就坊といひしが今はなし。社域は五百坪に足らざれども本殿は一段の高所に在りて杉檜之れを護り、左右に末社あり階下に繪馬所ありて前は即三田道なり。

### 森上城趾

枳根神社の東方大明山嶺に在り東西三十間、南北百二十間の垣地を築し、且高さ五尺乃至三尺の土牆斷續して今なほ存し處々に倭松盤桓せり。古老云ふ能勢小重郎の城趾なりと。廢絶の年月詳かならず。

### 潮井

大字森上の南方池田街道の側に在りて村の鹽田某の所有なり、嘗衛生試驗所に出だして分拆を求めしに飲料として佳良なりとの證明を得、器械を設置して採取に着手せしが其の規模過大にして中絶の不幸を見るに至れり。井は方五尺、深さ三尺、岩面の龜裂せる處より沸々涌出し玲瓏底に徹すれども酸氣鼻孔に蒸して面を向く可からず。泉質は世に喧傳せる平野水と畧同一なりと云ふ。

### 上杉城趾

大字上杉の北方菅無山頂に剩せる小夷地は即その趾なり、然れども稚松の生ぜるのみにして遺跡認め難し。村翁の口碑に云ふ向式部亟の居趾なりと。又或ひはいふ小鹽氏據守の城趾なりと。いづれが正しきか明らかならず。但、小鹽氏の裔は今此の地に存せり。

### 六所権現社

大字神山の南方に在り八阪神社と號し素盞雄命を祭神として村の産土神たり、貞觀十四年三草山清水寺の鎮守として勧請せしものにして、當時紀州熊野三所、加州の白山、和の吉野権現をも合祀せしを以つて六所権現と稱し里名も亦此れに基づけり。明治五年村社に昇格し例祭は九月十五日なり。

### 八幡神社

大字神山の北方に在り、社域の邊字を宮垣内と呼ぶ。社は譽田和氣命、倉稻魂命、源滿政を合祀せり。社記に云ふ長保年中治部大輔源滿政自作の影像并に稻荷八幡の神像を刻みて祀りしもの此の社の起元にして、後元龜年中社壇回祿に罹りしが三座の神像は燬中に出て給ひて恙なかりしかば滿政の嫡子忠國、孫栖間某小祠を營みて之れを奉遷し、栖間神社と稱して爾來栖間氏の私社たりしを明治五年村の祭神と爲せりと。毎歲九月十五日を以つて例祭を行ふ。

### 廢清山寺趾 附三草山

枳根莊村大字神山の北方三草山嶺に在り。山は東方大字長谷に屬して南は大字稻地の、タガイ山に連なり長谷の字狸ノ御所を経て登る高さ千百尺、頗峻峻なり。往古敏馬神の初めて降臨し給ひし地なるを以つて又敏馬山と呼ぶ。(敏馬神は後に荒原源平の古戰場たり。寺跡は今認むべきなし。傳へ云ふ聖徳)



太子の從者日羅道人山頂に靈氣の靈變たるを看登りて老翁に逢ひ三草を得しに其の一艸忽千手大悲と化現し二艸亦各不動毘沙門の二尊と爲る道人感悅して精舎を起し其の像を安じて三草山清山寺と名づけ四十九谷ありて一谷一院巍々たる佛場にして其の後貞觀十四年三月熊野三所白山立山吉野等の六所權現を勸請じて里の名を神山と稱せしが降りて元龜二年兵燹に罹りて鳥有に歸し再舊に復る能はずして本尊は村の小祠に移して安置せりと山は南北朝時代の古戰場なり。

# 名勝舊蹟誌(二)

## 和泉國

和泉國は五畿の一にして其の最南端に位し分ちて一市二郡と爲す堺市、泉北郡及び泉南郡是れなり。國府の清水より起りし名稱にして其の初めて一國を成すに至りしは元正天皇の靈龜二年とす。續日本紀同天皇の條に云はく、

三月(靈龜)癸卯割河内國和泉日根兩郡令供珍努官。

夏四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監焉。

玉勝間。

和泉の和の字は和泉郡ありて上泉下泉てふ郷もあればそこより出たる國名なる事は論なし。かくて其郷の府中村に今も和泉の井といへるめでたき清水ありて泉井上神社和泉神社などもありて式にも見ゆ。然るに並河氏かける和泉志を見ればこの和泉井を擧げて其水清且甘と記せるを以て思へば此清水上つ代よりいと清くて甘かりし故ににきいづみと號て和泉(ワヅミ)と書たりしを其里人などはたゞ泉とのみいひならへるかひろごりて名高き水あれば京人など泉とのみいひあへりしまゝにて郡の名にも國の名にもなれるをすべて國郡などの名二字に書く事なる故に文字には必ず本の名の如く和泉とは書なるべし云々。



と而して後聖武天皇の天平十二年八月に至りて復河内國に併はせられしが孝謙天皇の天平寶字元年五月全く獨立せり當時の勅に曰はく、

五月(天平寶字)乙卯勅曰頃者上下諸使惣付驛家於理不穩亦苦驛子自今以後宜爲依令其能登安房和泉等國依舊分立。

と後淳和天皇の天長二年三月攝津國江南四郡を併はす四郡は即舊東生西生住吉百濟にして今の東成西成の二郡是れなり然れども四郡の百姓騷動して私業を顧みる者なかりしかば同年閏七月壬辰更に之れを攝津に編入し當國は舊の如く大鳥和泉日根の三郡たり後泉南郡(又略して南)を分置して四郡となり(神代)以つて明治維新に至れり而して當時堺市は中央大小路より以北は攝津國に屬し一市兩國に分屬するの觀ありて施政上の不便少からざるを以つて時の堺縣は大坂府と妥協し官允を得て大和川以南の部落を擧げて和泉國と爲し大和川の中央を以つて兩國の疆界を分かつて時に明治元年十月二十四日なり蓋反正天皇の御陵及び高渚の地は皆大小路以北に在れども和泉國に屬せるものたることは歴史の示す所により明らかにして河南の地大略和泉國たるや勿論なるを以つてなり。

更に國司の沿革を叙せんに初めて國を爲すや府を和泉郡の府中に置き國司の部舍實に此に在りき因りて地を國府と稱へ爾後の長官亦みな其の跡に就きしが其の姓名多く詳かならず光仁天皇の寶龜七年七月從五位下多治比真人河内和泉使と爲り仁明天皇の承和十年十一月參議從四位下安部朝臣安仁河内和泉の長官と爲り河内守從五位上清原真人遠賀和泉守外從五位下菅野朝臣次官と爲りついで同十四年十二月從五位上藤原朝臣貞守河内和泉の次官と爲りき其の他紀貫之菅原定義橘道貞等の和泉守たりしこと正史に散見せり又東鑑は和泉紀伊兩國守護者佐原十郎左衛尉義連職也義

連卒去之後未被補其替向後兩國爲院御熊野詣驛家雜事と記し降りて建武年中補正成當國の守護と爲り其の族和田正武をして岸和田に居らしめ永徳二年足利義滿は山名氏清の赤阪城を拔きし功を賞して當國を之れに與へ氏清は城を堺に築きて茲に居れり後應永六年大内義弘來たり義弘戰死して細川滿之の領と爲り傳へて政元に至りしに同族晴之の反に遇ひ之れを奪はれ晴元は其の家臣三好長基を守護と爲せり長基の子長慶亦晴元に反き代はりて之れを領し晴元は永祿年中織田信長に降り信長は後國廳を堺南莊に置き天正年中豊臣氏は廳を北莊に移し小西行長をして事を知らしめ後弟秀長に與ふ徳川氏に至り岡部渡邊等諸家の分領する所となり其の他多く旗下の采地と爲れり維新の後堺縣を置き尋いで藩を廢して全く縣治に歸し明治十四年堺縣廢せられて大阪府の所轄に屬し大鳥和泉の二郡を合はせ南日根の兩郡を併はせて各一郡衙を置き明治二十二年四月一日市町村制實施ののち堺市は獨立の市を爲し又同二十一年六月一日郡制を施されて大鳥和泉二郡は泉北郡南日根二郡は泉南郡となり以つて今に至れり五畿中の最小國にして地勢南北に長く東西に狭く東南は河内紀伊に連なり天野山榎尾山七越嶺葛城山飯盛山等の諸峯嶺巒連亘して兩國と境を劃し北は大和川を以つて攝津國に隣し西は茅海に面して一碧直ちに淡路島の翠黛に對す大和川は源を大和に發して河内に入り同國を中斷し西に奔りて海に注ぐ其の他石津川大津川津田川岡田川等幾多の小流みな源を東方の山岳に發し西流して共に海に入る東西九里八町南北十里三十一町面積三十三方里四分七厘戸數四萬七千二十八戸人口二十六萬四千二百九十一人あり。道路は和歌山街道堺市より起りて泉北泉南の二郡の海濱に沿ひて奔り北中通村より折れ鳥取村に至り郡を中斷して和歌山縣に入る長尾街道竹之内街道西高野街道は堺市より起り共に河内國南河内郡に入り小栗街道また堺市より起り泉北郡を経て泉南郡北中通村に至り和歌山街道に接す父鬼



街道は泉北郡鳳村より起り泉南郡南横山村より和歌山縣に入り粉川街道は泉南郡北近義村より起り同郡大土村より和歌山縣に入り孝子越街道は泉南郡北中通村より起り同郡孝子村に至りて亦和歌山縣に入る。

銑道は南海銑道株式會社の敷設に係るもの大阪市難波を起點として堺市吾妻橋通一丁目に至り市を離れ國道に沿ひて海濱に出で又孝子越街道に伴なひ以つて和歌山に達し高野銑道は大阪府汐見橋を起點とし堺市の東部を経て直ちに河内國南河内郡に入り三日市に向かふ街道及び銑道の縦横せる既に斯の如し加ふるに海運の自由なるあり以後益々有望の國とす。

### 堺市

本州第一の都會にして其の北端に位し東は向井村大字中筋に隣し西は茅渚の海灣に茫み南は湊村に接し北は大和川の中央を以つて攝津國と界せり東西十九町南北三十一町餘周圍貳里二十四町にして面積零方里二分二厘あり宏衢十字を爲し其の南北に通ずるを大小路と云ひ東西に貫ぬぐを大道と稱す市坊是れに據りて縦横に列し大小路以北に熊野町(一に湯屋町と書し東に三町西に三坊あり)櫛屋町(東に三坊西に三坊あり)車之町(東に三坊西に三坊あり)材木町(東に三坊西に三坊あり)宿屋之町(東に三坊西に三坊あり)神明之町(東に三坊西に三坊あり)柳之町(東に三坊西に三坊あり)錦之町(東に三坊西に三坊あり)綾之町(東に三坊西に三坊あり)櫻之町(東に三坊西に三坊あり)北旅籠町(東に三坊西に三坊あり)北半町(東に三坊西に三坊あり)及び並松町あり以南に市之町(東に三坊西に三坊あり)甲斐之町(東に三坊西に三坊あり)大町(東に三坊西に三坊あり)宿院町(東に三坊西に三坊あり)中之町(東に三坊西に三坊あり)寺地町(東に三坊西に三坊あり)少林寺町(東に三坊西に三坊あり)新在家町(東に三坊西に三坊あり)南半町(東に三坊西に三坊あり)南旅籠町(東に三坊西に三坊あり)を縦貫す更に北は大小路の西方より南は中之町の西四丁に溝渠南北に通じ渠を隔て西に數町あり

り名づけて新地と云ふ裡に吾妻橋通(四坊)榮橋通(二坊)龍神橋通(三坊)住吉橋通(三坊)大濱通(四坊)あり北旅籠町より南旅籠町に至る各町の西一町を中濱筋北旅籠町より南半町に至る各町の東一町を山之口筋南北各街の西二町以西を濱筋車之町と櫛屋町との間東二町を殿馬場北旅籠町より新在家町に至る山之口筋との間の小街を東六間筋北旅籠町より南半町に至る中濱筋との間の小街を西六間筋九間町より材木町に至る東一二町間の南北の街及び中之町より新在家町に至る東一二町間の南北の街を共に十間筋北旅籠町の東二町と南旅籠町及び南半町を共に高須熊野之町市之町の東一二町間の南北の街を蛇谷大町の東一二町間の南北の街を狼町甲斐町東四町を中馬屋町宿院町の東一二町の間南北の街を有樂町市之町東二三町の間南北の街を横小路柳之町の西二町を伽藍町戎之町より南旅籠町に至る西二町南北の街を五貫屋町戎之町西二町を桐木町北半町北旅籠町の西一町以西を七堂町甲斐之町東一町を海會寺前並松町一圓を松之中寺地町少林寺町の東二町の南北の街を花屋町戎之町東二町を猿か阪櫛屋町車之町の東三町の南北の街を上立町市之町甲斐之町東三町南北の街を上之町熊野之町市之町東二町の南北の街を榮福町南半町の東を乳守と云ひ(以上皆南車之町材木町の間東一町より同三町に至る東西の街を中之棚櫛屋町戎之町の間東西の街を花田口宿屋之町神明之町の間東西の街を御幸道櫛屋之町車之町の間東一町より大道に至る東西の街を堀口宿院町大町の間大道より西に通ずる街を川尻市之町熊野之町の間山之口筋より大道に通ずる東西の街を晴明之辻市之町甲斐之町の間山之口筋以東の東西の街を目口筋市之町甲斐之町の間山之口筋より大道に至る東西の街を永辻と云ふ熊野之町市之町の間東西に通ずるは即大小路なり)(以上皆東四市坊之數壹百九十五あり)當市昔は大鳥郡に屬せり舊記に曰ふ此の地和泉國土師郷(毛須の莊と云ふ一に毛)并に鹽穴郷(後し世に通ず)



なる村)の下條の諸村にして大小路以北を北之郷と云ひ以南を南之郷と云ふ而して南之郷は鹽穴郷の下條北之郷は土師郷の下條にして倭名鈔和泉國大鳥郡の郷名中に土師鹽穴の兩郷のあるは即是れならん。

抑塚の名いづれの時代に起りしか詳かならざれども思ふに其の由來する所の攝河泉三國の界ならんは市の東北數丁に三國の邊と稱する處のあるを以つて見ても明らかなり東は河内に接し北は攝津に隣して版圖は全く和泉國に屬す故に人は和泉の堺と云ひ後終に大小路を以つて攝泉の境を別つに至れり然れども反正天皇の山陵は大小路の北二町餘にありて本州に屬し凡人中家も其の北に在りて姓氏錄に和泉國の部に収む又高渚は堺の極北にあれども續日本紀には和泉國と記せりしかのみならず政廳は北の莊に在りて本州を管す是に依り之れを見れば北莊も古來本州に屬せるものたるや疑を容れず明治維新の初市は大阪府と堺縣とに跨り施政各その趣を異にするありて不便不利なるを以つて大和川中心を攝泉の境と爲さんことを協定し時の行政官に稟請し其の允可を得て水南を以つて本州に隸せしむ境の名起る斯の如く古しと雖世に知られたるは山名氏清の此に城きし以後の事なりとす氏清河泉を平定せし功に依り本州の守護と爲り城を築きて泉府と名づけ後反して洛の内野に戰死するや城陥り應永六年十一月大内義弘反して此處に諸城を築きしが城中に内應して城を火するものありて陥り義弘も畠山滿家に討たれきついで細川滿元守を兼ね正元に至り其の義子高國燈元と嫡嗣を争ふに及び燈元の子晴元此に據り本州を略し家臣三好長基を守護と爲す天文年中長基の子長慶晴元に背きて本州を奪ひ其の族十河存保をして此の地を警衛して以つて南海四國の要衝とす永祿の初紀州根來僧徒の屢來たり侵す所となり天正六年存保河州に下るに及び織田信長營を南ノ莊(今ノ庄)に置き松井友閑をして代官と爲し國務を司らしむ之れを布政所と

稱す同十三年豊臣氏根來寺の巢窟を夷げて營を北ノ莊(馬場)に徙し小西行長をして府事を司らしむ徳川氏に至り更に治所を南ノ莊に復し奉行一員を置き與力十五名同心五十名を付屬して傍本州の政治を觀せしめ別に岸和田伯太の二藩ありて各封を受く(維新の際江州三上の藩藤氏來た)小西氏以後奉行を抄出せば左の如し。

天正十四年まで	石田 治部 少輔 三成
同十七年	大谷 刑部 少輔 吉繼
同十八年まで	柴田 清右衛門 政澄
同十八年	石田 木工頭
同十八年	朝倉 藤十郎 定重
同十九年	芝山 小兵衛 正知
元和四年まで	長谷川 左兵衛 守尙
同四年まで	喜多 見若狹 守
同五年まで	大坂 島田 越前 守
同九年まで	石川 土佐 守勝 正
同十年九月まで	石河 土佐 守利 政
同文應四年九月まで	水野 伊豫 守天 重
同寶曆九年三月まで	稻垣 淡路 守
同享和五年七月まで	佐久間 丹後 守
同元禄八年八月まで	







同久三年正月より	駒井相摸守
同治五年三月まで	鳥井越前守
同治三年三月より	瀧川讃岐守
同治元年十一月まで	長井筑前守
同治元年十一月まで	池野山城守
同治三年七月より	大坂町奉行
同治七年十二月より	

此の如く更迭を経て世は明治と爲るや元年五月本府の所轄となり、同月堺縣を置くに當り更に其の治下と爲り、十四年二月堺縣廢止せらるゝに及び二たび本府の管する所となれり。爾來、區役所は市政を理し、二十二年市町村制を實するに當り堺市と稱し、獨立自治區となり以つて今日に至れり。

市の繁盛を來たし、は山名氏築城以後の事にして享保天文の頃は外國の船舶常に港内に輻湊して外國互市場たりき。小西氏の時其の極に達せしが豊臣氏大阪を興すに及び其の繁華は之れに奪はれて漸次衰頽し、目下大いに恢復の策を講じ、稍其の効果を見るに至れり。戸數壹万七百四十一、人口五萬二千六百六十七あり。市役所、堺裁判所、警察署、郵便電信局、商業會議所、中學校、女學校等あり。會社、銀行等亦少なからず。又所在富商の雜はれるあり。物産、清酒、段通、及物は其の最著名なるものにして、其の他製油、紙、香、絲類の産出も亦尠なからず。

### 高渚寺趾

市の最北に方りて七堂町と呼べる處即北半町及び北旅籠町西一丁以西は、いにしへ高渚と稱し、高渚寺の在りし處なり。寺は僧正行基創建の畿内四十九院の一なれども、其の廢絶の年月明かならず。濱を

稱して七堂といふも蓋その七堂伽藍のありし趾ならんといふ。  
續日本紀。

寶龜四年十一月辛卯勅故大僧正行基法師戒行具足智德兼備先代之所推仰後主以爲耳目其修行之院總四十餘處或先朝之日有施入田或本有田園供養得滿但其六院未預施例由茲法藏湮廢無復住持之徒精舍荒涼空餘坐禪之跡弘道由人實合獎勵宜大和國善提登美生馬河內國石凝和泉國高渚五院各捨當郡田三町河內國山崎院二町所冀冥監秘典永洽東流金輪寶位恒齋北極風雨順時年穀豐稔。

### 悲田院北十萬

錦之町東二丁字錦寺町に在りて法護山と號し、又俗に北十萬といひ淨土宗西山派禪林寺の末にして後土御門天皇の延徳二年僧衆德の開基なり。今延喜式左右京式を見るにいはく、

凡京中之路邊病者孤子仰九箇條令其所見所遇隨便必令拾送施藥東西悲田院矣  
と、又是れより先聖德太子は天王寺に悲田院を設けられ、聖武天皇も南都に之れを置き給ひし事古史に見ゆれば思ふに當寺古は和泉の悲田院たりしが、俗に十萬と呼ぶは衆德の當寺創建ののち阿彌陀經十萬卷を書寫せしに起り、又衆德を十萬上人と呼ぶも此の故なりといふ。寺域昔は柳之町濱にありて二町餘に及び坊舎四宇ありて莊嚴を極めしが、天正の兵亂に逢ひて燒亡し、後此に移りて再興せり。維新は朱印五十石を有せしが、明治の初年上地せり。

現封疆は七百餘坪に過ぎざれども裡に本堂、鐘樓、客殿、庫裡、其の他幾多の建物整然として軒楹を接し、境内佛堂、辨天堂は寺の鎮守にして弘法大師作と傳ふる像を安ぜり。寺寶に筆者不詳の三尊來迎佛繪畫一幅、作者不詳の阿彌陀如來像一軀ありて共に鑑査狀を有し、其の



他傳聖德太子作地藏菩薩立像一軀十萬上人筆熊野權現割符短尺法然上人筆名體不離の名號傳智證大師筆不動尊影一幅土佐光信筆十三佛畫圖一幅一休和尚筆七言四句偈一幅曾我蛇足筆達磨畫談一幅古法眼元信筆空也上人畫像一幅山田道安筆維摩居士畫像一幅唐橋大納言光成筆山吹和歌一幅四天王寺恩順師筆陀羅尼梵丘一幅筆者不詳の圓大師畫像西山國師畫像十六羅漢畫像厭苦五惡畫圖等あり。

### 福成寺

錦之町東二丁字寺町に在り、淨土宗知恩院末の一小刹にして由緒の特に記すべきものあらざれども、所藏の傳唐畫涅槃并に八相圖繪畫一幅傳慈覺大師請來釋迦如來立像一軀は秀拔なるものとして鑑査狀を有せり。

### 淨得寺

錦之町東二町に在り、眞宗大谷派本願寺の末にして僧正行基の創建に係り、往昔は天台眞言兼學の大伽藍にして諸堂宇の外に文珠院寶積院玉鳳院普賢院寶藏院玉龍院等の支坊を有し甚隆盛なりしが、後醍醐天皇の御宇兵燹に罹りて灰燼となり、爾來規模を縮少して繞に法燈を維持せり。故に今に其の地を七堂と稱へ、南大門の在りし通路を伽藍町と云へり。權大僧都了圓寺職の特本願寺第七世存如上人に歸依し、且永享三年二月十五日宗を改めしより了圓を以つて當寺中興の開祖とせり。第五世祐專、弘治三年正月靈夢に感じて今池の泥中より阿彌陀佛の像を得て本尊と爲し、慶長三年今の地に移れり。封境甚廣からざれども壹千の檀徒を有し市の古刹たり。

寺寶に作者不詳の阿彌陀如來像一軀と筆者不詳の三尊來迎佛繪畫一幅とは鑑査狀を有し、其の他土佐光信筆布袋畫一幅大納言重熙筆和歌一幅圓光大師筆三日月御影一幅兆殿司筆十六羅漢像一幅覺如上人述從二位樋口信康筆經光畫の肉食妻帶緣起一卷後奈良天皇の宸翰、教如上人石山合戰感謝狀一卷、覺如上人筆拾遺古德傳九冊、後西院天皇宸翰、見眞大師筆十字名號一幅、慧燈大師筆湊六字名號壹幅、傳惠心僧都筆來迎佛畫像一幅、傳吉備眞備筆紺紙金泥經一葉、傳光明皇后筆同上壹葉、傳小野篁筆同上一葉、傳惠心僧都筆淺井長政陣中守佛一軀、傳行基菩薩作迦羅佛一軀あり。

### 經王寺

九間町東二丁字經王寺前町に在り、日蓮宗妙覺寺の末、永享元年妙覺寺第九世大聖院日延上人の創建なり。元和元年回祿に罹りて堂宇を失し、後慶安三年に至りて越州の大守淺野氏再建せり。朱印廿六石を領せしが明治の初年上地せり。封疆千八百五十八坪を有し、以前は巨刹たりしが先年本堂を毀ち今は境内の七面堂を本堂に假用せり。

### 覺應寺

九間町東二丁字寺町に在り、眞宗大谷派本願寺末にして後醍醐天皇の正中元年冬十月僧覺應の開創せし處なり。寺號亦これより出で、現今の本堂は文明二年の再建にして當市の古建築物の一たり。寺寶渺ならず、傳聖德太子作後醍醐天皇御寄付の本尊阿彌陀佛立像一軀、傳弘法大師作阿彌陀佛立像壹軀、傳春日佛師作藥師座像一軀、覺如上人筆阿彌陀佛畫像一幅、顯如上人筆同上一幅、實正僧正筆親



鸞上人畫像一幅、覺應筆畫一幅、傳藤原佐理筆三嶋明神二幅、尊鎮法親王筆消息一幅、良純親王筆消息一幅、顯如上人筆石山退出消息一軸、道晃親王筆短冊壹幅、中院通村和歌一幅、狩野三樂筆東坡鳥余之圖一幅、土佐光起筆源氏葵卷畫一幅、支那瑩玉欄筆花鳥畫一幅、後柏原天皇宸翰色紙十八枚、後柏原天皇御寄付狩野永仙筆瓜紅末廣一振、顯如上人石山合戰討死者法會の節着用の七條袈裟、白峯御陵にて得たる磬一、徳川家治藏石谷備中守寄付の手遊人形一、銘國俊の短刀一口等は、其の中の優物たり。

### 善長寺

神明町東二町字寺町に在り、淨土宗智恩院の末、天文十八年六月三好因幡守政勝の其の菩提所として創建し、京師粟生光明寺の顯空上人を請して開山とせり。政勝の寛永八年十二月十日病死するや、乃茲に葬る。善長寺殿前因州賢通爲三大居士と鑄する一碑は、即是れなり。

### 專修寺

神明町東二丁に在り、淨土宗智恩院の末、本尊は阿彌陀佛にして、永祿元年玄譽永徹大和尚の開基なり。上人は穎敏聰明一代の高徳にして、管宇治の平等院を再興し、後浪華一心寺の衰頽を恢復せしが、晩年に至りて綾井村(上篠村大)に專稱寺を開き、また此の地に西向寺及び當寺を建立せり。天正五年五月二十七日端座合掌して口に念佛を誦し、八十二歳を以つて入寂せり。寺寶に阿彌陀如來の座像あり、運慶の作と傳へ、鑑査狀を有せり。其の他圓立大師自作の自像一軀、傳高宗皇帝の下賜後年坊重源所持の杖、安土問答の賞として織田信長より開山玄譽上人に與へし、萌黃錦の陣羽織一着(當時製せり)、元祖自筆の自波の名號と稱する一幅等あり、而して此の名號の由緒は一

心寺の條に記せしが、毎年一回出だして衆庶に拜せしめ、慶長年中徳川家康も之れを覽し事ありと云。

### 本派本願寺別院

神明町東二丁に在りて、文明八年本願寺第八世蓮如上人の創立なり。初、僧道祐の開基せし、眞宗寺にして、道祐の後第五世道顯(極木屋)本堂を再營し、文明年中蓮如上人を招請して入佛供養の導師と爲し、同八年境内に別に一字を構へて信證院と號せり。是れ即當院の權輿なり。後、上人は常に此に僑居し、教行信證持名抄十字名號を書して道譽に與へ、道譽の後十三世養壽院乘珍の時故ありて、三百石の莊園と寺地とを擧げて西本願寺に獻じ、去りて東派に屬して、以後本派の別院と爲れり。明治六年堺縣廳を設置するに際し、現在の土地建物を擧げて廳舍用に獻じ、寺は別に地を宿院町東二丁有樂に相して、此に移りしが、同十四年に至り、堺縣廳の廢せらるゝに及び、巖に獻納の故を以つて、建物は無代地所は數百金を以つて拂下げ、同十六年二月舊地に復せり。封疆二千二百八十坪を有し、四方に牆壁を繞らして、表門及び北門を設け、裡に本堂、廟堂、經藏、太鼓樓、鐘樓、佛供所、大廣間、庫裡書院、其の他幾多の亭院、坊舍、軒楹相接し、莊嚴美麗を極めて、堂後の林泉亦頗趣致あり。本堂は方十五間餘の宏壯なる築造にして、中央に本尊阿彌陀佛を安じ、左脇壇に祖宗見眞大師等身の畫像、聖徳太子、六尊祖、圓光大師等の畫像を掲げ、右脇壇に本山歷代の畫像及び九字名號、十字名號を掛け、香烟常に揚がりて、賽者絶ゆることなし。

### 眞宗寺

神明町東二丁字寺町にあり、眞宗大谷派本願寺の末、後醍醐天皇の正慶元年足利道祐の創建にして、後文明二年僧道顯再建し、蓮如上人を招請して入佛供養の導師と爲し、同八年境内に別に一字を構へて



信證院と號け之れを上人に献ぜり。上人僑居して後に本願寺別院と爲り、寛文三年故ありて大谷派に屬せり。現今の本堂は道顯の再建にして天正の兵燹文化の舞馬等を免れて遺存せる古建造物なり。寺寶に傳慧心僧都作阿彌如來立像一軀、兆殿司筆羅漢像二幅、土佐光國筆見真大師經傳四幅、自筆顯如法師壽像一幅、狩野元信筆菅公像一幅、楠正成書翰、明巢虛筆花鳥の畫一幅、傳契丹國人將來の山水畫一幅、筆者不詳花鳥唐畫一幅あり。

### 成就寺

宿屋町東三丁字寺町に在り、日蓮宗本願寺の末寺にして應永十四年の創立に係り、十界曼陀羅佛を本尊とせり。市内の巨刹にして封疆殆二千坪に近く、中央に方十間の本堂隆然として聳に、客室、庫裡、玄關、土藏相連なり、四方に塀牆を繞らして各門を設け、又方七間の祖師堂及び番神堂あり。寺寶極めて多し、傳唐土傳來の毘沙門天像一體及び青磁花瓶は其の特に見るべきものにして、皆鑑査狀を有し、傳嵯峨天皇宸筆の紺紙金泥法華經八軸、宗祖大師筆十界本尊一幅、日像筆文章一幅、同筆一遍首題一幅、土佐大藏卿筆三十番神畫像一幅、宗祖筆文章一幅、大覺大僧正妙實筆十界本尊一幅、僧元政筆詩一幅、筆者不詳、山釋迦文殊普賢畫像一幅、唐畫十六羅漢像四幅、三位僧正日靜筆十界本尊一幅、一條忠良筆、日蓮大菩薩一幅、九條關白幸家筆文章一幅、尊鎮親王筆文章一幅、甘露寺宮筆和歌集一卷、豐臣秀吉筆文章一幅、同秀頼十歳の筆文章一幅、土佐光起筆人物畫一幅、狩野永春筆菅公像一幅、土佐大藏筆宗祖讚大黒天像一幅、吉田兼敬筆文章一幅、本阿彌光悅筆、雁路の二字額一面、藤井寒林筆、霜劍照人寒の額一面、古畫、還城樂舞樂之金屏風片、雙傳傳教大師作大黒天像一軀、鳳簫一管、高臺寺詩繪千葉菊模樣、中夏目一個、銚光清滿月の古鏡一面、名越彌左衛門作法華堂釜一個、傳元政所持の如意一個、僧日珙筆十界本

尊筆一幅、其の他なほ少なからず。

### 紫白藤附金光寺

宿院之東三丁元の金光寺境内に在り、寺の開創は詳かならざれども、或ひは承和年中の草創なりといふ。本尊は茅渟の海より漁人の網に入りて上りしと傳ふる藥師如來にして、初何れの宗旨に屬せしか明かならざれども、一たび天台の道場となり、明和の頃に至り、舞馬の災に遇ひて後引接寺に屬し、寺門二たび隆盛となりて本尊の靈驗灼々として四方に喧傳し、豐臣氏の時に至りて十九石の朱印を得、徳川氏に及びて依然舊の如くなりしが、近年、兵庫縣尼ヶ崎善通寺に合して終に廢せり。藤は堂前に在り、後小松天皇の當寺に行幸せられし砌、大いに其の偉觀を稱贊し、携へて京師に還らせ給ひしに、花衰へ葉萎して遂に枯死せり。然るに天皇一夜夢に

思ひきや、堺の浦の藤波の都の松にかゝるべしとは。

の一首を得給ひ、正しく藤の精靈の爲す所となし、此の詠を附して藤樹を寺に送り返し給ひしに、枝葉舊に服して繁茂、昔日の如くなりき。事叙聽に達するや、賜ふに御製を以つてせられ、御製は今少林町の古家某の家に秘せり。然れども樹は後に遂に枯死し、現存せるものは其の根より新たに生ぜしものなりといふ。細幹數十本に及び、長さは二丈餘あり、大いに培養に努むるを以つて多年を出でずして舊觀に復するを得るに至るべし。

### 妙國寺

堺の市精舎の多き、以つて足利氏より豊臣氏の交に於いての盛況を知るべし。中に就きて特筆すべき



もの大小路以南に於いては南宗寺を推し以北に於いては當寺たり而も其の關する所相似たる亦奇なりと謂ふべし寺は材木町東三丁に在り市の元標を距る約七町永祿五年日珙上人の開基なり今まづ日珙上人の生立より説かん

日珙上人姓は伊達氏天文元年堺の津に生まる即市の豪商油屋常言の子なり幼にして北之庄項源寺に入り日活に依りて得度を受け十七歳出で、叡山及び南都に遊び諸家の奥義を究め廿四歳京師の項妙寺に職たり上人尊王の志厚く皇室を翼賛せし功亦少なからざりしかば後奈良天皇深く之れを賞して特に僧正に任じ法印に叙せられ爾後歴代の住職みな僧正を授けらる又攝河泉の領主たりし三好豊前守之康も僧正に歸依して道號を實休と稱し僧正の爲に堺に東西三町南北五町の地を割き伽藍を建て、以つて安居の場と爲さんと企て寺領五百石を喜捨せしが當時天下は麻の如く亂れて英雄各所に割據し三好氏また阿波に據り十萬の帶甲を控へて四國に跋扈す是れより先實休攝河泉を侵略して河内の若江城に在り別に別墅を堺に置き永祿五年三月五日武運拙く島山紀伊守高政と泉南の久米田に戦ひ敗死せり時に逸話あり實休の弟安尾木冬康此の別墅に於いて連歌を催し古沼の浅き方より野となりてと發句の出でしとき兄實休敗死の報に接し列坐の雅人に代はりすゝきにまじる蘆の一本と付け直ちに吊合戦に向ひきと但此の事信じ難し北河内郡飯盛城の條參照僧正亦園中にあり緇衣馬に騎し拂子を軍扇に代へ殘兵を指揮して堺に歸り實休の妻孥を阿波に送還し更に若江に入りて實休の弟義長をして其の職を繼がしむ義長兄實休が菩提のため堺の別莊を寄附して寺と爲さしめ伊達常言また數千金を捨て、堂宇築營の資と爲し是に魏峨たる七堂伽藍は北の庄の中央に見はるるに至り廣普山妙國寺と稱し僧正開山たり創建の事後奈良天皇の叡聞に達するや特に勅願所と定められ菊花章を賜はる僧正創建の功を了へてより多く茲に住して天台三大部を講

じ叡山の明智光秀の爲に火せらるゝや山徒の請に依り行いて又三大部と開講し其の報謝として叡山唯一の重寶たる傳教大師八幡宮より直授なる紫袈裟を裁して其の方一寸を受く後世日宗の三大部授講の者の紫袈裟を着用するは是れに因由するものなりといふ天正七年五月僧正江州安土に於いて法難あり是れを安土問答と稱し人口に膾炙せり後慶長二年僧正下總國中山法華經寺に移住し同三年八月二十七日を以つて遷化せり僧正は一代にしてよく此の巨刹を大成せしのみならず顯密兩教に通達し特に法華の濫輿を究極して化益を四方に布き此の慘愴極まれる天下を安んずるを以つて己れが責任となし巧に王道を説き立正安國の旨を明晰にせり又一箇の偉人なりと謂ふべし寺は織田氏の時塔中に至るまで既に朱印地を有せしが豊臣氏の市田十六箇寺の外は悉朱印を除くに際し二世統師小西和泉守に依りて方丈の分替地として桑津村に於いて百二十石の朱印地を下賜せられ徳川氏に至りても猶豊臣氏の時の如し元和元年大阪城陥落の際大野道賢兵を率て當寺に入り火を放つ是に於いて日珙の一世に成りし壯嚴美麗の七堂伽藍も悉烏有に歸して後人の話柄に残るに至り境内また縮少せられて徒に堂坊の再營に苦み曩に三好實休が寄付せし寶物空蟬の茶抄を白銀三千枚に北野茄子と稱する茶入を銀四十五貫目に換へて漸再建の資に充てきと云ふ十五世日圓に至り靈元天皇の勅を奉じて中御門天皇がいまだ天位に即き給はざる御幼沖の砌より聖壽長久を祈り御即位の節は寶祚圓滿を禱り皇室の恩眷淺からざりしを以つて特に大僧正に任じ宸翰の和歌を下賜せられ爾後勅願所の例格を守りて毎年正月祈禱を怠らず慶應の末迄繼續し來たりきと云ふ寺域三千七百十坪を有し方形を爲し裡に本堂祖師堂客殿三重塔庫裡書院勅使門寶藏鐘樓等費を列ね軒を接し殊に三重塔の如きは高く雲表に聳ゆるて梁栱を睨み遠く市街を離れて之れを望むを得誠に寺の好目標たり又境内に惠照院青龍院旃明院舜如院の四支坊あり又當寺に特記すべきもの二



あり蘇鐵及び英士割腹の碑是れなり蘇鐵は何れの時代に植栽せられしかを知らず北條時頼の臣に海全法師といへるものあり時頼の命に依り諸國を巡りて民の疾苦を按捺す其の著見聞集に云ふ攝の南海に沿うたる邊に殊草あり幹太くして黒く唯一本毎の項のみ葉あり形鳥の尾に似たり其の草靈あり土人皆是れを拜すと即是れ今の蘇鐵の謂にして既に其の奇を稱せられ三好元康が茲に別莊を構へしと云ふも是れを賞するにありきと云ふ三好氏滅亡後織田氏の代るや本城を江州安土に構へて之れを其の庭園に移植せり然るに一夕更闌けて庭前怪聲あり信長起ちて之れを窺へば蘇鐵の聲を發して妙國寺に歸らんと欲するの意を洩すなり因りて翌日士率をして伐倒せしめんとし斧を下せば忽然大地に倒れて悶絶す信長乃古木靈ありとなして當寺に返還せしに漸次枝葉萎微して全く枯れ果てければ日珖師斬捨てんとす然れども幹鐵の如くにして斬るべからず珖師因りて呪を誦せしに樹鳴動して哀を發して曰はく我は一異物樹を以つて宮殿と爲す茲に年あり幸に樹を存して毎朝法味の恵に依り我が苦を抜き給はば我も又此にありて永く正法を守り男の艱難を免れしめ女の産を安からしめんと珖師また問ふ樹如何にして蘇生舊に復すかと答へて曰ふ經を以つて神を鎮め鐵を以つて根底に埋むべしと因りて樹の前に堂を設け宇賀徳正神を祭り寺前の鍛冶職に命じ鐵屑を入れて其の靈を祭りしに果して蘇生す管本邦に名を有せざる奇樹にして鐵の爲に蘇へりたるを以つて蘇鐵と名づくと固より荒唐の説にして信ずるに足らずと雖而も是れより其の名四方に傳へて賽者絡繹し今門前刃器を商ふ店舗は當時の鍛冶の裔にして樹下鏽針の尖々たるは妊婦安産を祈り驗ありて納めしものなりといふ一二本宛納めしもの此の山積を見るに至る亦賽者の多き知るべし徳川家康元和の役に一宿し是れを視て妙なりや國にさかゑるそてつ木の聞きしにまさる一ものかふと詠じ爾後蘇鐵の大なるものを妙國と號くるは此の歌より出でしと傳ふ今なほ美觀を呈

し寺名の世に喧傳せるは專この一蘇鐵あるが爲なりと云ふべし其の大なるもの、名稱を擧ぐれば妙國普賢座文珠乘龍ヶ珠草之庵華之殿花之都淨見指鬘法尙雪堂等なりとす又英士割腹の碑は明治元年土佐藩の堺を成りしに二月十五日佛國人十四名端舟に乗じて上陸す然るに二小隊兵之れに殺戮を加へしかば翌十六日同隊は大阪長堀の邸に移され二十三日下手人二十人を差出だすべきの公命あり兩隊長兩小頭を除き抽籤を以つて之れを定め同二十三日當寺に於いて割腹を命ぜらる同日二十名は當寺に護送せられて順次割腹し十一名に至りしに佛人臨檢し邦人の自若として死に就くを見て驚愕し殘る九名の死を止めて急遽去れりと故ありて其の遺骸を北隣の寶珠院に埋葬し今に是れを境内に葬らざりしを恨事と爲せり明治五年紀念碑を建設せんとするや佛人の聞知する所となり同國公使の故障ありて撤去せられき。

寶物頗多し傳日遊上人の眞筆數軸、日明、日像、日常、日親、日珖各上人の影像五軸、傳嵯峨天皇の御寫經壹軸、靈元法皇の和歌坊城大納言添翰壹軸、傳伏見天皇御詠壹軸、傳光明皇后御寫經壹軸、冷泉爲家筆壹軸、同爲重筆壹軸、補正成筆壹軸、傳豐臣秀吉朝鮮渡海之筆壹軸、同筆壹軸、伊達政宗筆壹軸、兆殿司筆釋迦像壹軸、同筆文珠普賢像貳軸、雪舟筆瀟鳥之圖壹軸、同筆遠法師之像壹軸、明人呂夢芝筆春山遊人之圖壹軸、明人朝敵復筆山水之圖壹軸、唐人毛益筆虎之圖、無名古畫十六羅漢之像十六幅、光り堂天目茶碗壹箇、青滋小豆蔓花瓶壹箇、古南蠻花瓶壹箇、遠州天目茶臺壹箇、白瓦之硯壹面、古銅鈴壹箇、傳加藤清正所持軍配壹面、同上朝鮮劍壹口、狛香爐壹口、笛(竽)壹管、六地藏石燈籠壹臺、明製大鏡鉢壹組、正宗作大刀(傳所持)、和八平簡井壹口、來國光作大刀壹口、備前長義作太刀壹口、三池傳太光世作太刀壹口、中に就きて青磁小豆形花瓶は三好之康の愛翫せし名器にて、小豆形と名づくるは青磁中自然小豆の形顯はるるを以つてにして大盜石川五右衛門と聯想する夫の千鳥の香爐と同質同作なりと、華瓶に破碎の跡存するは



之康戦死の後松永久秀密かに之れを盗み己れ亦死するに方り其の愛翫せしもの敵有と爲るを憐しみ打破せしものと云ふ又光り堂天目は天正十年六月徳川家康穴山梅雪を従へて當地に遊歴し梅雪は光明院に泊し家康は當寺に館す時に京師に於いて織田信長明智光秀の爲に弑せられ報至り梅雪京師に趣かんとして宇治田原に於いて敗死す家康尋いで京師に向かはんとせしに近侍並に日珥等重ねて大軍を以つて接戦然るべきを諫めしを以つて大和路より歸東せんとし發するに臨み日珥茶を獻せしに家康茶碗の意に叶ひしを以つて銘の有無を問ふ日珥灰被（ヒカガシ）の銘ありと答ふ家康早勝と速了し吉兆なりと大いに喜びしかば因りて之れを獻ず後に「コトヨシ寺」と銘を改めて徳川家に傳へりと時に家康光り堂天目に朱を以つて寶の一家を記し紫地古金襴の袋に入れて賜ふ當寺第一の重寶に屬し該袋地は異朝傳來の金襴にして世に是れを妙國寺切と稱へ京師西陣に其の雛形存せりと明治二十四年皇太后陛下の御覽に供へさ。

### 櫛笥寺

車之町東四丁字寺町に在りて日蓮宗立本寺に屬し本尊は題目寶塔釋迦多寶佛文珠菩薩普賢菩薩四天王諸尊宗祖日蓮日審上人天照天及び鬼子母神にして明應元年僧日染の開創せし所なり以前は朱印一石一斗を有せしが明治維新の後上地して今は無し。寺は一に本教寺と稱し封境七百餘坪を有して檀徒八十に近し。

### 布政所趾

天正五年織田信長營を南の莊農人町に建て松井友閑をして市政を掌らしめさ是れ布政所の權輿な

り。ついで豊臣氏は同十三年を以つて營を北の莊に移し小西行長をして事を司らしめしが徳川氏に至りて元和元年奉行所を二たび此處に置きて是れを正廳と爲し長谷川左兵衛守尙をして初めて刺史たらしめ與力十騎同心五十口を附屬して本州の治を掌らしめき後時々更替して以つて慶應の末年に至り明治の初一たび堺縣廳を此に置きしが同五年更に之れを神明町東二丁に移すに追びて趾は泉河中學校となり今は堺市役所區裁判所高等女學校と變ぜり然れども建物は全く新築に成り墻壁の依然として舊を存せるあるのみ。

### 光明院

櫛屋町東四丁に在り福寶山不動寺と號し天台宗延曆寺の末寺たり寺地昔は南莊にあり永正年中の創建にして開基は心地念空和尚なり縁起によれば往昔桓武天皇夢中に一老翁に遇ひ翁の言によりて經藏を攝河泉三國の堺に建て之れを歌原藏と名づけ給ひき後宇多天皇の御宇に至りて一如榮間といふ大僧都經藏の畔に一堂を營みて之れを歌原堂と號し降りて順徳天皇の御宇に淨土西山上人中興し専修念佛を以つて貴賤を勸化し後醍醐天皇に至りては勅して祈願所を爲さしめ給ひ後後土御門天皇は當寺の心地念空和尚に歸依して之れを戒師と爲し永正中初めて堂宇支院を興して阿彌陀佛を置き且勅して光明院と名づけしめ給ひき天正十年六月織田信長の明智光秀に害せらるゝに及びて穴山梅雪來たりて當寺に宿舎し翌六月宇治に向かひ田原に於いて戦死せり徳川氏の時に至りて朱印十八石を領せり然れども今の地に移りしは何時代なるか詳かならず。

高野參詣日記（三條西）

和泉の堺にまかりこゆとして（住吉ヨリ）道すがらの名ある所ともいひ盡くすべくもあらぬ見もの



なり南莊光明院に到りてさまざまいたはりもてなされ侍り夢庵に音づれしかばやがて尋ね來たり夕づけて又かの寄宿の寺へもまかり侍りあくる日は光明院より夢庵をも招請して齋を設けらる廿二日高野に參詣のこと思ひ立ちて宗瑋といふ者をしるべと頼みてまかり立ち侍り(略中)廿八日は(略中)堺の濱みめぐりて光明院に歸りしかば宗瑋京より詣で來て歸京の道の事ども申しとのへぬる由申し侍るいと嬉しくなん廿九日高野參詣の前より二十首題をくばりたりしを今日夢庵にてとりかさぬべき由ありしかばかしてにまかりて侍りしに歌舞にかよびて其の興あさからず(略中)

五月朔日光瑛といふもの連歌興行すべきよし頻に申し侍りしかば光明院にて一座ありしに、

濱松の名にやこたへし時鳥

みじか夜惜しきうら波の聲

すゞしさを光に月は秋立ちて、

牡丹花  
宗 碩

### 眞宗大谷派本願寺別院

櫛屋町東四丁字花田口筋に在り本尊は阿彌陀佛にして初は羅漢院と稱せり慶長年中西然寺の二世に善順と稱するものあり深く教如上人に歸依し上人の別に今の太谷派を立つるに及びて善順また茲に一寺を創建し後之れを上人に獻じて道俗參拜の靈場となしもの即當院なり寺域一千四百餘坪あり粉壁を繞らして本堂は其の中央に聳け桁行十五間梁行十四間にして巖然群屋の上に抽で碧瓦日光に映じて壯麗を極む堂を繞りて庫裡玄關書院廣間鼓樓その他數十棟の建物相連なり規模の宏壯なる又敢て本派本願寺別院に譲らず朝詣暮勤の人絶ゆる事なし。

### 菅原神社

戎之町東一丁に在りて菅原道真天穗日命野見宿禰を祭り創建の年月詳かならず傳へ云ふ道真の大宰府に謫せらるゝや七軀の自像を刻せしが延喜年中その一體の此の海濱に漂着せししを以つて民家の側に一祠を建營して其の像を安置せしに民庶の渴仰厚くして神徳灼々たりき是れ當社の權興なりと然るに一朝舞馬の變ありて烏有に歸し明曆三年に至りて北ノ莊の氏子擧げて資を投じ之れを再營せり是れより先豊臣氏は朱印二百石を寄せ徳川氏に至りても猶舊の如くなりき而して古より境内には常樂寺と稱する天台宗の精舎あり社は全く此の鎮守と爲りて寺僧の管する所たりしを以つて社を直ちに威徳山常樂寺と稱せしが明治の初年官寺僧の神勸を禁じてより境内の輪藏阿彌堂等を毀ち寺を廢して神佛の區別を明かにし尋いで郷社に列せられき社域三千八百餘坪ありて市の中央に位し本社は西面して繞らすに牆壁を以つてし西に隨身門東に東門南に四脚門あり本殿は桁行二間半梁行二間拜殿は桁行六間梁行四間半にして其の結構壯麗を極め開口神社と共に市の雙美たり末社又十九社あり多く本社の後に列び教會所奏樂所連歌所神饌所神輿庫繪馬舎社務所其の他境内の建物甚多く南に和泉式部の塔あり西北に影向梅あり賽客日々踵を接せり寶物多し。

### 西向寺

戎之町東四丁字禪通寺筋に在り淨土宗智恩院の末にして阿彌陀佛を本尊とし立譽上人の開基に係り天正年中照述社寂譽上人の中興たり境内に藥師堂あり堂に安置せる丈三尺三寸の藥師如來の坐像は春日佛師の作と傳へ平城天皇の本尊たりしを永祿年中に當寺に御寄附ありしものなりと云ふ。



禪通寺

戎之町東四丁に在り、臨濟宗大徳寺の末寺にして元享二年に大聖禪師の開創せし所たり。禪師は筑前の人、諱は宗然、字は可翁、大應國師南浦の高足にして、西園寺左大臣諒空、石堂右馬頭頼房及び梶原氏等を大檀那として此の堂宇を起せり。初は建仁寺天潤庵に屬せしが、回祿に罹りて中絶するに及び更に大徳寺黄梅院春林和尚之れを中興して末派とし、豊臣秀吉の時朱印六十石を有したりき。現今封疆七百餘坪あり、裡に本堂、庫裡、文庫、佛堂等相併べり。

熊野神社 界の王子

熊野町に在りて伊弉諾尊伊弉册尊の二柱を祭り、無格社にして白河天皇熊野行幸のとき大小路の東三國遠に勸請し給ひしものなりといふ。後鳥羽天皇の熊野御幸記に見ゆるものは即この社にして、降りて元祿年中に至りて今の地に移し、市坊をまた熊野町と呼ぶ。社殿及び拜殿等も小にして疆域も亦廣からず。

後鳥羽院熊野御幸記。

六日(延元)拂曉私出馬指參阿部野王子(略中)參詣住吉社(略中)及深更小宅休息。天明訖又參社頭(略中)次參境王子、次第又如何。於境有御稷(田中略)也。

極樂寺

清淨山と號し熊野町東五丁寺町に在り、淨土宗阿彌陀經寺の末にして天平八年僧正行基の開基に係

り、本尊阿彌陀如來の像は其の自作にして古は莊嚴なる大伽藍を構へ、山號は嵯峨天皇勅問有りて賜ひしものなりといふ。當時僧尼は各室を結びて住せしが、後境内の地藏堂を市外に移すに及びて僧徒共に去り、是れより尼僧の管する所となりて寺門次第に衰頽に向かひ、しかのみならず切火の爲に燒燼して將に廢絶に歸せんとせしを尼覺心これの中興し、且豊臣秀吉も朱印二十石を寄せきとぞ。封疆七百坪に幾く中に方四間二尺の本堂と不遠院億土院の二院と他に又辨天堂一字あり。

超善寺

熊野町東六丁の禪通寺筋に在り、本尊は阿彌陀佛にして淨土宗智恩院の末寺たり。天正年中存譽上人の開基にして境内壹千百餘坪を有し、本堂、庫裡、方丈の外二字の佛堂あり、其の藏せる阿彌陀如來繪一幅は傳善導大師の筆にして筆致遒健、鑑査狀を有せり。其の他、元祖大師の筆自像一幅、同上空禪之名號、傳惠心僧都作阿彌陀如來の立像一軀あり。

如意社 附寶殿庵

市之町東五丁にあり、祭神詳かならず、或いは曰ふ彦火火出見尊を祀ると、寶珠を御靈代とせり。社地も隣地寶殿庵の疆域なりしが、維新の後神佛の混祀を禁ぜられて全く今の如く分かれ彦火火出見尊が得給ひし彼の滿千の寶珠に由りて此の名ありといふ。又子亥神と稱せしも此の社なりと云ふ。疆域僅に四十餘坪にして攝津國東成郡官幣大社住吉神社の末社なり。彦火々出見尊の滿千の珠を得給ひし事は正史に見えたり、然れども其の果して然りや否や詳かならず。又子亥御前との關係の如きも明らかならず。由來當市最此の種の縁起に富めり、然れども一々考證せんは反りて面白からねば多くは



其のまゝ、擧げたり、若夫れ異日、堺史の成るに至らば此の間の關係大いに明らかなるものあらん、以下皆然り。

甘露寺親長記。

文明十五年三月廿五日參詣三村並子亥御前。

廢 向 泉 寺 趾 附 向 井

市之町の東五丁に在り、縁起に云ふ、天平年中行基此の地に來たり、一精舎を建て安置するに、自刻の千手觀音を以つてし、講堂より寶塔鐘樓、樓門に至る迄、其の制一に梵風に應じ、學徒は年を遂ひて其の數多きを加へ、數十輩、皆各蘭若を構へ、境の攝河泉三國に接せるを以つて三國山と號し、寺の攝河に負き、泉陽に向かへるによりて向泉寺といひき、行基また曾一井を鑿ちて清水を得しより、向井寺と稱し、且朝廷に奏し、土師下條一邑を以つて寺供に擬し、其の名を向井とせり、然るに降りて永正年中に至り、兵火に罹りしかば、寺院及び民家を堺町中に移し、爾來この町を向井領町と名づけ、而して古來鎮守たりし東原天王方違の三社は依然その舊跡に在りと、寺は古は中筋村大字向井の方違神社附近に在りしが、永正六年に至りて今の地に移り、後、豐臣氏より封田九十石を得、徳川氏に至りても猶舊の如くなりしが、明治の初上地して千年の古刹遂に其の燈を滅せり。

市之町甲斐町の東田圃の間に一古井あり、縁起に見ゆるもの即これにして行基の鑿ちし所と傳へ、以つて痛痒を洗はゞ必癒ゆと云ふ。

開 口 神 社

延喜式内の舊社にして、甲斐町東一丁に在り、鹽土老翁神素盞鳴命及び生國魂神を祀れり、今社記によりて當社の起原を釋ぬるに、遠く神功皇后の時に在りて、皇后の三韓を征して凱旋せらるゝに當り、鹽土老翁神この浦曲に影向有りて、眞住吉の國と宣ひしによりて、茲に鎮座すと云ふ、降りて聖武天皇僧正行基を開基として、境内に寺院を創建し、以つて佛地に改め、後、弘法大師之れを大念佛寺と名づけ、眞言宗無本寺たりき、故に寺地を今なほ大寺と稱ふ、朝廷二十年毎に住吉神社を造營せらるゝや、當社は其の外宮たるを以つて亦同じく營繕せらるゝ、恒例たりしが、維新の後郷社に列せられ、此の事廢す、又勅願所たるの故を以つて維新の際までは毎年祈禱を命ぜられ、殊に近衛家の尊崇厚く、縁起の卷其の他寄進の物品少なからず、豐臣氏は朱印地八十石を寄せ、徳川氏に至りて猶舊の如くなりき。

社一に三村明神と稱す、古、當市南の郷は開口村、木戸村、原村の三邑にして、鹽土老翁命は開口村に、素盞鳴命は原村に、生國魂命は木戸村に各ましませり、後、人家稠密して三村相接し、市街を形作るに及び、鳥羽天皇の天永癸巳の年五月奏請して二社を開口の相殿に合祠せしより、三村宮の名ありと。

社域は四千四百三十四坪あり、塙壁を繞らし、四方門を設け、社殿は西面せり、華表を過ぎ、西門を入れば、磴道直ちに拜殿に達す、拜殿は桁行六間半、梁行三間二尺あり、幣殿は方三間、本殿は明暦元年の造營にして、桁行三間、梁行二間あり、共に壯麗なり、其の他建物の多き神饌所、神輿庫、神樂殿、寶庫、神馬舎、繪馬舎、連歌所、社務所、茶室、土藏等數十棟あり、加ふるに舊念佛寺の多寶塔等の存せるを見、又境内末社の多き稀に見る所なり。

- 白 髭 神 社 祭 神、猿 田 彦 命。
- 琴 平 神 社 祭 神、大 己 貴 命。
- 松 風 神 社 祭 神、表筒男命、中筒男命、底筒男命、氣長足姫命。



- 稻荷神社 祭神 倉稻魂神
- 寒神々社 祭神 寒神
- 北辰神社 祭神 天御中主命
- 竈神社 祭神 庭津日命
- 楠本神社 祭神 不詳
- 殿島神社 祭神 市杵島姫神
- 少彦名神社 祭神 少彦名命
- 三宅八幡神社 祭神 品陀和氣命
- 熊野神社 祭神 家津御子神
- 大國魂神社 祭神 大國魂神
- 惠美須神社 祭神 事代主命
- 神明神社 祭神 豐受大神
- 船玉神社 祭神 不詳
- 菅原神社 祭神 菅原道真
- 産靈神社 祭神 高産靈神 神座靈神

以上十九社本社を繞り、市の樞要に位せるを以つて賽客毎に群集して肆店相連なり、氏子の多き六千戸に上ると云ふ、拜殿の前には一大樟あり、注連を掛け石柵を繞らせり。

社寶は傳聖武天皇宸筆の般若心經一卷、土佐光起筆聖武天皇の御肖像一軸、同上光明皇后御肖像一軸、後伏見天皇御宸筆御製和歌一卷、公卿二十五人寄合書土佐常照筆當社緣起三卷、八條中納言隆英筆櫻

町天皇緣起天覽狀一通、筆者不詳、桃園天皇緣起天覽狀一通、筆者不詳、後桃園天皇緣起天覽狀一通、女房文東山天皇緣起天覽狀一通、高辻大納言豐長文中御門天皇緣起天覽狀一通、筆者不詳、仁孝天皇緣起天覽狀一通、筆者不詳、孝明天皇緣起天覽狀一通、傳菅原道真自筆の眞影一軸、北野事務無品親王筆北野聖廟緣起一軸、豐臣秀吉朱印狀二通、豐臣秀次書狀一通、竹内良尙親王筆三村宮三字額紙本一通、藤原忠熙筆開口神社額紙本一幅、足利義勝筆連歌田寄進狀一通、正親町亞公通筆茄子繪一軸、冷泉爲家筆古今集二冊、頓阿法師筆繁蒙抄一冊、持明院基時筆伊勢物語一冊、公卿十八人書土佐光則書三十六歌仙像三十六葉、北條遠江守氏朝寄附和歌百首一卷、後桃園天皇寄附踏鏡二個、兼盛作太刀一口、宗近作太刀一口、吉光作神劔一口、忠倫作鉞一口、文殊四郎氏定作太刀及び短刀二口等の外なほ少なからず。

例祭は七月十二日、十一月十二日にして九月十二日は大祭なり、南門の傍に市の名物なる大寺餅を賣る家あり。

金龍井海會寺井

甲斐町東一丁開口神社の西門前に在り、五六坪の官有地にして井は海會寺の所有たり、曆應二年四月の頃金面龍王老翁と化して海會寺の開山乾峰和尙に謁して參禪し、之れに謂ひて曰はく何を以つて慈師の法恩に酬ゆることをせんと、和尙曰はく此の地水に乏し、故に是れを得て衆に供するを得ば即足れりと、老翁更に云ふ試に鶴羽を以つて地に布け、若白鷺の浮ぶものあらば其の地に必清泉を得べしと、和尙乃その言の如くせしに果して清泉涌さしかば老翁は忽然辭し形を失せり、今俗に蛇谷町と稱するは即その失跡の地なりといふ、井は昔海會寺の境内なりしが寺の元和の兵燹に罹りて今の所に移りしより名泉は其の舊址に残れり、水質清冽にして茗を瀹るに適し、角虎道人の泉南第一の名泉



と稱せしも亦決して誣言にあらざるなり。近來中井某私資を投じ鞍馬石を積みて其の井筒を修理せり。井傍に一碑あり左の文を勸せり。

當境宿松山海會禪寺者

勅賜廣智國師乾峯和尚插花道場也。往昔封疆廣濶諸堂完備爲一方甲利矣。國師道振一世化被四方王公歸崇靈感尤多。賀茂明神入室受戒北野天神求書金經曆應二年四月金面龍王拜謁師授以三聚淨戒龍王曰何以報慈師曰此地乏水致供衆則可乎其夜忽爾穴地清泉湧出名曰金龍井。自正慶元年草創四百二十年于茲其間因世故堂宇屢廢地亦隨易焉。今之寺去井五百步許在東南隅。唯有金龍井。提封若干僅存舊基耳。嗟乎年代深遠而泉源不涸。直到于今者國師道德所感而龍王鎮護所致也。清甘香冽永沃衆渴誰不景仰哉。因立標幟以示悠久云。

寶曆三年歲合癸酉六月

海會現住定宗士認敬誌

### 安養寺

甲斐町東三丁字寺町に在り、淨土宗智恩院の末寺にして天正元年僧良譽の開基創建に係り、本堂は桁行六間、梁行七間にして幸に舞馬の災を免れ現存せる市中の古建築物なり。

### 了覺寺

甲斐町東四丁字寺町にあり、光明山と號し淨土宗京都黒谷金戒光明寺の末寺たるを以つて又一に黒谷の號あり、永祿三年二月光明寺の僧善秀の開創にして本尊は阿彌陀佛たり、初遍照庵と稱せしが寛

文年中に至りて今の寺號に改め、又本山光明寺三十三世の住職某によりて光明山と號せられき。是れより先善秀の初めて此の地に來たるや法然上人の水鏡の影を携へき。これ正親町天皇の信仰せられて宸筆の起請を添へさせ給ひしものにして、爾來衆庶の渴仰次第に盛を來たし、が而もいまだ本尊のなきを憂へて水鏡の影に祈りしに、或夜靈夢に感じて本尊を得たりき。然るに後數年を経て像は大和の當麻寺に安置せしもの、嘗盜難に罹りたるものなりとて當麻寺の僧侶競ひ來たりて奪ひ返さんとせしに、善秀は此の像に別るゝを歎き涕淚滂沱忽自刎して死せしかば當麻の僧徒等は反りて其の厚信に感じ手を空うして歸りきと云ふ。靈像は惠心僧都の作と傳へ奇瑞の多き勝て數ふべからずとぞ。

### 鹽風呂

古の新家村大町の西六軒筋に在り、泉州の名風呂たるを以つて此の地を直ちに鹽風呂町と云へり。今此の風呂の由緒を釋ぬるに、往昔僧正行基巡錫して此に來たりしに小漣相語る一帯の海濱なりしが、僧正井を穿ちて海水を湧出せしめ中に藥師如來の石像を納めて衆庶沐浴の場となせり。初は凡家の邸内にして後八万屋某の宅となりしに文龜二年正月三日某の夢に多聞天現はれ、此の井をして汚濁の浴場たらしめば退轉せん宜しく之れを寺有に移すべしとありしかば某は之れを白蓮社(大阿彌陀經寺)に寄進し、寺内に寶塔を建立して大師一刀三禮の作に成る多聞天像を安置せり。是れより白蓮社の鹽風呂と稱へ萬病に効驗ありと爲し、遠近の貴賤來たり遊ぶもの枚擧に遑わらず、足利氏以來温室の條憲を定めて諸役を免除し、豊臣秀吉も浴して病痾頓に癒はきといふ。

守覺法親王集 和泉國新家と云ふ所にしはゆあみしたるに源中納言雅頼のもとより



限あれば身こそ數にもいらざらめ、心の行をいとほざらなん。

かへし

ことの葉のたよりの風にちる時ぞ、かよふ心も色にみわけける。

しは湯わみ果て、都へ歸るとてよめる

日數へし鄙のすまひを思ひ出ば戀しかるべき旅のそらかな。

大阿彌陀經寺は維新後は漸次衰頹を來たし明治二十九年中に浴場浴室を擧げて賣却し、是に百數十歩の地と浴舎とは麻田某の所有に歸せり。而して鹽風呂に關係の書類傳行基作の藥師佛、御朱印と刻せる額面及び秀吉入浴當時に於ける浴場の木片は大阿彌陀經寺に於いて保有せり。井はなほ依然として存し、寺の所有として麻田家之れを管理せり。

### 祥雲寺

大町東四丁に在り、龍谷山と號し臨濟宗大徳寺の末にして觀世音菩薩を本尊とせり。地はもと廣智國師の創建に係る宿松山海會寺の舊趾にして、海會寺の轉退せし後は久しく荒涼の巷たりしを元和寛永のころ堺の豪商に谷正安と稱するもの深く澤庵和尚に歸依して旦夕參禪し、先の刺史石河土佐守利政と力を戮せ其の趾に就きて一字を創建し、寛永二年より同五年に亘りて初めて工を竣へ祥雲庵と名づけ同和尚を開祖とせり。落成に當り新刺史石河土佐守勝正和歌一首を贈りて之れを祝し、和尚之れに酬ゆるに一韵と一首とを以つてしたりき。

かのづから露の玉しく庭の面に、さゞれ苔むす嵩かさねん。

和韵

勝

正

詠出 和歌 敷島跡、  
秋 其三 五夜 中月、

吟聞 新寺 暮樓 鐘、  
花 又 八重 猶一重。

和

尙

返し

けふこそは置く露迄も光ます、ことばの玉をみがき添へけれ。

同

降りて同十六年に至りて祥雲寺と改む。時に後水尾天皇は和尚を召し清涼殿に於いて原人論を講ぜしめ、退席の時、茄子形紫石硯、青磁香爐、宋朝類苑等を賜はり傳へて寺寶と爲せり。塔頭に妙玄、江岩默傳の三庵あり期を定めて寺務を補佐し、而して住職は大仙前住より輪番交代するを定規とせしが、維新の後に至りて一代住職を定め以つて例とせり。

封境約一千三百坪あり、まづ表門を入れば中央に間口七間四尺奥行六間半の庫裡あり、其の後に客殿あり、本堂は庫裡の南に在りて直ちに照堂に接し、照堂は開祖の像を安じ、元祿三年の創立にして寂然塔と曰ふ、揭額、寂然塔の三字は近衛關白基熙の勅を奉じて書せしものと傳へ、傍に唐門あり、廊を歩いて客殿に到る、是れより書院小庫裡等は皆廊を以つて相接し、其の間庭園を成せり。庭に奇松あり、謂はゆる臥龍松、是れなり。樹はもと秀吉殊愛の盆栽なりしを谷正安に與へ、正安之れを愛護せしが、後澤庵禪師に歸依して當寺を創建するに當り更に庭中に移植せしものなり。徳川家光の時堺巡見所の一に遇せられ、且、刺史交代毎に公檢を受くるを例としたりき。故に猥に衆庶に觀覽を許さず、唯秀吉の遺勳と禪師の餘徳とを敬慕する紀念として、重翠千歳寺門と榮を共にせんことを期せり。然れども明治の聖世に至りて此の名松を一隅内に秘する能はず、今は衆の縱覽を許せり。松は五葉にして廻八尺五寸、高さ二間一尺、東西六間二尺に延び、南北二間三尺に及び、本幹蟠して龍の臥せるに似たるを以つて此



の稱あり。枝條蝦蟇して針葉密に恰翠蓋の散点せるに異ならず。超群の風姿高くかのづから標し誠に有数の逸樹たり。

寺寶に傳土佐光長筆釋迦々葉阿難像、傳中將姬筆釋迦像、傳土佐光重筆涅槃像、宗達筆荒磯圖屏風、作者不詳の聖觀音坐像、同上聖德太子坐像、同上達磨坐像等ありて皆鑑査狀を有せり。其の他なほ筆者不詳の十六羅漢像、同三尊像一幅等、顔筆達磨像、等益筆六祖像、後醍醐天皇宸翰、後水尾天皇奉書、四通、慶長十四年繪旨等あり。

### 椿井

宿院町西一丁に在り。此の地はもと茶道の名匠千宗易の邸宅のありし處にして、井は清冽にして甘味あるを以つて宗易毎に汲みて茶湯に用ひきといふ。宗易は幼名を與四郎と稱し、茶道をはじめ道陳に學び、後更に紹鷗に從ひて其の蘊奥を究め、而も遙かに二人の上に出で、實に天下の妙手たりき。後豊臣秀吉に仕へて祿を食み、又秀吉より利休居士の號を與へられしが、後讒に遭ひて自害せり。

### 東光寺 濱藥師

宿院町西二丁五メ屋丁に在り。眞言宗仁和寺の末、藥師如來を本尊とし、寛平年中に化翁道者の開基なり。化翁はじめ茅渚の海中に夜々光明の赫灼たるを看、網を下して一佛像を得しもの、即この藥師如來の像にして、是に於いて當寺を建て、其の像を安置せり。故に世人濱の藥師と稱へ、今に至るまで信仰甚厚し。

### 名越岡

宿院の東北に一美表あり。瑞籬四方に繞りて名越の岡の名あり。毎年六月三十日住吉神社の神輿此に渡御して禊事を修するを例とせり。古歌あり左に示さん。

家集 住吉のなごしの岡の玉つくり、數ならぬ身はあきぞ悲しき。

會根好忠

六帖 みなづきの名越の岡の呼子鳥、かはぬさにのみ聲の聞ゆる。

讀人知らず

千五百番 六月のなごしの杜のゆふ涼、みそぎもまたぬあきのした風。

藤原季能

夫木 白露の名ごしの岡のうす紅葉、かつく秋の色やそふらん。

藤原爲家

同 六月のなごしの杜の時鳥聲のかざりは、これにやあるらん。

藤原資隆

晚花 住よしのなごしの岡の呼子鳥、なにゝ寄るべき海人の釣舟。

下河邊長流

### 兜ノ神社

宿院町東壹丁字宿院に在り。神功皇后の三韓より御歸陣あらせられて、此の海濱に着御のとき、衛り給ひし住吉明神のみづから甲を納めて祝ひ給ひし處なりと云ふ。舊は市之町東二丁字横小路にありしが、後この地に奉遷し、依然品陀別命、氣長足命、玉依姫の三柱を祀れり。奉祀の年月詳かならず。宿院の西美表の南なる一小祠にして、北に馬堂あり、神馬を繋ぎ給ひし所なりと云ふ。

### 飯匙池

宿院町東一丁の市有の地に在り。市内繁華を説くまづ指を茲に屈す。俗傳によれば、彦火火出見尊の鹽土翁の言により海に入りて海神の女豊玉姫を娶り給ひし時、海神贈るに干珠滿珠の二瓊を以つてし。



尊は満珠を住吉の玉出ノ島に納め給ひしが干珠を埋め給ひしは即この地にして而して瀝るゝを以つて陽と爲し満つるを以つて陰と爲し陰を北に納め陽を南に埋め給ひき故に住吉神社の祭儀は六月を以つて擧げ宿院は九月を以つて行ひ六月の神輿は飯匙池に移り九月の神輿は玉出ノ島に移るを恒例と爲し是れを陰陽の御秘と名づけなほ古儀を存せりといふ然れども満干二珠の藏所に就きては諸説ありて定め難し或ひは紀州日前宮に在りといひ或ひは肥前佐賀郡河上宮に藏めたりといひ或ひは又宇佐詔宣集には本は同宮に在りきといへりいづれが正しきか詳かならず  
池の廣袤は東西四間半南北五間半にして形の飯匙に似たるを以つて此の名あり池底六七尺の所に石垣を築き外周石柵を繞らし數個の燈籠此の邊に散点せり而して池中常に一滴の瀦水を見ず

長谷寺

宿院町東二丁字寺町に在り新義真言宗豊山派本願院の末にして聖武天皇の天平勝寶元年三月徳道上人の開創に係り天皇の大和國に長谷寺を建立の後更に上人に勅して諸國に新長谷寺を建てしめ給ひし其の一なりと云今は封境僅に百坪に餘り葺爾たる小寺に過ぎざれども檀徒なほ二百に近し

顯本寺

成就山と號し宿院町東三丁字寺町に在り市内日宗の巨刹にして京師本能寺と尼ヶ崎本興寺との兩寺に屬し文明十三年日淨上人の開基なり天文二年六月二十日三好筑前守元長喜雲の本州久米田の戦に敗るゝや當寺に入り自刃し腸を攫みて承座に擲ち其の血痕久しく存せしが元和元年大阪落城の時に當市兵火に罹り當寺亦其の災に遇ひて其の跡を失ひき當時の寺地は開口神社西門の附近に

して百有餘の末寺と八箇の支院とを有し今の地に再建せしは元和二年にして徳川氏の時は寺領二十七石を有したりき封疆二千三百八十坪に餘り本堂庫裡鐘樓は軒楹相接し其の他祖師堂自佛堂三光堂等あり又元長の墓は此の封疆内に在り高さ約二尺にして表面に歸本海雲善室大居士裏面に天文二癸巳年六月廿日の十九字を鐫せり

三好記

三好喜雲は和泉國の合戦に切負て境の町の堅法寺(顯本寺)と申寺にて腹切て腹わたつかみて寺の天井に投げつけられしを諸國の人見物してはめ感じ候大阪はめつるとき境の町やけして其のあと亡くなり候

三好別記

喜雲は泉州堺の浦堅法寺にたて籠り佛前にて切腹し腸をつかみ天井へなげつけたる由其の時堺の餅屋日むる喜雲の恩を受けたりとて寺へこもり山門へあがり遠見して居たるに敵まぢかくよせかければ門の上にて腹を切り飛び落ちて死する大徳寺の長老これを感じ葬禮にまづ喜雲に焼香し次にかの餅屋に焼香せられたる由

後太平記

永祿三年二月下旬三好筑前守義賢三千餘騎ヲ卒シテ和泉國岸和田ノ城ヲ夥シク造作シ阿波勢二千八百餘騎ヲ籠メ安宅攝津守冬康十河左衛門一存ヲ大將トシ其身ハ同國堺浦ニ陣ヲ取去ル天文癸巳年父ノ筑前守元長島山ガ爲被討シ時顯本寺ニテ自害シ失セ給ヒシ海雲善寶ノ肖像ヲ拜シ尊靈モ杯カ吾ヲ見捨可給今年怨ヲ爲報ニ是迄馳上テ候ト佛殿ニ獨言シテ暫ラク念誦セシ處ニ敵大勢ニテ岸和田ニ寄セタリト告シカバ同名刑部少輔同右馬助岩成主税助早淵頼母亮ニ三千餘騎ヲ



關ヶテ岸和田ニ差シ向ヶ、十河左衛門尉安宅攝津守ガ急難ヲ救ヒ其身ハ攝津ノ勢六千餘騎ニテ同國久米田ニ討出。

### 本成寺

寺地町東三丁字寺町に在り、日蓮宗本法寺の末にして遙寶山と號し後花園天皇の嘉吉二年日親上人の開創なり、元當寺と本法寺とは同基一本にして其の創建も彼に先つこと七年なれども、本法寺は老耄栖隱の所となりしを以つて此れは反りて末寺となれり、上人は發心の初より其の志深く佛法の弘通には身命を省みずして盡瘁せしを以つて遂に將軍足利義教の爲に捕へられて獄に投ぜられ、且、熱鐵の鍋を蒙ひるの責を受けしが、而も頭顱毫も恙なかりしを以つて人皆これに感じ傳へて鍋被上人と呼び名聲噴々たりきと云ふ。

封疆四百餘坪を有し、本堂、客室、庫裡、鐘樓の外、開山堂、妙見堂、擁護堂等の佛宇あり。

### 大阿彌陀經寺 白蓮社

寺地町東三丁字寺町に在り、甘露山と號し白蓮社の名を以つて普く世に聞け、正中元年後村上天皇の創建にして智圓上人の開基なり、上人、文保元年四月宋に入り廬山の東林禪寺に於て淨土宗惠遠流の法脈を繼ぎ白蓮社の流を酌み、元亨元年歸朝し正中元年に至り彼の白蓮社に模して當寺を開く、蓋、本朝社號の權輿なりと、上人學諸宗を兼ね行廣く徳高し、北朝の光明院より大乘菩薩澄圓の號及び紫衣を賜はり、文中元年七月二十七日示寂す、天正十四年に至り豊臣秀吉燈油料として泉州築尾村に於いて田四十石の朱印を寄せ、徳川氏に至りても猶豊臣氏の如くなりしが、明治初年上地して寺門大いに

衰微せり、同十年本堂庫裡其の他十三棟の建物を擧げて大阪裁判所堺支廳々舎として賣却し、二十八年に至り寺有に編入し更に堂宇の規模を改めて稍舊に復せり、是に於いて幸に念佛長行の道場たるを得、今、淨土宗智恩院に屬せり。

### 舳松神社

寺地町東三丁字内農人町に在りて表筒男命、中筒男命、底筒男命及び氣長足姫命の四柱を祭れり、勸請の年月詳かならざれども、上古は此の邊一帯の海邊にして、神功皇后の三韓より歸陣あらせらるゝや此の海邊の松樹九本に九艘の船を繋ぎて上陸し給ひしを以つて地を舳松と呼び、後社名に冠するに至れりと、故に一に九本松の神社と曰ひ、又社に近く今なほ九艘小路と名づくる市坊あり、當社の疆域は百餘坪にして七神社及び高津神社と稱する末社あり、傳へ云ふ高津神社は大仙陵遙拜殿と。

### 白藏主稻荷

少林寺町東三丁少林寺境内西北隅に在る一佛堂にして、一に通信靈堂と云ふ、少林寺は臨濟宗大徳寺に屬し、元徳年中桃源和尚の開創にして、小林某と稱する者大檀那たりしを以つて小林寺と稱せしが、後、達磨大師の少林寺に擬して今の字に改めき、古は大伽藍にして封疆甚廣かりしに織田氏に没せられて次第に衰微し、寺地は遂に少林寺町の一新市街を見るに至れり、而して兩町の地子はなほ寺に於いて收め來たりしが、其の後、台命に依り全市各街の地子を免除せらるゝに及び兩町の地子また免除せられて寺領は舊に復せり、昔豊臣氏の崇敬甚厚く、前田隠岐守、小西攝津守は命ぜられて境内の竹木を猥に伐採するを禁ぜし事あり。



是れより先永祿の頃當寺の塔頭耕雲庵に白藏主と稱する者住し、深く寺の鎮守稻荷明神を信仰して法施を懈らず、偶々當社邊の森に三疋の野狐ありしを抱き來たりて鍾愛すること甚しく、常に膝下に養ふこと恰侍童の如し、當時大藏某といふものあり、技能に譽高く來たりて此の狀態を看、釣狐の狂言を作りて兒童の目を悦ばしめしに、此の狐老翁に化現して此の技を見、且野狐の骨髄動作を教へ、世に謂はゆる吼噓の狂言とは是れにして、當寺を俗に吼噓寺と呼ぶ、毎月定例の祭日はもとより、平日にても賽者群集せり。

### 引接寺廢趾

少林寺町の東に在り、正平二年智演上人の開基にして三宅某の建立なり、上人は信州の人、八歳にして鎌倉極樂寺良觀律師に就き祝髮して名を俊澄と改め、十有五歳にして叡山に登り、台家の奥旨を究め、又大和の石寺に詣りて彌勒菩薩の瑞示を得、專念佛の行者と爲り、錫を飛ばし來たりて此の地の高野堂に住せり、時に市人三宅十五郎といふものあり、家甚富めり、其の父五郎三郎沉痾に罹りて百藥其の驗なく、命既に旦夕に逼れるを悲しみ、食を斷つこと七日、以つて平癒を住吉の神祠に祈りしに、靈夢あり、告げて云はく、此の海濱に無量壽佛あり、其の像を求めて精舎に安置せば、病おのづから癒せん、是に於いて十五郎海濱に像を得て歸り、父をして之れを拜せしめしに、日ならずして平癒せり、十五郎因て渴仰の念禁じ難く、直ちに伽藍七堂支院四十二宇を建立し、俊澄を請じて入佛供養の導師と爲せり、ついで事叡聞に達し、北朝の光明天皇は山號を勅定と賜ひ、寺號を引接と號せしめ、給ひ俊澄は後智演上人と改め、十五郎亦剃髮して專阿と號せり。

寺地は住吉の社領たりしを、應永八年に社務國夏これを寺に寄付し、嘉吉二年十一月將軍義勝は封田

若干を納め、徳川氏に至りては寺領十石三斗を得、其の縁由斯く淺からざれども、法燈漸暗く、遂に廢絶して今は無し。

### 妙慶寺

榮照山と號し、新在家町東二丁に在り、日蓮宗妙顯寺の末にして、本尊は題目多寶塔釋迦多寶佛なり、文龜元年日英上人の京師妙顯寺より來たりて創建せし所にして、境内に日像上人自筆の石塔を存せり、そも、此の石塔は上人の嘗西海に趣かんとせし時、風暴れ波高かりしかば、波上に法華題目を書し誓ひて云はく、我が法にして通ずべくんば、此の文字久しく消ゆること勿れと、然るに果して消ゆざりしかば、乃その形を石に模寫して七國七所に立てき、當時の石塔亦其の一なりといふ、故に世俗石塔の寺と呼び、又字地を石塔側と稱せり。

### 長泉寺

新在家町東四丁字寺町に在り、淨土宗智恩寺の末にして、阿彌陀佛を本尊とし、元龜元年十萬上人の草創にして、天龍山と稱し、王光院と稱せり、寺寶に鑑査狀を有せる傳陸信忠筆閻魔王の繪畫一幅、其の他傳圓光大師自筆の畫像一幅、傳熊谷蓮生法師所持の鉦鼓一個あり。

### 專稱寺

新在家町東四丁字寺町に在り、淨土宗智恩院の末にして、慶長四年稱譽上人の開基創立せし所、初專稱菴と稱し、寛永十六年に至りて庵を寺と改め、一小刹たるに過ぎざれども、多くの檀徒を有し、且寺寶少



なからず筆者不詳の鳥瑟賦沙最勝總持繪一幅傳惠心僧都筆觀經曼荼羅一幅傳琢磨法眼筆彌陀三尊立像一幅傳弘法大師筆辨財天像一幅傳慈覺大師作阿彌陀佛坐像一軀越秦澄大師作阿彌陀佛立像一軀等は其の殊に優なるものにして皆鑑査狀を有せり。

鹽穴寺

新在家町字寺町に在り眞言宗仁和寺の末にして和銅元年に僧正行基の開創せし古精舎なりと云ふ本尊十一面觀世音菩薩像は海中より出現せしものと傳へ今に竊殺の其の體に斑々たるを認む然れども中古の寺歴は舊記の紛失に由りて知るべからず。

南宗寺

堺の街衢端正にして人家稠密些の林叢の眼に入るものなく只南端に方りて喬樹長松の天に參する一區あるを觀る是れ即市の巨刹龍興山南宗寺なり寺は南旅籠町東三丁に在り臨濟宗大徳寺の末にして釋迦如來を本尊とし脇壇に文殊普賢を安置り其の開基を釋ぬるに開山は普通國師にして國師、姓は藤氏諱は宗套字は大林洛陽の人少うして業を龜阜の天源院之殿禪師に受け後紫野大徳寺に入りて大いに宗風を振興し後奈良天皇より佛印圓證禪師の號を授けられ尋いで正親町天皇は正覺普通國師の號を賜ふ老するに及び居を泉の舳の松の邊に卜し草庵を結びて南宗庵と稱せり三好長慶國師の徳風を瞻慕して深く尊崇の餘遂に庵を堺の津に移して更に大伽藍を造營し山號及び寺號を今の如く改め以つて先考元長の菩提所と爲せり時に弘治二年にして長慶河内の飯盛城にありて諸材を運搬し身づから工事を監督せり工成るや本堂佛殿法堂禪堂七層塔鐘樓經藏山門惣門九十二間

の廻廊百八軒の塔頭衆寮寶藏方丈小方丈庫裡浴室大書院小書院對面所知客寮施藥所渡御門花月亭等巍々として中霄を摩し莊嚴なる靈場を一時に現出し其の翌三年五月更に長慶三萬貫の地を寄せて支持の資と爲し同十一月十五日供養を行ひ國師導師となり大檀那は三好長慶にして諸山の大徳錫を曳き京師の百卿駕を枉げ誠に一代の盛事たりき神廟に三好氏の祖長輝の靈を祀り武裝して馬上弓箭を持したる黄金像を安置し廟前の寶藏には其の兵器を收め又廟資二千貫を寄せ天正元年本山より輪番地と定めて禪院十刹の格に上せらる然れども桑田碧海の變は免れ難く同二年松永久秀の爲に舞馬の災に罹り善盡し美盡したる堂塔坊舎は大方燒盡せしに元和元年四月二たび兵火に罹りて殘餘の建物は全く烏有に歸し只脇堂及び坐雲亭を剩す而已なりき後澤庵和尚入りて大いに經營を志し堺の交曹喜多見忠勝岸和田城主小山吉英但馬岩全高並に市人中村某等大いに力を協せ資を捨て、諸堂を造營す今の伽藍是れなり同九年將軍徳川秀忠並に家光參拜して當國大鳥郡踞尾村に壹百拾石の朱印を寄せ以つて永世不朽の資となせり故に澤庵は中祖たり斯くして寺は堺の一律觀となりて維新に及び偶々朱印地は上地と成り寺域は廣濶坊舎は數多にして維持の法に苦しみしかば遂に寺を以つて本山一派専門の道場と爲し以つて今日に至れり現存せる建物及び其の造營の年度は左の如し。

佛殿寛永年中建立、客殿同上、庫裡同上、庫裡廊下同上、脇堂弘治年中建立、御廟文政年中建立、拜殿同上、唐門同上、鎮守堂寛永年中建立、坐雲亭弘治年中建立、禪室明治年中建立、客寮同上、浴室寛永年中建立、鐘樓同上、山門同上、總門同上、門番所同上、土蔵二棟同上、納屋二棟同上、茶席天正年中建立、寺域は既に説くが如く市の南端にあり、四周溝渠を繞らして別に一郭を爲し兆域八千百坪を有せり、まづ山門を入りて境を踏めば坦々たる平砂の一道直ちに山門に入る、前に一疋を架せり門を入れば



長松喬樹は落々として天に參し、堂坊其の間に錯落し、市井の喧器を離れて直ちに仙境の幽靜に接す。當地の遊地此れを措いて他に求むべからず、洵に天然の良園と云ふとも亦過言ならざるべし。山門には甘露門(玉露)惣門には龍興山(江雲)の額を掲げ、其の他方丈(東渡)浴室(淨庵)客殿(淨庵)等皆名手に依りて成れる。扁額を掲げ、方丈の庭園は古田織部の作にして、樹竹幽凄、又一疋あり、苔蘚之れを被ひて、古雅相すべし。唐土の湖信橋を模したるものにて、亦湖信橋と呼ぶ。北方に茶室あり、實相庵と云ふ、もと鹽穴寺に在りしものにして、利休の好み、或墨臺目起式の原にして、床の落しかけは弘法大師の筆に成れる。卒塔婆を用ひたるものなりといふ、拂拭したる跡に文字歴々讀む可し。堂前の手水鉢も亦鹽穴寺より移したるものにして、利休の好み、袈裟形の手水鉢と稱へ、又石燈籠は向泉寺傳來の六地藏形と稱する名物なりと謂ふ。照堂開山堂の後方床下に無名の塔と稱するものあり、是れ元和元年難波戰時に徳川家康平野に於いて、眞田幸村の爲に鎗瘡を受けて卒し、臣下其の遺族を携へて當寺に來たり、第二世出光和尚に乞ひて、照堂の下に藏め、無名の塔を建つ、故に同年四月敵勢來襲して寺を焼く、又徳川秀忠家光の寺參ありしは、澤庵禪師に歸依せる故のみならず、父祖の無名塔に參拜せんが爲にして、高額の朱印地を寄せしも、其の志香花の料に在りと、坐雲亭は元和九年八月將軍秀忠家光參拜の節上りて、風光を賞せし處なりと云ふ。亭以前は地盤丈餘の高き處に在りて、紀淡の翠黛茅海の白帆を双眸に收むるを得て、登臨快絶の高臺なりしに、樹竹の長ずるに隨ひ、稍聘望を妨げたり。當寺再建の碑は照堂の下にあり、澤庵の筆なれども、年代を経るの久しきと、石質の甚佳ならずしとの爲、文字磨滅して讀むべからず。又牡丹花宵柏の塔(能郡分)紹鷗の塔(和州)松村新五郎と呼ぶ、武田信玄の裔なり、當子堂の傍に幽棲を構へて、大黒庵と稱し、普通國師に參拜して、一開濟と號す、弘治元年十月二十九日卒して、是に葬る。茶釜形の塔、是れなり。塔に耳を當つれば、湯の沸く音聞ゆと云ふ。千利休の塔(利休は門弟の遊藝を設せしものにして、其の藝を埋めたる假墓なりと云ふ。)趙陶濟の塔、其の他、知名の

士の墳墓少なからず、陰曆四月十七日の權現祭及び佛誕生佛涅槃達磨忌等には、賽者境に群集するを常とす。

寺寶に作者不詳、華嚴會上釋迦像、木彫一體同上、毘沙門天立像、鍍金一軀同上、厨子(外青貝地、蓋、朝)の三品は鑑査狀を得たるものにして、其の他、傳弘法大師作辨財天坐像一軀、傳歐陽州筆論語版木全部、朱印拾壹通、顏輝筆達磨圖、絹地彩色一幅、徽宗皇帝筆紙地畫一幅、顏直筆野臺繪、絹地彩色一幅、唐畫釋迦誕生圖、紙地一幅、唐小僊筆樵漁問答、絹地彩色二幅、對雨宮元叔筆十六善神、絹地彩色一幅、唐畫觀音像、絹地一幅、同上、出山佛之像、絹地一幅、仙臺大守綱宗筆達磨及び猿鶴圖、絹地墨畫三幅、對狩野元信筆達磨像、絹地彩色一幅、自畫大應國師像、彩色一幅、筆者不詳、大燈國師像、彩色一幅、同上、開山國師像、絹地彩色一幅、唐畫徑山虛堂像、絹地彩色一幅、同上、百丈之像、絹地畫一幅、同上、臨濟之像、絹地彩色一幅、開山國師筆遺偈、紙本墨書一幅、繪旨(天文五年二月)、雲谷等與筆十六羅漢像、紙地墨畫十六幅、狩野秀信筆墨畫方丈、襖五十枚、三好氏傳來陣太鼓、躑躅馴一箇、朝鮮國傳來香爐一箇等なりとす。

海會寺

宿松山と號し、南旅籠町東三丁、宇南宗裏に在り、臨濟宗東福寺の末、正平五年前、太政大臣從一位藤原公賢の草創にして、乾峯和尚の開基たり、乾峯字は士學、東福寺の聖一國師三世の法孫にして、康安元年十二月、廣智國師を諡せられ、實に一世の高徳なりき。寺古は今の開口神社の邊に在りて、七堂伽藍軒を、連ね楹を接し、莊嚴を極めたりしが、降りて元和元年、兵燹に罹りて、堂塔全く烏有に歸し、翌年に至りて、此に遷り、尙朱印三十石を有したりき。現今、寺域は南宗寺の境内に包まれて、三百坪に餘り、舊址に存せる一井は金龍井と稱し、昔く人口に膾炙せり。



寺寶に筆者不詳の十六善神像一幅同上十六羅漢像十六幅あり。

### 玉之横野

南宗寺境内利徳庵南邊の野は即古歌に見ゆる玉の横野なりといふ。但その證明らかならず。新拾遺。よもすがら露の光をみがくなり。玉のよこの、秋の月影。藻鹽草。雲さそふ峰の木枯吹きなびき。玉のよこ野に霞ふるなり。稲葉。かさ渡す露をば露と誰か見ん。たまの横の、秋の萩が枝。 同人知らず 本居太平

### 大安寺

南旅籠町東三丁字寺町に在り、布金山と號し臨濟宗東福寺の末寺にして後小松天皇應永元年の創建に係り、徳秀禪師これが開山たり。禪師は東福寺開山聖一國師第五世の法孫、寰仲和尚の神足にして、足利義滿同義持も深く禪師に歸依し禪師の當寺を創建するに及びて寺領二百石を寄せき。元和元年大坂落成の時兵燹に罹りて堂宇を烏有と爲し、且朱印の寺領を失ひしが、同三年に至り徳川家忠より更に二十九石五斗の朱印を受け、維新の後上地せり。慶安年中巨商魚屋助左衛門の故宅の建物を移して再建す、今の本堂是れなり。

封疆一千餘坪あり、北は直ちに南旅籠町の通衢に接し此に表門あり、西南は南宗寺の境域を以つて包まれ東は道路を隔る門を過ぎて方丈に入れば結構閑雅にして西湖の圖の襖四枚同粘壁三ヶ所同腰高障子は金沙子或ひは金箔押にして古法眼光信の筆、藤畫の襖四枚、枝添松畫襖四枚(八枚なりし難に)、梅畫襖六枚、猿猴の畫襖六枚、同腰高障子六枚、梅畫襖四枚、鶴畫襖七枚、同粘壁四ヶ所、同腰高障子二

枚は悉金箔押にして狩野永徳の筆なり、又松永久秀刀痕の柱と稱するものあり、これ久秀この寺に詣で、其の美なるを歎賞し、盈滿は損缺を招くの基なりとして此の痕を附せしものなりといふ。庭園亦幽靜にして利休の時雨の井及び其の殊愛の夏目形手水鉢一名虹手水鉢等あり、故に來たりて庭園及び座敷の看覽を請ふもの常に絶えず。

寺寶に傳弘法大帥筆兩界曼荼羅繪畫二幅、傳來不詳本尊釋迦如來座像一軀、獅子香爐一個(以上鑑査狀)、傳聖徳太子作聖觀音立像一軀、傳來不詳達磨座像一軀、同上出山釋迦鐵立像一軀、魚屋助左衛門呂宋國より將來の茶壺一箇等あり。

### 鉢塚

南旅籠町の高田某の宅前に在り、十數坪の地にして官有に屬せり、俗に神功皇后の三韓を征して凱旋の時旗鉢を埋め給ひし所と傳へ、或ひは御鉢は存して今住吉神社の神庫に秘し、此の地は唯御旗を藏せりといふ。周圍に石垣を築き石柵を植ゑ上に小社あり、矛神社と稱し氣長足姫命を祀り、更に一小祠を建て、矛の神社と呼べり、而して石垣は崩壞して小祠も爲に傾倒せんとし、傍なる古梅植樹も亦枯死せんとすれども、而も人口に膾炙せる名蹟たるを以つて遠近の賽客跡を絶たず。

### 乳守社

南半町に在りて南宗寺に隣せり、俗傳によれば應神天皇に乳を奉りし神を勸請せる處なれども、想ふに正しくは道守か津守かの二者の中に在るべし、泉州志は姓氏錄和泉國皇別の部に道守朝臣波多朝臣同祖八多八代宿禰之後也、日本紀合とあるによりて道守氏の族の其の祖神を祀りしものならんと



いひ名所圖會は一説として此所の地主神を祭りて津守明神といひしを乳守と聞きしに起るといひ、何れが正しきか詳かならず、今は乳を守るの神として崇敬するもの多く、甚靈驗ありといふ、社邊の市坊を稱して亦乳守といひ、妓樓軒を接し、維新以前は此の地の妓女毎歲五月廿八日を以つて住吉神社神田の植女となり、田植の神事を行ひしが今は絶えて大阪新町の妓女之れに代れり。

### 神明神社

三社あり、共に村社にして、天照皇大神及び豊受大神を祀れり。一は築橋通二丁字新地に鎮坐し、通例旭神明と呼び、舊旭町に在りしを慶應元年今の地に奉遷し、社域七百餘坪ありて、裡に六柱神社と稱する末社一宇あり、氏子の多き六百戸に餘れり。一は神明町東一丁に在り、白鳳年中の創建にして、當時は方三町の疆域を有し、社殿の結構壯麗美麗を極めきと云ふ、爾後或ひは舞馬の災に罹り或ひは干戈の變に遭ひて次第に衰微せしが、維新の以前はなほ方一町の疆域を構へ、總社の一の宮と稱して、修理は泉州全國よりしたりき、維新後に至りて其の事絶へ更に廢頽に傾きしを明治六年本殿拜殿等を改造して今は稍舊に復し、境内に大國主神社、稻荷神社の二宇の末社あり。

### 戎島 蛭子神社

熊野町の西端小渠を隔て、其の西に在り、東西五町餘、南北三町餘なり。寛文四年八月八日小嶋海中より浮び靈龜出で、翌五年又事代主神の石像を其の海中に得たり、時に市尹水野元重令して島の周圍に堤を築き石を疊み以つて淀泊の津と爲し、蛭子龜の社を建て、島の鎮守と爲す、即此の戎島なり、社は現存して日夕賽者絶えず、後嶋に移住して漁商を爲すもの近く百數十戸なりしが、今會社製造所の大

厦その間に錯はり百尺の烟突煤煙天を染め汽笛地に響き多く年を経ざるに此の盛況を見るに至れり。

### 大濱遊園

大濱とは堺港の海口南北の舊砲臺を後にせる沙濱一帯の總稱にして、港口の地を南北に割斷せるを以つて人は北大濱南大濱と稱せり、明治十二年以前は倭芝地を没し小貝の細漣と相笑話する一漁村なりしに、此の年海防上須要の時は除却すべきことを條件として公園となすを許可するや園地借下を望むもの相踵ぎて起り、殊に南大濱には三層五層の高樓軒を接して相連なり、人の浪華に入るもの又來たりて茲に優遊し輾轉として常に車轍の跡を絶たず、紅燈綠酒新繁話は濤聲と相和するの園地と變ぜり、試に樓に上りて杯を呼べば後は陸軍省所屬の舊砲臺を控へ前は茅葺の海に臨み波防突堤は遠く海に出で、盡頭高さ五丈一尺不動綠色の燈臺は海上數里を照し以つて徂徠の船舶を指南し、遠く眼を放てば淡路洲の翠黛は横さまに南に曳き紀淡の海門を扼して潮流一道糸の如く幽かなり、左顧右眎、泉の峯は綠に攝の山は赫く海面風死せば波濤聲なく一碧鏡の如く漁帆鷗鷺と疑はれ、一縷の黒線長く此の間に引きて汽船は雲涯に入る、管に四時の觀のみならず朝に夕に月に雪に皆佳絶にして遊人をして羽化登仙の感あらしむ、北大濱亦港灣を巡りて地は海に出で、廣闊にして茶肆酒舖は其の間に錯落し、光景亦南大濱に譲らず、殊に陰曆上巳の日は潮水遠く退いて士女の沙干狩を爲すもの幾千點々、鷗鷺の遊ぶに彷彿たり、明治二十二年の府會に於いて公園は堺市の所屬に歸し以後大阪府の管理を離れたれども光景更に變ることなく、一力樓、川芳樓、丸萬樓、丸三樓、其の他曰はく何曰はく何と三層五層の大厦高閣みな一列を爲して海に面し、庭前花卉を植ゑ影は參差として地に在り遊ぶ



者招かざるにかのづから樓に上る。亦是れ揚州の一樂土たり。

### 茅渚海

和泉の國の西方に湛ふる一面の浩洋これを茅渚海と稱す。蓋茅渚は血沼の義にして五瀬命の故事に起り、或ひは智怒陣怒と書し又一に珍努とも書せり。  
古事記。

於是與登美毘古戰之時五瀬命於御手負登美毘古命之痛矢申、故爾詔、吾者爲日神之御子向日而戰、不  
良、故負賤奴之痛乎、自今者行廻而背日以墜、期而自南方廻幸之時到血沼海洗御手之血、故謂血沼海也。  
初は海の名に起りて後には國に名づけ、遂に山にも稱するに至れり。海は和泉の西方一帶八九里に及  
び淡路の洲を抱き南は直ちに紀淡の門を爲して大阪灣の大部分を占め、四顧近翠遙黛の美を鐘め波  
浪高く揚らず、深々たる一碧時に白鷗の漁船と相親しむを見る。

欽明天皇紀。

十四年夏五月戊辰朔河内國言泉郡茅渚海中有梵音震響若雷聲光彩晃曜如日色、天皇心異之遣溝邊  
直入海求訪、是月溝邊直入海果見樟木浮海玲瓏遂取而獻、天皇命畫工造佛像二軀、今吉野寺放光樟像  
也。

孝德天皇紀。

五年三月戊辰蘇我臣日向潛倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄曆伺皇太子遊於海濱而將害之、將反  
其不久、皇太子信之、天皇使大伴狛連三國曆公穗積噲臣於蘇我倉山田曆大臣所而反之、虛實、大臣答曰  
被問之報、僕面當陳天皇之所、天皇更遣三國曆公穗積噲臣審其反狀、曆大臣亦如前答、天皇乃將與軍圍

大臣宅、大臣乃將二子法師與赤泊名自茅渚道逃向於倭國境、大臣長子與志先是在倭田之家營造其  
寺、今忽聞父逃來之事、迎於今來大槻近就前行入寺、願謂大臣曰、與志請自直進逆拒來軍、大臣不許焉、是  
夜與志意欲燒宮猶聚士卒。

萬葉。ちぬわより雨ぞ降りくるしはつのみま、網手なは干せり濡れてたへんかも。

同。妹がため貝を拾ふとちぬの海に濡にし袖は干せど乾かず。道 上 守

同。ちぬの海の濱への小松根深めて、我が戀ひ渡る人の子故に。柿 本 人 曆

家集。ちぬの海浪に漂ふうさみるの、浮ぶを見るは樂しかりけり。源 俊 賴

名寄。ちぬの海の濱への小松汐こして、浪のかとにぞ秋風は吹く。上 田 秋 成

### 宿院

關口神社の南方に在り同社より數十百歩にして達するを得、方二町の地、東北地稍高き處、即名越岡な  
り、攝津國東成郡官幣大社住吉神社の御旅所にして、西方に大華表嶄然として、屋頭を抽で、四方瑞籬を  
繞らし中に二祠あり北を楨取南を寶御前と稱ふ、毎年六月三十日住吉神社の神與此に渡御して荒和  
の禊事を修し、其の雜閑群集誠に名狀すべからず、平常と雖寄席あり演劇座等あり、割烹賣酒の肆塵は  
其の間に櫛比して、絃聲日として絶ゆる事なく、夏は又菜蔬菓物の市場を開くあり、市の繁華は集めて  
茲に在り、又市人半日の娛樂場なる哉。(名越岡の前に入るべきなれども、印刷の際誤りて此處に入れたり)



## 泉北郡

郡制實施に當り大鳥和泉の二郡を廢し其の疆域に據り更に設置せしもの即是れなり大鳥郡は其の由來する處詳かならず大鳥神社舊記には昔白鳳天より飛來して鷲の峯(今の峯)に降り又會根松原を過ぎ富藏山殿木ノ森稻地ノ大野を翔翔す因りて此の邊を清鳥大鳥の國と云ひ後改めて大鳥郡と名くとあれども思ふに姓氏錄和泉國神別の條に大鳥連大中臣朝臣同祖天兒屋根之命也とあるを以つて見れば此の姓の人の居住したりしより出でたるものならんか以前は郷莊十三ありき即大鳥郷草部郷和田郷上神郷毛受莊陶器莊半陀莊石津郷深井郷高石莊綾井莊及び未定不詳のもの二是れなり和泉郡は初この地に清泉(國府)涌出せしを以つて泉郡と名づけ後或ひは民部式の凡諸國部内郡里等名并用二字必取佳名によりてか或ひは其の清泉の質によりてか和の字を冠せしむるに至りしものならん以前郷莊十ありき即信太郷上條郷下條郷輕部郷郷莊池田郷横山莊宇田莊松尾莊牛瀧莊是れにして其の他なは未定不詳二なり明治二十二年町村制を實施するに當り從來の部落を合して一村と作し命ずるに舊郷莊に因みし名を以つてせり今總べて四十ヶ村あり湊村舩松村向井村三寶村五個莊村神石村踞尾村濱寺村鳳村高石村取石村鶴田村八田莊村深井村西百舌鳥村中百舌鳥村東百舌鳥村久世村東陶器村西陶器村北上神村上神谷村美木多村信太村上條村大津村忠岡村穴師村國府村伯太村南王子村郷莊村北池田村北松尾村南池田村東横山村西横山村南横山村山瀧村南松尾村是れなり戸數壹萬七千四百四十七戸人口九萬七千九百六拾五人を有し郡衙は鳳村に在り東は河内國南河内郡及び中河内郡に接し南は紀伊國伊都郡及び泉南郡に接し北は堺市を包圍し大和川を以つて攝津國東成郡に隣し西方一帶海に面せり南北四里貳拾八町東西六里三十町にして面



積十四方里三十三町あり。

地勢は東南に葛城山七越、横尾、天野の群峯隆起して河泉の界を劃し、其の脈蟻蜒して一は郡の中央北池田、北上神の部落に及び、一は東陶器村に至りて盡く、故を以つて西北に至るに隨ひて漸次に低下せり。二川あり一は石津にして一は大津なり。石津川は源を陶器の溪間に發し、數多の支流は上神谷村大字片藏に至り合して一となり、濱寺村に流れ、大津川は東横山村大字横尾の横尾山より發し、牛瀧村の牛瀧山より發する牛瀧川を併せて大津村に至り、共に海に注ぐ。

道路、紀州街道は堺市の南半町より起り、忠岡村に至りて泉南郡に入り、小栗街道は堺市市之町東一町より起り、泉南郡八木村に入り、父鬼街道は鳳村大字長承寺の小栗街道より分岐し、南横山村大字父鬼より和歌山縣伊都郡に入る。其の他、西高野街道は堺市榮橋通に起り、向井村を経て河内國南河内郡三都村に入り、竹ノ内街道は堺市大小路に起り、向井村より南河内郡金田に入り、長尾街道は堺市戎之町の國道より分岐して向井村より中河内郡を経て南河内郡國分に至る。

日本後紀。

桓武天皇延暦二十三年冬十月甲辰行幸和泉國、其夕至難波、乙巳上御舟泛江、四天王寺奏樂、丙午至和泉國遊獵于大鳥郡。

續日本後紀。

仁明天皇承和十二年七月己未和泉國大鳥郡人正六位上巫部連繼麻呂從七位下巫部連繼足白丁巫部連吉繼等賜姓當世宿禰。

三代實錄。

清和天皇貞觀五年八月十七日丁丑和泉國大鳥郡人大藏大錄正七位上當世宿禰高門改本居貫附右

京職。

同。

光孝天皇仁和二年十月十九日甲子勅以和泉國大鳥郡官田七町賜典藥寮爲月料田。  
日本紀。

欽明天皇十四年夏五月戊辰朔河内國言泉郡茅渟海中有梵音。  
續日本紀。

元正天皇靈龜二年春三月癸卯割河内國和泉日根兩郡令供珍勞官。

夏四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監焉。

三代實錄。

清和天皇貞觀四年八月十五日和泉郡人白丁川枯首吉守叙位一階獎力田也。

### 仁德 天皇 御陵

御陵は船松村大字船松にあり、人の來たりて堺市に遊ぶもの市の南方に琵琶形の丘陵蟻蜒として南北に横はるを認むるもの即是れなり、百舌鳥耳原中陵と稱し俗に大仙陵と呼ぶ、封土の高さは北は十六間四尺、南は十四間あり、濠水四方を繞り、兆域十三萬九百二十七坪餘を包有し、陵上稚松盤舞し、修竹婆娑たり。一拜直ちに聖明仁慈の遺徳に咽び、且上古造陵の如何に壯嚴なるかに思ひ、臻らしむ。陪塚十二あり、曰はく源右衛門山二百七坪、孫太夫山二百二十坪、龍佐山五百八十坪、狐山二百二十坪、樋ノ谷五百九坪、菰山四百六坪、長山千五百九坪、茶山五百八坪、大安寺山八百八坪、坊主山四百九坪、銅龜山五百七坪、古事記。



仁徳天皇御年八十三歳、御陵在毛受之耳上原也。

仁徳天皇紀。

六十七年冬十月幸河内石津原以定陵地始築陵(中)八十七年冬十月癸未朔己丑葬于百舌鳥野陵諸陵式。

百舌鳥耳原中陵、難波高津宮御宇仁徳天皇、在和泉國大鳥郡兆城東西八町南北八町、陵戸五畑。

### 向井神社 楯井原神社

又、楯井原神社といふ、塚停車場の東方二丁に在りて向井村大字中筋に屬し、祭神は仁徳履仲、反正の三天皇、菟道皇子及び王仁の五座なり。孝徳天皇の大化六年正月大紫冠太古族小乙下巨勢朝臣鳥鷹を神主として齊き祀らせ給ひし所と傳ふ、近く三天皇の長へに眠り給へる御陵のあるに依る乎、稱して向井と曰ふは社の楯の御井に向ふを以つてなり。社域千六百餘坪を有し、攝河泉三國の界に亘りてまた三國丘の稱あり、土地高燥にして東南は葛城、金剛、志貴生駒の連山を望み、西は茅海の奇帆、仄帆の點々たるを隔て、淡路島の遙翠に對し、西望絶佳、風光明媚にして殊に春來たれば、境内の櫻花一團の屯雲を凝らすを以つて雅となく俗となく四集し來たりて賽者絡繹たるを常とす。

### 反正天皇御陵

大字中筋にあり、百舌鳥耳原北陵と稱し、陵邊楯井あるを以つて又楯井陵と云ふ、高野鐵道堺東驛の東に横はるもの即是れなり。兆城一萬八千九十七坪を包有し、封土の高さ南方七間四尺、北方七間二尺あり、陵上古松數株を存し、周深全く埋れて田園となり、僅に其の趾を認む、陪塚二あり、一は二百一坪、一は

二十六坪を有せり。

古事記。

反正天皇之御年六十歳、御陵在毛受野。

允恭天皇紀。

五年秋七月地震、先是命葛城襲津彥之孫王田宿禰主瑞齒別天皇(正)殯則當地震夕(中)冬十有一月甲戌朔甲申葬瑞齒別天皇于耳原陵。

諸陵式。

百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇反正天皇、在和泉國大鳥郡兆城東西三町南北二丁、陵戸五畑。

### 布施屋趾

大字中筋の東北、いにしへ攝河泉三國の界に當る處是れを三國の辻と云ふ、傳へ云ふ天平年中僧行基向泉寺創建の後、茅屋を此の巷に建て、徂徠の人の休所となし、布施屋と云ひきと、後世改めて茶店となし、永く存せしが今は廢滅に歸せり。

### 地藏寺

五箇莊村大字北花田に在り、融通念佛宗來迎寺の末寺にして、草創の年月詳ならず、境内に觀音堂あり、堂内安置せる如意輪觀音の木像は作者を傳へざれども、優秀の彫刻なり。

### 正覺院



大字船堂に在り、眞宗本願寺末にして開創詳ならず、本尊阿彌陀佛は其の彫刻秀抜にして天和三年本願寺に歸參の節安置せしものなりと云ふ。

### 履仲天皇御陵

百舌鳥耳原南陵と稱し、大仙陵の坤位、神石村大字上石津にあり、封土の高さ南の峰十四間、北の峯十六間、周廻千百餘間、兆域五萬二千八十一坪を包有し、陵上數株の古松嘯けるあり、附近四個の陪塚連なり、一は二十九坪、二は六十坪、三は八十六坪、四は八十一坪あり。

古事記履仲天皇の段。

天皇御年陸拾肆歲、御陵在毛受。

日本書紀。

履仲天皇六年三月、天皇玉體不愈、水土不調崩于稚櫻宮、時年七十冬十月己酉朔壬子葬百舌鳥耳原陵。

諸陵式。

百舌鳥耳原南陵、磐余稚櫻宮御宇履仲天皇在和泉國大鳥郡兆域東西五町南北五町、陵戸五烟。

### 石津神社

神石村字上石津の小栗街道の邊に在りて俗に戎神社と稱せり、石津の地名は既に仁徳天皇の御宇に石津原と見ゆ、續日本紀にも「天平勝寶元年十月丙戌无位石津王授從五位下」とあり、其の他和名鈔にも「石津以之都」と載せ、姓氏錄和泉國神別にも「石津連天穗日命十四世孫野見宿禰之後也」とあり、社傳に云ふ、伊弉諾伊弉册の神蛭兒の命を生み給ひしが、命三歲に及びて尙立ち給ふこと能はざりしかば、天磐

樟船に載せて流し給ひ、命五彩の石を携へ波に隨ひて海岸に漂着し給ひき、是れ即石津の岩山にして石津の稱は此の石に起り、又今社前に横たはれる石は即是れにして初めて社を建設し給ひしは孝昭天皇の御宇七年八月十日なりと、石津の名稱の起由は詳ならず、大鳥神社流記には「石津者孝徳天皇造伊岐宮之日、其石從畿國運置此津仍名」とあり、延喜式神名帳には「石津太神社」とあり、相殿に大國主命天穗日命を配祀し、本邦最古の戎神社とす、當時社地八町四方に及び、孝徳孝謙醜淵等諸天皇の行幸あり、且、孝謙天皇の時には神主紀伊守に藤原の姓を賜ひ、大納言に任じ、從三位に叙せられ、河内の狹山野田の二村を神領とせられき、降りて徳川氏の時に至り、朱印地を賜はり、河内四郡及び堺の附近は悉その氏子なりき、現今の社殿は莊麗ならず、れども、粗備はり、祭事の多き一年七拾餘度に及び、殊に陰曆正月十日は十日恵美酒と稱して賽する者極めて多し。

### 源行家墓

石津河の邊、神石村大字上石津の田圃の間に一丘屈起して結縷之れを蔽ひ、松樹二三疎々として聳ゆるところ、一石籠あり、源行家の墓といふ、行家は爲義の第十子にして治承の年以仁王の令旨使となり、諸國の源氏を糾合して後備前守となりしが、頼朝と相協はずして去りて、義仲に屬し、平氏を討せり、然れども、又義仲と隙を生じ、更に行きて、義經に投ぜしが、後年落魄して本州の近木郷に潛み、遂に常陸防昌明等に虜にせられて赤井河原に斬られき、丘は四邊濠状を爲し、曲廻して上る、丘上眺望に富めり、土人或いは曰ふ、是れ行家の墓にあらざして古貴籍の墳墓ならんと、傍に小尼寺あり、行家の死處を近木と擧げられたるも、詳かならず、東鑑には「小木郷」と記し、小木は今の近木なるべけれども、愚管抄には「北石藏ニテ討レテ其首ナンド云者聞エキ」と載せ、源平盛衰記の長門本及び佐野本には「和泉國八十郷と見



に其の他同南都本東寺本には和泉國八十ト云所ニ又同伊藤本八坂本には和泉國八木下ト云所とあり何れが正しきか今定め難し但八木は泉南郡の一邑にして八十は或ひは其の誤なるべけれども北石藏とは何處なるか詳かならず或ひは誤字にてもあらんか

長門本源平盛衰記

去程ニ北條鎌倉へ下ル鎌倉殿ヨリ御使走向テ申ケルハ行家義憲河内國ニ隠籠タル由其聞エアリ  
搦捕テ參ラルヘシト申タリケレバ北條是迄下タルヲ歸上ルヘキニアラズトテ京ノ代官ニ置タル  
北條ガ甥平六時定ト云者ノ許ヘ行家義憲等河内國ニ隠籠リタル由其聞エアリ兩人ヲ搦捕テ進ス  
ベキノ由鎌倉殿ヨリ仰ラレタリ是迄下ル間飯上ルニ及バズ彼人々ヲ搦捕テ參ヘキノ由時定カ許  
ヘ申上セタリ時定ガ郎等ニ大源次宗安ト云者アリ時定ガ申ケルハ此事如何アルベキ誰ニカ搦サ  
スベキ又彼人々ヲ見知タラバコソアラメ但是ニ今參ノ法師ノ有シハイマダ是ニ有カ召セトテ召  
出シタリ本ハ山門西塔法師常陸房昌明ト云者也時定申ケルハ十郎藏人殿志太三郎先生殿兩人ヲ  
搦捕テ進ラセヨト鎌倉殿ヨリ仰蒙タリ彼人ドモハ天王寺ニ隱居タリト聞ユ罷下リ搦進ラセヨト  
云バ昌明行家殿ヲコソ見知進ラセ候ハテト云ケレバ時定ガ郎等大源次ヲ先トシテ信濃國住人笠  
原十郎國久同國住人桑原次郎上原九郎伊賀國住人羽鳥部平六常陸國住人岩下太郎同次郎等ヲ初  
トシテ都合三十餘騎ニテ天王寺へ下ル天王寺ニ秦六秦七ト云舞人兄弟ガ許ニ隱居タリ中ニモホ  
リノ學頭ト云者娘二人アリ彼ヲ行家思テ恐テマシキケリ先昌明秦六秦七ガ許ヲ見ルニ人モナ  
ク雀ノ學頭兼治ガ許ヲ見ルニ只今マデ人アリト見エタルガソコニモマシマサズ昌明及バズシテ  
天ヲ仰テ京へ歸上ルニ行家熊野へ立給ガ暫和泉國八木ノ郡司ガ許ニアリ郡司京へ上リテ平六時  
定ニ申ケルハ和泉國八木郡司ト申者ニテ候此四五日其ガ許ニコソ怪ハウタル人ハ恐テマシキケ

候ヘ一定行家ニテマシマスト覺候ト申タリケレバ時定悅テ五十騎許ノ勢ニテ下ル東河ノ樓岸ノ  
邊ニテ昌明ニ行會タリ十郎藏人殿ハ和泉國八木郷ト云所ニマシマサナルゾ急ギ馳下テ搦ヨト云  
テ先ニ遣ハス昌明聞敢ズ鞭ヲ揚テ馳下テ八木郷ヲ尋ルニ此家ニコソマシキ候ヘト申ケレバ昌  
明ツト入テ見ルニ爰ニモ只今マデ人アリト見エタリケルニハセズ昌明仰天シテ彼家ノ後ニ立  
タル所ニ或下女ノ通ルヲ取ヘテ懸ル人ハ何クニマシマサズ申セト云ニ知ズト申ケレバ云々物ナ  
ラバ首ヲ斬ントテ太刀ヲ抜ントシケレバ女怖シサニアレニ候家ニコソ如何ナル人ヤラン尋常ナ  
ル旅人ノ恐テマシキ候ヘト申ケレバ昌明押寄テ彼家ヲ見ルニ襦衣ニ菊トデシタル鍔直垂著タ  
ル男ノ唐瓶子ニ口包テ取出シタリ只今行ナハントテ取散シタリケルニ昌明ガ寄ルヲ見テ彼男ツ  
ト出テ北ヲ指テ逃ルヲ昌明是ヲ行家ト思テ追カクル行家ハ金作ノ太刀左手ニ持給ヘリ鐔ハ後生  
菩提ノ爲トテ熊野山へ誦經ニ進ラセ給ヘリ右手ニハ三尺五寸ノ大太刀拔持テ塗籠ノ前ニ立向タ  
リ昌明ムズト切ハ行家丁ト合ス行家丁ト切テ左ノ手ニ持タル金作ノ太刀ニテツハトサシツント  
オドリノキ々々スル昌明モ刺太刀ニコラヘズ危ク覺ケリサレ共モ恐ル事ナク只切ニ切ケレバ  
十郎藏人コラヘズシテ塗籠ノ内ニツト入昌明申ケルハキタナフモ後ヲ見セサセ給者哉ト云ニサ  
ラバ和僧ソコノケ出ント宜ヘバ昌明ツトオトリノク太刀ヲ額ニアテ藏人ツト出タリ昌明丁ト  
切丁ト合ス如何シタリケン太刀ト太刀ト切組テ昌明太刀ヲ投棄テ得タリオウト抱タリ上ニナリ  
下ニナリスルニ大源次大石ヲ取藏人ノ額ヲ丁ト打破タリ藏人緋ニ成テ己ハ下臈弓矢取者ハ弓矢  
ヲ持テコソ勝負ハスレ石ナドニテ敵ヲ討事ヤアルト宜ヘバ不覺仁哉足ヲ結カシト申ケレバ宗安  
昌明ガ足ヲコメテ結タリケレバ少モ働カズサテ藏人ヲ引起シテ見レバ額ヨリ流ル血ハ椽ノ水  
ヲコボスガ如シ藏人昌明ヲ見給テ和僧ハ行家ニ仕ハレント云シ者ナ如何思ツルト宜ヘバ山上ニ



テ多ク惡僧共ニ打組事ハ候ツレ共君ノ太刀程ノ事ニハイマダアハズ就中左ノ御手ニテ指セ給ヘ  
ル太刀何ニコラヘ難クコソ候ツレトゾ申ケル又昌明ヲバ如何思召候ツル何トカ思ベキ和僧ニ縛  
ラレヌル上ハトゾ宣ケル義憲河内國ヲ落テ醍醐山ニ籠タリト聞エテ山ヲ探スニ伊賀國ヲ指テ落  
行ケルヲ羽鳥部平六ヲ先トシテ山路ヲ見スルニ所々ニ太刀腹卷脱棄テアル深山ニ隱居タリケル  
ガ終ニ自害シテケリ兩人ガ首ヲ刎テ損セヌ様ニトテ腦ヲ出シテ鹽ヲ附ミソカフテ昌明鎌倉へ持  
下リニケリ。

### 踞尾堡

踞尾村に在り、横島某の據りし處なりと傳ふれども遺跡今詳かならず。

### 教蓮寺

濱寺村の下石津に在り、真宗大谷派本願寺の末寺にして由緒詳ならず、本尊は阿彌陀如來の立像にし  
て他に赤松圓心の身代りの如來と稱せる袈裟切藥師如來の立像傳寂如上人筆見真大師聖德太子及  
び七高僧の畫像傳惠心僧都筆阿彌陀如來の繪像傳弘法大師筆紺紙金泥の十念名號及び九條殿寄附  
の三部經を藏せり。

### 濱寺公園

濱寺とは今の濱寺村船尾下高石村今在家の各大字に跨りたる字地の名にして古の高石の濱邊なり。  
傳へ云ふ元亨年中僧三光といふ者後醍醐天皇の寵眷を蒙りて國師の號を賜はり勅を受けて此に一

寺を創建して大雄寺と名づけ堂塔壯嚴を極め疆域廣大なりきと地名の濱寺は寺名の濱寺に起り而  
して寺名の濱寺は大雄寺の一名にして蓋俗に高石の濱寺と稱し來たりしものならん往古は白沙青  
松相映じて其の勝天下比なく遊覽頻に公卿縉紳の間に行はれて詠歌頗多し然れども下りて武臣の  
世となるに及びては公卿も風流を弄し優遊を恣にする昔日の如くならず隨ひて後世漸衰頽して遂  
に荒涼に歸し殊に廢藩置縣の際に至りては其の極に達し既に徳川氏の盛時地の田安藩治たりし時  
も寶永年中藩紀州街道以東の古松數千章を伐りて田圃と爲し後以西に補植して存せるものも明治  
二年藩また官命に依りて剛と爲さんとせしが村民等千歳の勝區の一朝に化し空しく禾黍の離々た  
るに至らんを見るに恐びず遂に數千金を投じて松樹と土地とを併はせて之れを購ひき然れども同  
三年二月二たび官地と爲り同五年十二月また私人の有に屬するに及びて樹は又直ちに斧斤に附せ  
られ過半赤地となりしが時の堺縣令稅所篤は同六年十一月太政官第十六號の公達に基づき其の翦  
伐を中止せしめ政府に地代と伐殘の價金とを還附して公園の設置を請ひ同十二月七日允許を得た  
り是に於いて地は國有に歸し濱寺公園の稱初めて起る東西廣き處六七丁より狭きも二三町に達し  
南北數十丁に亘りて反別は十四萬七千坪の上に出づ然れどもなほ古の半に過ぎずといふ大阪府は  
年々是れが經營に要する多額の資を支出し聖世の餘澤殘伐の松樹に及び銳意企圖せる保護と補植  
とによりて今は全く舊觀に復する能はずとも亦優に須磨舞子を凌ぐの勝地となれり況其の他の小  
園をや。

園は濱寺停車場を距る數十武に在りて紀州街道の西に沿ひ西は茅海の碧膏を湛へて徂徠せる危帆  
仄帆は或ひは胡蝶の春風に隨ひて相逐ふが如く或ひは落花の枝頭を離れて翻々たるに異ならず浮  
鴨は其の裡に眠り白鷺時に其の間に飛ぶ遠く水天髣髴のところ翠黛の横さまに長く引くは是れ淡



路洲にして北方遙かに淡黛を凝するものは是れ攝播の諸巒南方に毗を決すれば紀阿の青嵐は双眸の裡に入り高樓に上りて東顧すれば伊駒葛城金剛の連峯は近く聳て呼べば將に應へんとす汀は沙軟かに潮緩かにして尺瀾寸波取次に來たり松濤と相和して天女の樂を奏するに異ならず沙上は數千の老松千載の壽に誇りて翠綠將に滴たらんとし偃蹇盤桓して舞ふが如く伏するが如く龍の蟠るが如く虎の踞るが如し一樹一狀百樹百態樹として風韻を帯びざるは無く枝として雅趣を含まざるはなし數萬の雅松亦漸磯に馴れて今や只管老樹に傲はんとするものゝ如ししかのみならず幾多割烹の樓臺は賣茶の亭榭と其の間に點綴し四時遊覽の韻士俗客を迎へて實に本邦無比の樂園なり殊に夏時は來たりて暑を避け海に浴する者幾千人なるを知らず人の浪華に客たるものにして茲に遊けざるは殆稀に遊びて歸るを忘れざるもの亦稀なり樓は旅舎にして皆割烹を兼ね曰はく海濱院曰はく松濱館曰はく一力樓曰はく松濤館曰はく川芳樓其の他茶を賣るものには壽命館あり鶴の家あり旭樓あり松月庵あり而して是等は宏壯清酒を以つて鳴れる者にして其の他の小樓些亭に至りては蓋十數を下らざるべし

### 大雄寺趾

濱寺村大字船尾字濱寺今公園たる處は即昔日の大雄寺の趾にして寺は三光國師の開基なり國師は覺明と諱し奥の平氏の子一代の碩徳にして後醍醐天皇の皇后太子と共に戒法を受け給ひしより三光國師の號と法衣とを賜はり勅に依りて大雄寺を高名に建て其の海濱に在るの故を以つて世人單に濱寺と呼びきと然れども何時しか廢滅して唯松風と翠雨とに永く其の名殘を留むるに過ぎざりしが今は公園の名稱となりて其の名海内に蕪くに至れり

### 長承寺

鳳村の大字に長承寺あり是れ巨剎長承寺の舊趾にして昔は大鳥郷に屬せしが今は鳳村にあり村は郡の西北部に位し山に遠けれども海また近からず運輸の便を缺くに似たれども小栗街道は坦々砥の如く堺市より來たり邑を貫通して直ちに南方紀州に到るを得べくしかのみならず幾條の村道遷透として四睡に通じ一百有餘の農商戸相櫛比して郡の中樞を爲せり故に泉北の郡衙此に在りて其の他警察署區裁判所稅務署郵便電信局等より旅館割烹の肆に至るまで皆備はりて一市街を作れり北大阪を距る四里三十一丁堺市を離るゝこと一里有半なり

### 廢長承寺趾

大字長承寺に在り昔時は巨剎にして村名また寺名より出でたるものなるべけれども今其の趾詳かならず

### 押別神社

同村大字北王子に鎮座せる延喜式内の神社にして石押別命を祭神とし明治五年村社に列せられ今別松宮と稱ふ社域は小栗街道の西田圃の中に在り小池を前にして廣袤三百歩許松檜の樹その裡に扶疎たり

### 大鳥神社

官幣大社にして和泉五社の一古の一の宮なり鳳村大字大鳥に在りて大鳥大明神と稱し祭神は日本



武尊なり、尊は景行天皇の皇子にして勅を奉じて陸奥の賊を征し、歸途伊勢國能褒野にて薨じ給ひしが後白鳥となりて能褒野の陵を出で最後に留まり給ひし處は即此の地なりと傳ふ。(南河内郡日本古來歴代の聖主の崇奉甚厚かりしが平安朝以後の事は竟に知るべからず、天正の兵燹後僧某社側に一寺を建て、神鳳寺と稱し別當職として祭祀を司り、後慶長七年十二月豊臣秀頼は命じて社殿を再興せしめしに、ついで大阪の亂また切火の焼く所となり、空しく一望の荒原と變するに至れり。降りて寛文二年徳川家綱は堺の刺史石河利政をして更に神殿を造營せしめ、元祿十四年に至りて柳澤保明將軍綱吉の命に依りてまた修補せり、今の社殿は即是れにして、維新後官僧侶の神勤を禁ぜらるゝに當り神鳳寺は廢絶して更に神主を補任せられき。然れども古來の舊記寶物は此の際多くは僧侶の散逸する所となり、竟に其の沿革を知るに由なきに至り、唯一卷傳ふる流記の如きも疑はしき点のみにして殆信じ難く、纔に末段に引證せる二三の外は遂に據るべきもの無きは遺憾なり。明治四年夏五月官幣大社に列せられ、近年特別保護建造物となれり。

古來官營私營の別明らかならず、れども今は左の如く別かてり。

官營の部

本殿、祝詞殿、幣殿、中門、透塀、拜殿、神饌所、一ノ鳥居、石玉垣、西ノ手水舎、西ノ大鳥居、木柵、制札舎、石橋、假殿、同鳥居、祭器庫、寶庫、攝社美拜殿、同鳥居、東ノ大鳥居、社務所、井戸屋、玉垣、築、雪隠。

私營の部

廊下、宿直所、皇族下乘標、標木、東ノ手水舎、攝社、板垣、東ノ制札、奉幣使殿、浴室、竈舎、裏門、土塀、小門、繪馬舎、遙拜殿、小鳥居、茅屋、勤番所、小使部屋、竈木屋、神石。

碑石、石狗、石築、木築、神輿舎、神樂所。

又古來の祭式神樂及び社戸の區域も詳かならず、今は氏子無く例祭は八月十三日なり。又五月三日には花摘祭あり、七月二十一日には秋の祭ありて神輿堺の旅所に渡御するを常とし、共に莊麗なる神事たり。

攝社四座あり、境内にあるものは大鳥美波比神社にして天照大御神を祀り、高石村今在家にあるものは大鳥濱神社と稱し兩道入姫命を祀り、濱寺村字下にあるは大鳥北濱神社と稱し吉備穴戸武姫命を祀り、八田莊村大字堀上にあるものは弟橋姫命を祀り、共に文武天皇の慶雲三年勅使菅生朝臣小村の奉幣して祭りし處なりといふ。

石橋、西の入口に在り長さ六尺、巾三丈あり。

西ノ鳥居、側に皇族下乘標あり、木造丹塗、明き一丈七尺三寸ありて左右に玉垣を設け、石狗、燈籠、制札舎、其の前に在り。

一ノ鳥居、石造にして明き一丈二尺左右に六寸角の石柵を付せり。

拜殿、桁行四丈五尺五寸、梁間一丈九尺八寸、高さ一丈一尺、白木入母屋造瓦葺なり、左右に板塀を設け、以つて透塀に接す。

中門、高さ八尺七寸の白木造にして、是れより左右總丹塗、菱組白木造瓦葺、透塀を施し、幣殿祝詞殿を護れり。

本殿、桁行梁間共に一丈四尺五寸にして、高さ一丈二尺、神家造檜皮葺丹胡粉を塗り、前拜は極彩色を用ひ、霽くに鱗鳳龜龍を以つてし、極めて精緻なり。

大鳥美波比神社、元北王子に在りしを教部省の指令に依り、明治十二年境内に移し、ものにして、本



殿は白木造檜皮葺拜殿は切妻造瓦葺なり。  
神石。拜殿の後、東北封土の上に在り、柵を繞らし一に影向石と云ふ、石河土佐守(利政)の堺刺史たりしとき自邸に輸して庭に置きしに一夜異聲ありしかば畏れて返納し直ちに今の如く奉祀せしものなりと云ふ。

御旅所。境内に接して百五十坪あり神輿遷幸の處なり。

頓宮所。堺市宿院町に在り、古住吉神社神幸の地なりしが維新の後其の事廢絶せしかば、市民の請に依り當社祓戸祭頓宮所と爲し後住吉神社の神幸を再興するや爾來兩社の行宮となれり、本社を距る一里。

神域は高燥にして濱寺公園に對し、賽路兩側は雜木密生して千種の森と稱し、遠く之れを望むを得べく、奉祀の初一夜にして俄に生ぜし種々の樹木なるを以つて此の稱ありといふ、古の四至は東は道並に神田を限り西は大道を限り、南は野田村並に道を限りて北は榎本村並に小道を限りしが今は東は公田並に道を限り南は鳳村大字大鳥字野田並に道を限り、西は小栗街道を限り北は小道を限り、殆一萬三千坪にして三千の老木は廣濶なる賽路を挟みて西より北に及び盤桓蒼鬱として社殿を圍めり、他に又梅林あり假山あり、幽邃閑雅にして一塵を點せず、虔敬の念かのづから起り知らずして衣襟を正すに至る、又南方の一邱これを高天原と稱し、傳へて白鳥降臨の地なりとせり。

日本後紀。

淳和天皇弘仁十四年秋七月丙辰奉和泉國大鳥社幣。

續日本後紀。

仁明天皇承知九年十月辛亥勅去四月四日御卜曰來年春秋間可有疫氣宜奉幣於伊勢太神宮兼奠幣

於天下名神防失於未然(神)己巳奉授和泉國從五位下大鳥神從五位上。  
三代實錄。

貞觀元年己卯春正月廿七日甲申京畿七道諸神進階及新叙總二百六十七社(中)奉授和泉國正五位下勳八等大鳥神從四位下。

九月八日庚申和泉國大鳥神遣使奉幣爲風雨祈焉。

三年秋七月二日甲戌授和泉國從四位下勳八等大鳥神從三位。

平治物語。

清盛も然るべしとて都をさして引返す(熊野ヨリ)和泉國大鳥の宮に着き給ふ、重盛秘藏せられける飛鹿毛といふ馬に白鞍置きて神馬に引き給へば清盛一首あり。

かひこそよかへりはてなば飛びかけり、ばぐみたてよ大鳥の神。

### 高石神社

高石村大字高石南紀州街道の西に在り、式内の神社にして少彦名命、天照皇太神、伊邪奈美命を祀れり。創建の年代詳ならず、或書に高石神社は王仁を祭るとあり、或ひはもと本社、境内他に王仁の一社ありしにやあらん、今は俗に天神と稱して郷社たり、地域は高石の濱に近きを以つて長松落々として歌ち頗風致を存せり、古逍遙院三條西實隆も高野參詣の途次この社に寄り。

高師の濱の松ぼらのした天神の社の前に輿を立て、

袖の上に松ふく風やあだ波のたかしの濱の名をや立つらん、(高野參詣日記)

と詠じ歌は正三位宮小路貞直の筆なる、かげしや袖のの歌と共に石に鐫られて立てり、本殿の構造は



梁間壹丈三尺、桁行壹丈二尺、入母屋千鳥破作り、上に千木、鯉木四箇、表は千鳥唐破風御拜付き、上に千木、鯉木貳個、檜皮葺拜殿の帖壁に藤原文錦の畫きし龍虎の圖あり、長さ各壹丈二尺、幅六尺にして、天保元年岸和田藩主岡部氏の寄進なれども、後明治十八年虎書は竊取せられて龍書のみ残り。

### 高石濱

往古歌上に有名なる高師の濱は今は高石濱と書し、昔時は高師、又は脚とも書けり、持統天皇の難波の宮に幸し給ひしとき置始、東人の大伴の高志の濱と詠せしを以つて見れば、當時は或ひは攝津に屬せし者の如し。

太上天皇幸千難波宮時歌

おほともの高師の濱の松が根をまきてしぬれど家ししぬばゆ(葉)

然れども紀貫之が藤原忠房に答ふる歌に於いて和泉と詠せしを以つて順徳院は八雲御抄に攝泉兩國に通ずとし給ひき、蓋和泉國の初めて置かれしは元正天皇の靈龜二年四月にして其の以前は河内に屬せしが、當時の境界の不明なる、或ひは人をして其の所屬を詳に辨せしめざりしに非ざるか、或ひはみ津の名稱の極めて漠として此の邊までも含まれしものか、然れども持統天皇の御宇には明らかに河内に屬し、隨ひて靈龜二年四月以後は伊泉國たりしは紀に載する所によりて明らかなり。

持統天皇紀

三年秋八月丙申禁斷漁獵於攝津國武庫郡海一千步内、紀伊國阿提郡那耆野二萬頃、伊賀國伊賀郡身野二萬頃、置守護人准河内國大鳥郡高師海。

今は和泉國泉北郡に屬し、高石村海濱の總稱にして、一帶の白沙遠く南方に連なり、有名なる濱寺の公

園の如きも其の一部に入り、細漣緩かに岸に寄せて耳語するもの、如し、眺望絶佳にして實に宛然畫中の景なり。

日本靈異記

大花上大部屋栖野古連公者紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也、天年澄清尊重三寶、案本記曰、敏達天皇之代和泉國海中有樂器之音聲如笛、琴、篋、篋、篋、等聲、或如雷、振動、晝鳴、夜耀、指東而流、大部屋栖古連公聞奏、天皇嘿然不信、更奏、皇后聞之、詔連公曰、汝往看之、奉詔往看、實如聞有當、霹靂之補矣、還上奏之、泊乎高脚濱、今屋栖伏願、應造佛像焉、皇后詔宜依所願也、連公奉詔大喜、告島大臣、以傳詔、令大臣亦喜、請傾直水田、雕造佛并三軀像、居于豐浦堂、以諸大仰敬(詳海)

古今 沖つ波たかしの濱の濱松の名にこそ君を待ちわたりつれ。

紀貫之

家集 身をわぶる涙は今も和泉なる、たかしの濱にみつる沙なり。

凡河内躬恒

金葉 音に聞く高石の濱の徒波は、かけじや袖のぬれもこそすれ、

一宮紀伊

千五百番、たさつ波高しの濱のさ夜千鳥跡もさだめぬ聲きこゆなり。

藤原隆信

續古今 徒波の高しの濱の磯馴松なれずば掛けて我れ戀ひめやも。

藤原定家

王吟 打波の高しの濱の真砂地にかひたる松の根こそあだなれ。

藤原家隆

御集 戀すてふ名のみ高石の濱千鳥なく、かへる袖のあだ波、

後鳥羽院

建保名所沖つ波高石の濱の松もな波ぬる、計の名にこそありけれ。

順徳院

同 よる波も高石の濱の松が根の、かわく間もなき枕なりけり。

定衛

同 風や荒き波や高石の濱千鳥ふみかよひこし跡もたぬる。

藤原俊成女

同 まつとだに人はかけても白波の、高石の濱に袖はぬれつゝ。

兵衛内侍



同。無名のみ世には高石の濱松のつれなき色に戀ひや渡らん。藤原知家  
 同。戀すてふ名のみ高しの濱千鳥さのみや浪の底になくべき。藤原範宗  
 同。もの思ふ波の高しの濱松のまつもむなしき色にふりつゝ。藤原行家  
 同。無名のみ高しの濱の松が枝に、いかなる風のたけず吹らん。藤原爲氏  
 同。沖つ波たかしの濱の松の根の、あらはれかたうたつ霞かな。藤原爲氏  
 續拾遺。しは風の音もたかしの濱松に、霞みてかゝる春のゆふなみ。平親清女  
 新千載。松が根の高石の濱の沖つ波、ふよばぬ色にかけて戀ひつゝ。藤原爲定  
 同。沖つ波よする高石の濱松の、ねには泣けども人ぞつれなき。藤原盛徳  
 新拾遺。沖つ浪たかしの濱の汐風に、夜や寒からし田鶴ぞ鳴くなる。善源法師  
 新葉。たつ名のみ高しの海士の濡衣、袖まき干さん波の間もがな。妙光寺  
 草庵。風吹けば高師の濱の徒波を、つばさに掛けて千鳥なくなり。頓阿法師  
 自撰歌。妻こふる聲も高師の濱松の、まつ夜ふけぬと千鳥なくらし。本居宣長

等乃伎神社

取石村大字富木の東方神ノ前に鎮座せる式内の神社にして天兒屋根命、菅原道真を祀る。創建の年月詳かならず。姓氏録によるに和泉神別に殿木連ありて天兒屋根命の後なれば、蓋連等の其の祖神を祀りしものならん。和名抄にも當國に常陸、邑あり。社域は近く人家に接して松樹雜木森鬱とし、社殿は西南に面し四方田園開けて遠く社頭を望むを得。今村社たり。

專稱寺

同村大字綾井に在り古の綾井城の趾なるを以つて城蹟山無量壽院と稱し、本尊は阿彌陀佛なり。應仁年中沼間日向守任世此に據り、紀の淺野某と兵を構へ將に大雄寺濱寺を焼かんとす。家人馬場政清之れを諫むれども聽かず、直ちに火を放つ。政清猛火を冒して寺に入り本尊を負ひ出で、城深に投じ身も亦討死せり。降りて天文十三年亥癸亥徹夢告に依りて深中に靈像を獲、初めて城趾に法堂を建て、安置せしもの即是れなりといふ。封疆千餘坪を有し、裡に殿堂軒を接せり。

大歳神社

大字綾井の東南に鎮座せる神社にして、延喜式内の舊社なりと傳ふれども、其の他に同名の社なほ五名ありて孰れか眞の式内社たるを知らず。大歳神は素盞鳴命の御子、聖神の御父なり。現時村社にして社域三百九十坪を有し、大字市場と共祭の産土神たり。

日部驛

鶴田村大字草部は道臣命の部下の居住せし所にして、人家多く同名の神社ありて延喜式に出でたり。然れども其の遺跡今詳かならず。又本居宣長は此の地を以つて孔舍衙阪とせり。阪は長骸彦の神武天皇と皇兄五瀬命とを邀へし所にして、詳しくは河内國中河内郡暗峠の條に記せり。參照すべし。

日部神社

大字草部に在り、邑の中央字輪之内に鎮座せる延喜式内の神社にして、彦座命を祀れり。命は姓氏録和



泉國神別の部に見ゆる日下部首の祖なれば、或ひは日下部首の其の祖神を祀りしものならん、社域六十六坪許ありて今村社たり。

### 伽羅橋

葦田川大字草部より來たりて高石村大字今在家を貫流し、紀州街道の北方より來たるもの、茲に一橋を架す、是れ即伽羅橋なり、別に千貫橋と稱し、古この橋板沈香を以つて造りしに人あり、窈かに響きて錢千貫を得しより此の名ありといふ、現時伽羅と名づくるは蓋この俗傳より來たれるものならん、長六間、巾二間、要路に架せるを以つて常に交通を絶たず。

### 蜂田神社

八田莊村大字八田寺の南方宮ノ山に在り、延喜式内の神社にして天兒屋根命、菅原道真を祀る、姓氏錄和泉神別に見ゆる天兒屋根命の裔なる蜂田連などの祭りしものなるべし、社殿は頽破せしが近時修補を加へ、村社にして邑の産土神なり。

### 華林寺

大字八田寺にあり、眞言宗の無本寺なり、古は蜂田寺と稱し、僧正行基の開基せし、巨剎にして邑名も亦是れより起れりといふ、然れども今の寺號に改めしは何時代なるか詳かならず。

### 家原寺

堺市の南里許、八田莊村に大字家原寺あり、三代實錄貞觀十四年八月の條、十三日辛亥左京人主税頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主計頭從五位上兼行但馬權守家原宿禰繩雄從五位下行侍醫家原宿禰善宗外從五位下行曆博士兼陰陽助家原宿禰郷好主税助正六位上家原宿禰春郷算得業生從八位上家原宿禰繁居學生從八位下家原宿禰良居等賜姓朝臣氏主父宿禰富依天長三年賜姓家原連之日富依修解備富依先出自漢光武皇帝也、氏主今言曰先出自宣化天皇第二皇子延曆十八年進本系之日以後漢光武皇帝爲祖者誤也、父子所稱始稱之所出先後不同未知誰是矣、但姓氏錄所記可謂得實正焉、是れ壯年天下を周遊し、和尙來の聲を聞くとときは道俗爭ひ來たりて禮拜し化を慕ひて追隨するもの動もすれば千を以つて數へ、留る處に道場を建て其の畿内にあるものゝみにして四十有九、又到る處に山を開き道を通じ、或ひは橋を架し、或ひは池を穿ち、百姓今に至りても尙其の澤を蒙り崇拜して佛とせる稀世の偉人行基が出生の地とす、行基天智天皇の七年を以つて此の地に呱呱の聲を擧げ、文武天皇の慶雲元年三十七歳にして叢原を拓き初めて精舎を創したるもの即是れ此の家原寺たり、今は眞言宗金剛峰寺の末にして、初一草堂に文珠、釋迦、普賢の三尊を安置して鎮護國家の祈願所とせしより、家原文珠の稱今も尙世に著はる、文武天皇は稻三千束を永代下付するの朱印を賜ひ、聖武天皇は天平二年京倉を發き禁材を出だし勅して伽藍を改造せしめられき、是に於いて方六十尺、廊廡を廻らし堡障を設け、前に高門を立て左右に樓鐘樓鼓を置き、東南に三層塔あり、西に藥師堂あり、其の他良隅に食堂ありて繪楯畫楹莊嚴美麗を極め、地形巨獅の寐たるに似たるを以つて一乘山菩提峰と號し、行基出生の地なるが故に家原寺と名づけ、三十二箇の支坊ありて隆昌を極めき、後、歲と共に衰頽せしを後嵯峨天皇の寛元三年僧正眞正來たりて戒壇を設けしより法燈二たび明かなりしが、尋いで建武の兵亂に軍馬の巷となりて更に荒廢に歸し、後龜山天皇の永徳年中佛法上人留錫して中興せしに、復永祿十二年